創業･IT等ワーキング･グループ関連

提案事項名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　該当頁

1	－	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保	･･･････ 1
2	－	生命保険募集における従業員等の保護等に係るルールの実効性確保	･･･････ 2
3	－	大量保有報告書を提出する様式の改善	･･･････ 3
4	－	法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール（いわゆる構成員契約ルール）の維持	･･･････ 3
5	－	銀行等による保険販売における弊害防止措置の見直しにあたっての慎重な検討	･･･････ 4
6	－	対中国水産食品輸出に必要な衛生証明書の廃止。また廃止までの間、保健所などの機関で同証明書を発給できるようにすること	･･･････ 4
7	－	大型商業施設建設の用途地域要件の緩和	･･･････ 5
8	－	都市部における、大規模小売店舗建て替えに際しての駐車場確保規定の規制緩和	･･･････ 5
9	－	調理師養成施設を卒業する留学生の調理業務への従事に係る要望	･･･････ 6
10	－	原付１種の速度制限について	･･･････ 7
11	－	車検	･･･････ 7
12	－	アプリ（前払式バーチャルコイン付き）廃止時における日刊新聞への公告義務について、電子的な代替手段を活用する	･･･････ 8
13	－	幼稚園・保育園の送迎バスの使用しない時間を買い物支援に活用	･･･････ 8
14	－	風営法における24時までの営業規制撤廃について	･･･････ 9
15	－	公有地の拡大の推進に関する法律の緩和	･･･････ 9
16	－	建築基準法の緩和	･･･････ 10
17	－	財務報告のための内部統制制度の緩和	･･･････ 11
18	－	四半期決算短信の四半期報告書への活用	･･･････ 12

19－太陽光発電のための長期屋根借り制度の整備（１） ・・・・・・・・・ 13
20－太陽光発電のための長期屋根借り制度の整備（２） ・・・・・・・・・ 13
21－主任技術者の確保(1) ・・・・・・・・・ 14
22－主任技術者の確保(2) ・・・・・・・・・ 14
23－「独占禁止法改正法案」を一部修正する ・・・・・・・・・ 15
24－建築物の屋上に設置する太陽光発電設備設置基準の見直し ・・・・・・・・・ 16
25－建築基準法旧第38条大臣認定（耐火・避難）取得建築物の現行法上の取扱い適正化 ・・・・・・・・・ 17
26－超高層建築物の大臣認定期間の短縮 ・・・・・・・・・ 18
27 建築材料の品質に係る性能評価制度の弾力的な運用 ・・・・・・・・・ 19
28 小屋裏等に設置する収納スペースの容積不算入の徹底 ・・・・・・・・・ 20
29 屋根等を付帯する橋梁の躯体部分構造への道路橋示方書の適用 ・・・・・・・・・ 21
30 屋上に設置する設備機器の高さ算入要件の緩和 ・・・・・・・・・ 22
31 非常用エレベーターへの機械室を有しないエレベーターの適用 ・・・・・・・・・ 23
32 エレベーターの煙感知器点検口におけるスイッチ等の設置規定の緩和 ・・・・・・・・・ 24
33 機械室なしエレベーターの昇降路内温度上昇に関する要件の見直し ・・・・・・・・・ 25
34 既存建築物に係る確認申請ならびに完了検査の取得手続きに係る法整備 ・・・・・・・・・ 26
35 旧耐震基準マンションの建て替え促進に向けた容積率緩和 ・・・・・・・・・ 27
36 市街地再開発事業における一団地の総合的設計制度等に係る同意基準の緩和 ・・・・・・・・・ 28
37 再開発等促進区における公開空地申請の柔軟化 ・・・・・・・・・ 29
38 都市再開発法施行区域要件の見直し ・・・・・・・・・ 29
39 都市再開発法における都市計画事業認可手続きと組合設立認可手続きの簡素化 ・・・・・・・・・ 30
40 都市再開発法組合設立要件の緩和 ・・・・・・・・・ 31
41 都市再生特別地区における容積率の最高限度の下限の緩和 ・・・・・・・・・ 32
42 区分所有法における建替え決議要件の見直し ・・・・・・・・・ 33
43 借地借家法における正当事由制度の見直し ・・・・・・・・・ 34
44 良質な賃貸住宅等の供給促進に関する特措法の見直し ・・・・・・・・・ 35
45 宅建業者間における重要事項説明義務の軽減 ・・・・・・・・・ 36

46　宅地建物取引業法における「契約締結等の時期の制限」の要件の見直し ・・・・・・・・・ 37
47　建設業法上の法人の「役員」要件の見直し ・・・・・・・・・ 38
48　建築業許可手続きにおける書類提出の緩和 ・・・・・・・・・ 39
49　建設業法上の現場代理人の要件の周知徹底 ・・・・・・・・・ 39
50　主任技術者および監理技術者の雇用関係の取り扱いの緩和 ・・・・・・・・・ 40
51　建設業法に基づく技術者設置要件の緩和 ・・・・・・・・・ 41
52　監理技術者制度運用マニュアルの適切な運用の周知徹底 ・・・・・・・・・ 42
53　電気通信工事における監理技術者資格者の要件緩和 ・・・・・・・・・ 43
54　電気通信工事における主任技術者および監理技術者の設置基準単位の明確化 ・・・・・・・・・ 44
55　住宅瑕疵担保履行法上の供託に関する販売戸数の合算 ・・・・・・・・・ 45
56　建築整備士による建築物の各種申請に係る設備関係規定の適合確認の可能化 ・・・・・・・・・ 46
57　建築物における駐車施設の附置要件の緩和 ・・・・・・・・・ 47
58　道路占用許可対象物の見直し ・・・・・・・・・ 48
59　第三種旅行業が取扱う企画旅行の実施範囲の拡大 ・・・・・・・・・ 49
60　トラック、トレーラーの車検期間延長 ・・・・・・・・・ 50
61　タグアクスルトラクタの導入促進 ・・・・・・・・・ 50
62　ブローバイガス還元装置に関する要件の見直し ・・・・・・・・・ 51
63　登録自動車のナンバープレート封印に関する資格要件の統一 ・・・・・・・・・ 52
64　特殊車両通行許可の期間の延長 ・・・・・・・・・ 52
65　緊急通行車両への優先給油に係るルールの策定 ・・・・・・・・・ 53
66　限定近海船への船舶料理士の乗船不要化 ・・・・・・・・・ 54
67　操縦士学科試験の受験機会の増加 ・・・・・・・・・ 55
68　航空機登録記号の変更 ・・・・・・・・・ 56
69　航空障害灯の設置基準の緩和 ・・・・・・・・・ 57
70　無人航空機による管制空域の飛行実現に向けた法体系の整備 ・・・・・・・・・ 58
71　大規模小売店舗に対する都市計画法による用途規制の緩和 ・・・・・・・・・ 59
72　低層住居専用地域へのコンビニエンスストア出店の可能化 ・・・・・・・・・ 60

73　大規模小売店舗立地法に基づく届出手続の簡素化・迅速化　･････････ 61
74　大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針における必要駐車台数の見直し　･････････ 62
75　酒類販売業免許における通信販売の取り扱いに関する要件緩和・見直し　･････････ 63
76　たばこ小売販売業の許可基準における距離基準の撤廃　･････････ 64
77　企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の容認　･････････ 65
78　建設工事における発注者による資源の有効利用　･････････ 66
79　建設汚泥の自ら利用の促進　･････････ 67
80　県外産業廃棄物流入規制の見直し　･････････ 68
81　優良産廃処理業者認定の増加に向けた実地確認の簡素化　･････････ 69
82　バイオマス発電の普及に向けた再生利用認定制度の対象範囲拡充　･････････ 70
83　広域認定制度における廃棄物収集運搬会社等の活用　･････････ 71
84　容器包装リサイクル法における量・比率等算出のための調査方法の見直し　･････････ 72
85　PCB廃棄物の届出頻度の見直し　･････････ 72
86　微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入　･････････ 73
87　瀬戸内海環境保全特別措置法上の手続きの簡素化　･････････ 73
88　瀬戸内海環境保全特別措置法許可申請手続きの簡素化　･････････ 74
89　設備投資の促進に向けた土壌汚染対策法の届出要件の緩和　･････････ 74
90　工事の作業路網の整備に関する土壌汚染対策法の届出の廃止　･････････ 75
91　舗装を行う際の土壌汚染対策法の届出の廃止　･････････ 76
92　土壌汚染対策法の届出対象の見直し・明確化　･････････ 77
93　土地の形質変更時の土壌汚染対策法の届出の簡素化　･････････ 78
94　土壌汚染対策法の要措置区域・形質変更時届区域の指定の迅速化　･････････ 79
95　土壌汚染対策法における自然由来の物質の対象除外　･････････ 80
96　土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域内における杭施工方法の追加　･････････ 81
97　洗浄施設（流し台など）の設置、変更の水質汚濁防止法の許可申請期限の短縮　･････････ 82
98　ＪＩＳ６種 シリコーン油使用電気設備の特殊消火設備省略の特例化　･････････ 83

99	公有水面埋め立ての緩和	・・・・・・・・・84
100	河川管理施設等の設置基準の明確化	・・・・・・・・・85
101	環境アセスメントの迅速化	・・・・・・・・・86
102	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化	・・・・・・・・・87
103	火力発電所をリプレースする場合の配慮書手続の簡素化	・・・・・・・・・88
104	主任技術者制度の解釈及び運用（内規）で定める外部委託時の点検内容の見直し	・・・・・・・・・89
105	一般電気工作物工事に従事できる者の要件の見直し	・・・・・・・・・90
106	電気事業法等エネルギー三法における引用規格に関する運用の見直し	・・・・・・・・・91
107	保安管理業務に関する各産業保安監督部の見解の統一	・・・・・・・・・92
108	電気保安管理業務の外部委託に係る主任技術者の選任義務要件の緩和	・・・・・・・・・93
109	非常電源専用受電設備（認定キュービクル）に係る改造の定義の見直し・明確化	・・・・・・・・・94
110	電気主任技術者兼任要件の明確化	・・・・・・・・・95
111	小水力発電所、風力発電所、太陽光発電所などにおける電気主任技術者等の選任要件の緩和	・・・・・・・・・96
112	発電所の工事に必要な専任技術者の選任要件の緩和	・・・・・・・・・97
113	多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し	・・・・・・・・・98
114	圧縮天然ガス自動車の検査の合理化	・・・・・・・・・99
115	地下水の熱利用に向けた揚水規制の改善	・・・・・・・・・100
116	下水道管内への熱交換器の設置の容認	・・・・・・・・・100
117	省エネ法の届出・報告制度の合理化	・・・・・・・・・101
118	省エネ法の消費電力量測定条件の見直し	・・・・・・・・・102
119	省エネ法のエネルギー使用量定期報告における対象の見直し	・・・・・・・・・103
120	省エネ法に基づく主務大臣への報告と、地方自治体の地球温暖化対策条例等に基づく首長への報告の一元化	・・・・・・・・・104
121	各種法定図書等の二次利用可能な形態での電子化の義務付けと要件緩和・見直し	・・・・・・・・・105
122	デジタル教科書の普及に向けた規制緩和	・・・・・・・・・106
123	教育目的に利用するデジタル教材等の活用に向けた関連法制度の整備	・・・・・・・・・107

124	戸籍システムのクラウド化推進	・・・・・・・・・108
125	生活保護受給資格問い合わせフォームの標準化	・・・・・・・・・109
126	法人の電子申告フォームの簡素化	・・・・・・・・・110
127	地方自治体に対する入札参加資格申請手続きの簡素化	・・・・・・・・・111
128	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化および窓口の一本化	・・・・・・・・・112
129	全地方自治体における償却資産税の電子申告・届出（eLTAX）の可能化	・・・・・・・・・113
130	自治体から金融機関への決済データのオンライン化推進	・・・・・・・・・114
131	地方自治体の歳入に用いる証券の範囲の見直し	・・・・・・・・・115
132	電気通信事業法の適用範囲に関する有権解釈の変更	・・・・・・・・・116
133	国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減	・・・・・・・・・117
134	PFI法の対象事業への情報システムおよびデータベース整備・運用事業の追加	・・・・・・・・・118
135	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	・・・・・・・・・119
136	外国の子会社対象会社の買収、外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の特例・緩和	・・・・・・・・・120
137	保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	・・・・・・・・・121
138	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和	・・・・・・・・・122
139	少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止	・・・・・・・・・123
140	外部委託先の監督についての明確化	・・・・・・・・・124
141	投資法人の計算書類等の投資主への電磁的提供制度の緩和	・・・・・・・・・125
142	貸金業法の規制対象の明確化	・・・・・・・・・126
143	債権管理回収会社の取扱い債権の拡大	・・・・・・・・・127
144	貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大	・・・・・・・・・128
145	独占禁止法９条（一般集中規制）の廃止等	・・・・・・・・・129
146	独禁法９条ガイドラインの見直し	・・・・・・・・・130
147	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	・・・・・・・・・131
148	兄弟会社間の取引についての下請法適用除外の明確化	・・・・・・・・・132

149　郵便・信書便制度の抜本的な見直し　・・・・・・・・・133
150　武器等製造法の手続き緩和　・・・・・・・・・134

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
1	10月1日	12月6日	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保	○内容 銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点等から、引き続き、「融資先募集規制」を中心とした諸ルールの基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。 また、H24／4から適用された、「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」の実効性確保のための措置および、融資先募集規制等の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。 ○理由 銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という秘匿性の高い情報を独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限等に関するルールが定められている。 これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていった際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備されてきた必要不可欠な制度である。 なお、生命保険は保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいことから、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 制度導入時のこれらの課題性は、現時点においても全く解消されておらず、近年の経済環境の悪化を考慮すれば、融資先への銀行等の影響力はますます強まっているとも考えられる。このため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用にご尽力いただくようお願いしたい。 特に、H24／4のルール見直しにおいて実効性確保のための措置が図られた、「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」の確保および融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある、一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	日本生命保険相互会社	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
2	10月1日	12月6日	生命保険募集における従業員等の保護等に係るルールの実効性確保	○内容 法人である生命保険募集人等（以下「法人生保代理店等」）による、その役員・使用人その他当該法人生保代理店等と密接な関係を有する者に対する生命保険募集に係るルールについて、引き続き、現在の基本的な枠組みを維持するとともに、その対象に派遣労働者等を含めていただきたい。 ○理由 法人生保代理店等は、母体企業の従業員等（密接な関係を有する者）に対して多大な影響力を有することから、生命保険募集を行った場合、職制上の地位を利用した圧力募集が行われ、従業員等が意に反する保険加入を強いられる懸念がある。 現行制度は、過去、実際に圧力募集被害が発生した事実を踏まえて、一定の保険契約について、法人生保代理店等（法人代理店が密接な関係を有する法人を含む）の役員・使用人に対する保険募集行為その他の保険契約者等に対する業務上の地位等の不当な利用による保険募集行為を禁止したものであり、従業員等の保護のためには必要不可欠なルールである。従業員等自身が職制上の圧力に抵抗することは極めて困難であり、近年の雇用環境の悪化によって、これらのルールの必要性はますます高まっている。 なお、生命保険は、その保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該従業員等を救済することは極めて難しい。また、法人生保代理店等は、その従業員等に対して、雇用関係等に基づく大きな影響力を有していることから、弊害事例が潜在化する懸念もある。当制度については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ただし、現行制度の保護対象は、法人生保代理店等の役員・使用人とされており、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者等は含まれていない。しかしながら、近年、雇用・就労形態の多様化が急激に進んでいることや、近時の雇用環境の悪化によって派遣労働者等の就労環境が深刻になっていること等を踏まえれば、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者等も当制度の保護対象に追加することが必要である。	日本生命保険相互会社	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
3	10月1日	12月6日	大量保有報告書を提出する様式の改善	個人投資家が大量保有報告書を提出するには、管轄の関東財務局にEDINETの事前登録を行い、その後で様式にしたがって手続きを行う必要があるなど負担が大きい。 そのため大量保有している株式が証券会社を通じて本人名義で取得した株式のみであり、かつ証券保管振替機構で保管されている株式のみの場合は証券会社及び保管振替機構を通じて簡便に大量保有報告書を提出できるよう制度を改めて欲しい。	個人	金融庁
4	10月3日	12月6日	法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール（いわゆる構成員契約ルール）の維持	・職制上の地位（職場の上下関係等）を不当に利用した従業員への圧力募集を未然に防止し、従業員による自由な商品選択の機会を確保する等の観点から、法人である生命保険代理店については、当該法人の従業員等の密接な関係を有する者に対して、所定の生命保険契約の申込みをさせる行為が禁じられている（いわゆる構成員契約ルール）。 ・生命保険商品には長期性、再加入困難性等の性質があり、仮に圧力募集等の不適切な行為があったことが事後的に立証されたとしても、保険契約者等の救済を図ることが困難となる場合も想定され、事後的な代替規制ではこうした弊害を未然に防止することは不可能と思われる。 ・このように、本ルールは、生命保険商品の特性を踏まえつつ、従業員として相対的に弱い立場に立つ消費者の権利保護のために設けられたルールとしてこれまでも有効に機能してきており、また、昨今の雇用環境の状況も踏まえれば、引き続き維持すべきものと考えられる。	住友生命保険相互会社	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
5	10月3日	12月6日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の見直しにあたっての慎重な検討	・銀行等は、その預金業務や融資業務等を通じて、顧客の資金状況を正確に把握できる立場にあるとともに、特に中小零細企業などの融資先の顧客に対しては強い影響力を与えうる立場に立つことが少なくない。銀行等によりこれらの情報や影響力を不適切に利用して保険募集が行われた場合、仮に不適切な募集行為があったことが事後的に立証されたとしても、生命保険商品の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者等の救済を図ることがより困難となる場合も想定される。 ・こうした点を踏まえ、銀行等に対しては、非公開情報保護措置、融資先販売規制等の各種措置が講じられているが、これらの弊害防止措置は、消費者利便にも配慮しつつ、消費者保護の観点や中小零細企業の視点に立って設けられたものであり、保険契約者保護の観点から必要不可欠なルールである。 ・昨年4月より、一部見直しが行われたルールが適用されたが、見直し後においてもその枠組みは維持されており、前述のルールの必要性は変わらないと考えられる。今後も、引き続き実効性の確保に努めていただきたい。	住友生命保険相互会社	金融庁
6	10月3日	12月6日	対中国水産食品輸出に必要な衛生証明書の廃止。また廃止までの間、保健所などの機関で同証明書を発給できるようにすること	（1）中国から日本への水産食品輸入については、衛生証明書が不要である。逆の場合には必要となるのは貿易上フェではない。 （2）廃止に至るまでの間は、現行4機関に限定されている衛生証明書発給を、身近な都道府県の機関や各市等の保健所での発給を可能とする。	（一社）九州経済連合会	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
7	10月7日	12月6日	大型商業施設建設の用途地域要件の緩和	建築基準法の改正により、延べ床面積が1万平方メートルを超す大型小売店舗などの大規模集客施設の出店は、「商業」「近隣商業」「準工業」の3種の地域のみ出店可能で、「第二種住居」「準住居」「工業」地域では原則として出店不可となった。新規出店が困難となっていることから、要件を緩和してほしい。	民間企業	国土交通省
8	10月7日	12月6日	都市部における、大規模小売店舗建て替えに際しての駐車場確保規定の規制緩和	大規模小売店舗の新設等の際には、規制により一定の駐車台数を確保しなければならない。今般、都市部の店舗の建替えにあたり、近隣で駐車場を確保できず、売り場面積を縮小して確保した。都市部も郊外も一律の規制となっているが、当該店舗は都市部の地下鉄の駅周辺、利用客は近隣住民であることから、求められている駐車台数は過大と思われる。立地環境に応じて柔軟な対応ができるよう、規制緩和を要望する。	民間企業	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
9	10月8日	12月6日	調理師養成施設を卒業する留学生の調理業務への従事に係る要望	調理師養成施設は、留学生に門戸を開き、専門知識や技術、素養、日本の調理技術の海外輸出のノウハウを持たせるなど、多様な教育を提供しております。 調理師養成施設で職業教育を受けた留学生が、母国に帰り、自ら起業するためには一定期間の現場経験が必要であり、日本国内で調理業務に従事し、現場で経験を積みながら技術の研鑽に励むこともまた重要であり、日本の調理業界等の現場での経験を切望する留学生が増えております。 さらに、調理師養成施設を卒業し、調理師免許を取得した留学生は、調理や海外の食文化等にも精通する専門知識や素養を兼ね備えており、日本の調理現場での経験を積むことで、より実践的な技術、技能に昇華することができ、日本ブランド戦略アクションプランにおける日本の食材、日本料理の海外への普及、情報発信に最適な人材（財）となります。 しかしながら、現行の出入国管理及び難民認定法では、調理業務に従事（就労）するための在留資格取得が困難な状況です。 調理師養成施設を卒業し、調理師免許を取得した留学生が調理業務に従事するためには、入国管理上の環境整備が必要であると認識しており、ただ単に規制緩和して下さいとは考えておりません。例えば、調理師養成施設を中心とした飲食店等の事業者（事業所）との連携、留学生の卒業後の就労に係る就労実施要領、計画の策定及びその適正な運用等、一定の条件を満たすことは当然のことながら必要と考えております。 現制度（規定）においては、調理師養成施設留学生は卒業後直ちに母国に帰国しなければならないということになっていますが、現規定による在留資格において、一定の条件を整え、一定の期間、日本国内で調理業務に従事（就労）できる道を開けて下さることを要望します。 また、規制改革会議等の場において詳細な説明の機会が与えられることを重ねて要望します。	公益社団法人全国調理師養成施設協会	厚生労働省 法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
10	10月9日	12月6日	原付1種の速度制限について	(1)原付1種の速度制限（30キロ／h）の撤廃については、『平成24年中の交通事故の発生状況から、原動機付自転車の危険認知速度が30キロメートル毎時を超える交通事故の死亡事故率が約2.5%と、30キロメートル毎時以下の死亡事故率である約0.8%を約3.1倍も上回る結果が出ており、原動機付自転車の法定速度を引き上げることについては、交通の安全の観点から認められません。』とありますが、提案が原付1種としているのに、回答は原動機付自転車としています。原付1種に絞った死亡事故率を出すべきではないでしょうか？ (2)『交通の安全の観点』からすれば、死亡事故率がゼロパーセントとなる速度を上限とすべきではないでしょうか？極端に言えば、たとえば、死亡事故率がゼロパーセントとなる速度が10キロ／hであれば、10キロ／hを速度制限にすべきです。 (3)原動機付自転車が30キロ／hで死亡事故率が0．8パーセントならば、自動車はどうでしょうか？自動車の法定速度も死亡事故率は同じく0.8パーセントとなっていますか？もし死亡事故率が高いようならば、法定速度を引き下げるべきです。 (4)自動車も原付も死亡事故率が同程度の速度制限（法定速度）とすべきです。	個人	警察庁
11	10月9日	12月6日	車検	車検を全廃してください。アメリカでは約半分の州で車検がありません	個人	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
12	10月9日	12月6日	アプリ（前払式バーチャルコイン付き）廃止時における日刊新聞への公告義務について、電子的な代替手段を活用する	【具体的内容】 前払い式バーチャルコイン付きのアプリを廃止しようとするときは、その旨を「新聞公告」でもって利用者に周知することが義務付けられている。そこで、廃止を周知する手段として、紙メディアである「新聞」だけでなく、自社ウェブサイトなどの電子的な周知方法をもって代えられるような規制改革を求める。 【提案理由】 廃止しようとするアプリは、ビジネスとして収益を上げられていないものが多い。その一方で、日刊新聞への公告には、安くとも数十万円の費用が発生する。アプリ利用者の残金が×万円であっても、新聞公告に数十万円超をかける事態が発生しており、費用対効果を考えると疑問がある。また、アプリの利用はサイバースペースで行われるものであるにもかかわらず、新聞という紙メディアのみに周知方法を限定していることは不合理であり、利用者に広く効果的に周知する観点からも、サイバースペースでの代替手段を認めるべき。	新経済連盟	金融庁
13	10月10日	12月6日	幼稚園・保育園の送迎バスの使用しない時間を買い物支援に活用	都会の交通量が多い所や横断歩道を買い物カートが重くて渡れない買い物弱者を支援するために、幼稚園・保育園の送迎バスが使われない時間帯１回のみ子供の送迎ルートを利用して買い物支援ができないものでしょうか。 ルートや乗車許可は国土交通省から許可が必要だと思います。また、利用者については、転倒などの心配につき厚生労働省の要介護の買い物支援の介護士１名が同乗できないものかどうか。検討していただきたいと思います。モデルケースとして、１部の地域で申請できないものでしょうか。このことが協力できれば、過疎地域や都会でも多くの高齢者が助けられると思います。	個人	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
14	10月10日	12月6日	風営法における24時までの営業規制撤廃について	現在風営法では24時以降の営業を禁止しているが、これを撤廃し各自治体の運用に任せるようにしてはどうか。 理由としては、画一的に禁止しているが繁華街であれば24時以降の営業であっても問題なく、時間を延ばせば夜の経済圏の成長が見込まれるということ、それと実態にそぐわないということがあげられる。 検討して頂きたい。	個人	警察庁
15	10月10日	12月6日	公有地の拡大の推進に関する法律の緩和	一定規模以上の土地（市街化区域：3，000m2以上）を売却しようとする場合は、その全件について、「公有地の拡大の推進に関する法律」第4条の規定に従い、契約締結前に市町村長を通じて都道府県知事に届出をし、買取を希望する地方公共団体の有無を確認する必要がある。この際、届出に売却相手先、売却価額等、具体的な条件の記載が求められていることから、売却に係る諸条件を確定した上で届出を行う必要があるため、土地取引の最終段階に至るまで地方公共団体の買取り有無が確認できず、またその結果が判明するまでの期間について当該土地取引が停滞することとなる。 しかし、使用用途が限定されている工業専用地域の土地を売却する場合など、地方公共団体が買取を希望する可能性が極めて低いケースもあり、画一的に本届出を求める現行制度は、企業における安定、かつ円滑な土地取引の妨げとなっている側面がある。 そこで、企業が所有地の売却を検討するにあたり、土地売却に係る売却先、具体的条件が定まっていない状況においても、企業からの申請によって地方公共団体の買取希望の有無を事前に確認することができ、買取希望ありの場合は速やかな地方公共団体による買取を、また買取希望なしの場合は実際に売却が決まった際に本届出が免除される制度の創設を要望する。仮にかかる制度の創設が難しい場合においても、現行制度の届出から結果通知までの期間の短縮を要望する。	石油化学工業協会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
16	10月10日	12月6日	建築基準法の緩和	既に建築中の建築物がある同一の敷地内に別棟の建築を行う場合、個々の建築物別の建築確認申請ではなく、先行物件の変更申請とすることが求められており、以下のような不都合が生じている。 (1) 変更申請となるため、先に申請している物件の確認中（審査中）は、新たな申請を行なえない。そのため、数ヶ月単位で、申請時期が遅れることが生じる。 (2) 先に申請している工事が全て完了しない限り、新たな申請は変更申請となるため、何度も変更申請を繰り返さざるを得ないことが起こり、手続きが煩雑となる。 (3) 単体の建築が完了した時点で、別の建築を行なっていると仮使用手続きが必要となり手間が増える。また、上記(2)のように変更申請が発生すると、一旦届出を行った仮使用期間について別途変更の届出を行う必要が生じ、更に手間が増える。 (4) 同一敷地内で建築主が異なる場合があり、そのような場合、上記(2)の変更申請手続きや上記(3)の仮使用手続きがより煩雑となる。 そこで、建ぺい率や容積率について明らかに問題がない一定以上の面積を有する敷地の場合、別棟の申請は変更申請ではなく個別の申請とできるよう法6条の該当条文の例外規定を制定し、手続きの簡素化・迅速化を実現したい。 なお、法が求める各種規定は個別申請の確認で十分にチェック可能と思われるが、個別申請とすることによって必要なチェックが担保できないと考えられる場合は、個別の申請に敷地内の他の建築物件の情報を付記することで全体が分かるようする等、工夫を施すことで実現可能と思われる。	石油化学工業協会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
17	10月11日	12月6日	財務報告のための内部統制制度の緩和	財務報告のための内部統制制度については、金融庁企業会計審議会内部統制部会での議論を踏まえて、監査対象とすべき範囲の柔軟化等の簡素化が図られたが、内部統制制度の構築、運用、監査のコストとそれによるベネフィットの観点から、簡素化が不十分と考えられる。財務報告のための内部統制制度の更なる簡素化を要望する。 【提案理由】 財務報告のための内部統制制度は、「不適正な財務諸表が作成されない」ための制度としては、細部にこだわりすぎたコストのかかる制度の感がある。そのため、2011年度には簡素化方向での見直しが行われた。 しかし、まだ目的に比して細かすぎる制度であるため、財務報告のための内部統制制度の更なる簡素化を要望する。 特に、IT関連の監査は一つ一つのプログラムの動作確認を求めたり、詳細なプログラム修正の証跡を求めたりシステム細部に入り込み過ぎており、本来の目的からして、過剰なものに感じられる。	石油化学工業協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
18	10月11日	12月6日	四半期決算短信の四半期報告書への活用	2011年度から四半期決算報告書が簡素化され、財務諸表部分では四半期決算短信とほぼ同じとなった。四半期決算短信に記してある事項は、四半期報告書への記載を免除し、四半期決算短信の添付で足りるようにする。 【提案理由】 上場企業は、年3回の四半期決算では、証券取引所の様式による「四半期決算短信」と金融商品取引法による「四半期決算報告書」を作成している。 記載を求められる項目・様式は両者で異なるものの、最も重要な財務諸表（貸借対照表、損益計算書など）は基本的に同じである。 決算短信の発表のほうが四半期報告書の提出よりも早いことが一般的である。後から提出する四半期報告書では、決算短信に記載されている経営成績の説明、財務諸表部分は省略し、決算短信の添付で済ませることができるように改正を望む。 根拠法令に由来する記載の異同にこだわらず、公開企業のディスクロージャーの観点から、大胆な見直しを望む。	石油化学工業協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
19	10月11日	12月6日	太陽光発電のための長期屋根借り制度の整備（1）	屋根を借りて太陽光発電を設置する場合の発電事業を担保する方策とそれを検討する場の設置を要望する。 （ 関係法令との関わりも大きく簡単では無いことも承知しているが、長期屋根借り制度を整備することにより、太陽光発電設置による「20年間の発電事業を担保する」方策。）	（一社）太陽光発電協会	経済産業省 法務省
20	10月11日	12月6日	太陽光発電のための長期屋根借り制度の整備（2）	○金融機関も交え具体的方法を検討する場の設置。 ・固定価格買取制度の導入に伴い新たな発電事業形態として「屋根を借りて太陽光発電事業」を行うビジネスモデルが生まれるかに見えたが、多くは計画に留まり実現されていない。 ・現行の不動産登記制度では土地や建物の登記は可能であるが、不動産の一部である「屋根」の登記を認めていないことにある。 ・発電事業者にとっては、屋根を借りる権利が担保されず、第三者対抗要件が具備できないことにより、以下の懸念がある。・建物所有者が建物を譲渡した場合、屋根の賃貸借契約が引き継がれない。 ・建物所有者が倒産し管財人から撤去命令が出された場合、発電事業は対抗要件を持たない。 ・その結果、20年間の長期にわたる事業継続が担保されず、金融機関からの資金調達が厳しくなる。これは、当該企業の信用を担保として発電設備建設資金の融資を行う「自社導入」の場合も同様である。 ・例えば、屋根の登記が認められれば、その建物を所有する企業の与信とは別枠で融資が可能である。狭い国土の日本において、屋根は太陽光発電の設置にあたり有望な遊休資産である。また、現在価値を生んでいない屋根の有効活用が大きく拡大する。・その実現にあたって、次の2つの方法が想定される。①太陽光発電設備設置の屋根又は屋上についての賃借権（現行の民法では、賃貸借を登記した場合に賃借権の対抗力を認めている（民法第六百五条）ものの、「不動産登記令第二十条第四号」にて「申請が一個の不動産の一部についての登記（中略）を目的とする時は登記申請を却下すべきもの」と定めている。「不動産登記令第二十条第4号」を改正し、太陽光発電設備設置の屋根又は屋上については賃借権を設定出来るようにする。）②民法第六百五条の例外規定を定めた特別法の制定（借地借家法第三十一条第1項では建物の引渡による対抗力の具備を認めているが、建物の屋根又は屋上部分は借地借家法上の「建物」には該当しない。民法第六百五条の例外規定を定めた特別法の制定が考えられる。		

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
21	10月11日	12月6日	主任技術者の確保（1）	主任技術者の兼任要件の緩和を要望する。（安全を確保することでの兼任要件の緩和。） ・主任技術者の選任に関して、従来1MW未満であった外部委託承認範囲が2MW未満まで引き上げられ、兼任業務との組み合わせで主任技術者の不足対応が整備されることになった。 ・2MW以上においても、同一敷地内の複数設備に関しては双方に資本関係が無い場合でも設置者間で保安に関する協定が結ばれている場合は兼任が認められることとなった。 ①一定規模まで（例えば20MW）は、同一敷地に位置する設備でなく、発電事業者が異なる複数の設備での場合も、保安に関しての常時遠隔監視や緊急遠隔遮断など一定の要件が整備されていれば、第2種主任技術者の兼任が認められることを要望する。 ②設置サイトに常駐しなくても、常時遠隔監視、緊急遠隔遮断、一定の時間でのアクセス等を条件として安全を確保することで、電気主任技術者の兼任を可とする運用可能を要望する。	（一社）太陽光発電協会	経済産業省
22	10月11日	12月6日	主任技術者の確保(2)	主任技術者の人員確保のための施策を要望する。 主任技術者試験を現行の1回／年から2回以上／年として、資格者の増員を企画することを要望する。	（一社）太陽光発電協会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
23	10月13日	12月6日	「独占禁止法改正法案」を一部修正する	1 「独占禁止法改正法案」の「審判制度の廃止」を「審判制度」と「不服審査手続」の併用制度へ修正提案 　第183回国会に提出中の「独占禁止法改正案」（現在閉会中の衆議院で審査）で、「審判制度を廃止」し「不服審査手続」に移行とあるのを、「審判制度」と「不服審査手続」の両方を併用する制度に一部修正する。 2 「独占禁止法改正法案」の現状 　公正取引委員会の排除措置命令等に対する不服申立てを、全て「不服審査手続」に移行させている。 3 「独占禁止法改正法案」の問題点 　事業者の不服申立ての手続きが、全て「不服審査手続」に限られ、「審判制度」を選択することが出来ない。 　こうした「不服審査手続」は、大企業等（門外漢の裁判所に判断を仰ぐ）や弁護士等（報酬が大きくなる）にメリットがあるものの、零細企業、中小企業、大企業等で資力の弱い事業者に、大きなリスク（訴訟業務と訴訟経費が大きな負担となる）があり、不服申立て手続の活用が困難となる。 4 「独占禁止法改正法案」の一部修正の必要性 　零細企業、中小企業、大企業等で資力の弱い事業者に、不服申立て手続きを容易に活用出来るようにする。 5 どの様に一部修正すれば良いのか 　現在の「独占禁止法改正案」の不服申し立てを、「審判制度」又は「不服審査手続」の何れかを事業者が選択出来る制度に一部修正する。 6 一部修正することでどのように変わるのか（メリット） 　零細企業、中小企業、大企業等で資力の弱い事業者が、不服申立ての手続きを重装備の「不服審査手続」だけでなく、基本的に簡便で経費が僅少な軽装備の「審判制度」を容易に選択出来るメリットがある。	銀座公正取引コンサル株式会社	公正取引委員会

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
24	10月16日	12月6日	建築物の屋上に設置する太陽光発電設備設置基準の見直し	【要望の具体的内容】 屋上駐車場の上部に架台をかけて太陽光発電設備を設置する場合について、増築には該当せず建築確認が不要な場合を具体的に示すとともに、その旨技術的助言等で特定行政庁に明示すべきである。 また、屋上に設置される太陽光発電設備は建築物の高さ規制の算定面積に参入しないことを徹底すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 建築物の屋上駐車場の上部に架台をかけて太陽光発電設備を設置する場合、その下にある駐車場や倉庫スペースについては「屋内的用途」と扱われ、架台・太陽光発電設備が主要構造部としての扱いを受け、建築確認が必要と指導される場合がある。 既存物件を活用した太陽光発電設備の設置にあたり、屋上駐車場は貴重なスペースであるが、建築物扱いとされると容積、防災、構造等に関して一般建築物と同等の仕様を求められ、設置コストが大きくなるため、既存物件において設置が進まない一因となっている。 2012年度の当会要望に対し、国土交通省より、「建築物の屋上に設置する太陽光発電設備を屋根と取り扱うかどうかについては、個別の計画の内容により、特定行政庁が判断しているところです。よって、個別の計画に応じて、現行でも対応可能です。」と回答が公表されているが、どのような計画であれば、「現行でも対応可能（建築確認不要）」なのか具体的な基準等を示すべきである。 また、屋上設置の太陽光発電設備は、2011年3月25日の規制緩和措置「屋上に設置する太陽光発電設備等の高さの算定の取扱いの明確化」により、ほとんどの自治体で高さ規制（水平投影面積の8分の1）に係るペントハウス部分の面積算定の枠外と判断されているが、一部の自治体では依然ペントハウス部分の面積に参入している。この場合、高さ規制に抵触し、設置を諦める事態が発生していることから、改めて上記規制緩和措置を徹底すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
25	10月16日	12月6日	建築基準法旧第38条大臣認定（耐火・避難）取得建築物の現行法上の取扱い適正化	【要望の具体的内容】 建築基準法旧第38条（以下、旧38条）の大臣認定を取得した建築物について、現行の建築基準法令における適法性を確認できるようにすべきである。 旧38条による大臣認定該当部分とそれ以外に分け、該当部分以外を増改築・用途変更する場合は、旧38条大臣認定該当部分の既存遡及を免除すべきである。 また、避難安全検証法の部分適用を積極的に検討すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 旧38条の大臣認定を取得した建築物の増改築、用途変更を行う場合、原則として建物全体について、現行法令基準への適合（既存遡及）が求められる。しかし、旧38条大臣認定は個別の仕様に基づく認定制度であるため、現行法令基準との関係は不明確であり、適合性（既存不適格としての取扱いを含む）を確認できず、建築確認申請ができない。 旧38条の大臣認定取得建築物を現行法令基準（性能規定を含む）に合わせて改修しようとすれば、階段や排煙設備、防火区画など基幹となる構造・設備の改修が不可欠となり、部分的な増改築や用途変更にとどまらない全面改修となる。工事費の莫大さのみならず建物使用の全館中止等が避けられず、実質的に改修は不可能である。 旧38条の大臣認定を取得した良質な建築物の有効活用を促していくためには、一定の要件の下、旧38条大臣認定の有効性を認め、該当範囲を既存遡及の適用除外とする等の特例措置を講じることが必要である。また、旧38条該当部分の改修を行う場合であっても、現行法性能規定の弾力化（部分適用や検証方法の個別認定）により、技術的な解決の道を残すべく最大限の配慮を行うべきである。 旧38条大臣認定建物の改修が可能となれば、建設当時のまま陳腐化した建築物を時代のニーズに合致した建築物として再生・活用することが促進される。また、老朽化設備の改修により建物の安全性能が回復・向上するとともに、防災性能向上への対応も容易となる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
26	10月16日	12月6日	超高層建築物の大臣認定期間の短縮	【要望の具体的内容】 建築基準法第20条にて定める高さ60メートルを超える超高層建築物の許認可の構造耐力に関する大臣認定の期間を短縮すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 高さが60メートルを超える超高層建築物はその安全性について、国土交通大臣の認定（大臣認定）を受ける必要があり、大臣認定を受けるためには、指定の性能評価機関により事前の審査を受けなくてはならない。 現状、性能評価機関にて、委員会や部会の開催も含めた1カ月半程度の審査期間を経た後、評価機関での審査資料や性能評価書を添付して大臣認定を申請し、認定までは2カ月半から3カ月を要している。しかし、既に指定の性能評価機関にて審査を経ていることを踏まえれば、認定まで評価機関と同等の1カ月半程度までは短縮可能だと考えられる。 認定機関が短縮されれば、工事着工、テナント入居の早期化が図られ、経済活動の活性化に寄与することが期待される。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
27	10月16日	12月6日	建築材料の品質に係る性能評価制度の弾力的な運用	【要望の具体的内容】 建築材料の品質に係る性能評価において、汎用性の低い限定的な使用を想定しているものについては、審査内容や審査期間等を簡素化した柔軟な運用を行うべきである。 【規制の現状と要望理由等】 建築物に使用する指定建築材料は建築基準法第37条により、日本工業規格または日本農林規格に適合するもの、あるいは、国土交通大臣の認定を受けたものと定められている。大臣認定を受ける場合、性能評価を通じて、安全上、防火上または衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合していることが求められるが、この性能評価は汎用品を想定した評価内容であるため、かなり多様なケースを想定した審査内容となっている。このため、オーダーメイド品など限定的な使用を想定した建築材料にとっては、過剰な性能を求められてしまう。 例えば、規模の大きな建築物や複雑な形状の建築物に使用する免震装置は、個々の建築物の形状等に応じたオーダーメイドの方が効果的であるが、性能評価を通じて過剰なスペックを求められる。このため、オーダーメイド免震装置の開発意欲が削がれてしまっている。 防災や環境性能の向上に資する新技術の開発を促進する観点から、性能評価について、特定の個別建築物など限定された条件での使用を前提に、審査内容や審査期間等を簡素化した柔軟な運用を行うべきである。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
28	10月16日	12月6日	小屋裏等に設置する収納スペースの容積不算入の徹底	【要望の具体的内容】 小屋裏等に設置する収納スペースにつながる階段が固定階段の場合、当該スペースが収納と判断されるか、納戸と判断されるか、自治体により判断が分かれている。収納に係る面積、高さの規定を満たしている場合、一律、収納と判断し、容積不算入となるよう徹底すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 小屋裏等に設置する収納スペースにつながる階段について、可動はしごを設置する場合は、一律、収納と判断され、容積不算入となっている。一方、固定階段については、安全面からその設置を認め、容積不算入とする自治体もあれば、固定階段が設置されることで、収納に係る面積、高さの規定を満たしていても、納戸と判断し、容積に参入する自治体もある。 このように自治体ごとに固定階段を伴う小屋裏収納に対する判断が分かれており、一律収納と判断するよう徹底すべきである。 小屋裏スペースの活用が進み、住居における空間の有効利用につながることが期待される。また、可動はしごに比べて、安全面で優れる固定階段の設置が進めば、住居の安全性の向上にも寄与するものと思われる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
29	10月16日	12月6日	屋根等を付帯する橋梁の躯体部分構造への道路橋示方書の適用	【要望の具体的内容】 屋根等を付帯する橋梁などの道路構造物（屋根付き歩道橋、上空通路など）について、屋根等の付帯構造を除いた躯体部分に限っては、建築基準法構造関係規定ではなく、道路橋示方書（土木基準）の適用を認めるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 屋根を有しない橋梁については、建築物扱いとならず、国土交通省が定める道路橋示方書（土木基準）に基づく構造設計により安全性が確保されている。一方、近年増えつつある屋根付き歩道橋のような付帯設備を伴う橋梁については、建築物扱いとなり、建築基準法構造関係規定に基づき、安全性を確保しなければならない。 ユニバーサルデザインが求められる中、道路上空に設ける橋梁について、屋根設置の対応が必要になるケースが増加しているが、もともと建築基準法構造関係規定は、橋梁構造への適用を想定しているものではないため、道路橋示方書による設計と比較すると過大設計となるケースが見られる。 屋根等の付帯構造には建築基準法構造関係規定を適用しつつも、橋梁の躯体には従来通り道路橋示方書を適用することで、これまでの橋梁設計実績やノウハウの活用が可能になる。また、道路橋示方書においても、屋根等の付帯設備が追加される場合は、その荷重の増加に応じて基礎部分の強度を向上する等の対応を求められており、付帯設備に応じた安全性を確保することが可能である。 本規制の緩和により、道路橋示方書に基づき設計された既存歩道橋への屋根設置の自由度が高まり、既存ストックを活用した社会資本整備が進むことが期待される。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
30	10月16日	12月6日	屋上に設置する設備機器の高さ算入要件の緩和	【要望の具体的内容】 建築物の屋上部分に設置される設備機器等の水平投影面積が当該建築物の8分の1を超えると、高さに参入されるが、この規制を緩和すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 建築物の屋上部分に設置される設備機器等は水平投影面積が当該建築物の8分の1を超えると、高さに参入されてしまう。 しかし、屋上部分の活用の形態は規制の制定当時より、大きく変化しており、時代環境に則して、本規制を緩和することが求められる。例えば、かつて屋上部分に設置されるものは、高架水槽とセントラル空調用の外調機ぐらいであったが、今では個別空調機の屋外機、屋上受変電設備、屋外発電機設備などが設置されるようになっている。 防災力強化や環境性能向上など、一定の要件の下、高さ参入規制が緩和されれば、屋上部分の有効活用が進み、事業継続性をはじめとする機能強化につながる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
31	10月16日	12月6日	非常用エレベーターへの機械室を有しないエレベーターの適用	【要望の具体的内容】 保護対策を前提に機械室を有しないエレベーター（以下、機械室なしエレベーター）についても、非常用エレベーターへの適用を認めるべきである。建築基準法施行令第129条の13の3第12項に「国土交通大臣の認定を受けたもの」を追加することで、機械室なしエレベーターの非常用エレベーターへの適用を可能とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 機械室なしエレベーターは、1998年から国内市場に登場するとともに急速に普及し、2012年度新設ロープ式エレベーター設置台数の90%を占めるに至っているが、建物高さが31mを超える際に設置が必要な、非常用のエレベーターへの適用は2000年建設省告示第1413号第3号により、認められていない。また、新たに適用を申請することもできない。 非常用エレベーターの設置及び構造については、「昇降機技術基準の解説　2009年版」の中で、建築基準法施行令第129条の13の3第9項の解説として、「ドアスイッチの機能を無効にして戸が完全に閉まりきらなくても運転できる機能（二次消防運転）を備えること」を義務付けている。つまり、消火活動により放水した水が昇降路内に入り込んだ場合でもエレベーターが動くことを求めている。 つまり、機械室なしエレベーターについても、昇降路内に水が入り込んだ場合に昇降路内にある駆動装置と制御器に、水が直接かからない対策または水がかかっても動く対策をすることで、機械室のあるエレベーターと同等の性能および安全性が確保できる。 火災時消防運転の際に昇降路内に水が入り込むことを考慮した防滴対策を行うことで、機械室なしエレベーターの非常用エレベーターへの適用を可能としてもらいたい。屋上等での機械室の設置が不要になれば、建築計画の自由度が拡大するとともに、建築コストが低減される。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
32	10月16日	12月6日	エレベーターの煙感知器点検口におけるスイッチ等の設置規定の緩和	【要望の具体的内容】 エレベーターの昇降路頂部に設置する煙感知器用の点検口について、点検口の下端が頂部すき間寸法より上側に位置する場合は、点検口へのスイッチ及び錠の設置を適用除外とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 エレベーターに係る実際の技術基準等について、建築確認時に「昇降機技術基準の解説　2009年版」への準拠が求められるなど、本解説書が実質的な運用基準となっている。 本解説書では、平成20年国土交通省告示1454号第1号ハについて、「動力線引き込み口やエレベーター及び昇降路内設置機器（煙感知器なども含）の点検口などをさす。なお、昇降路に点検口を設ける場合は、点検口にスイッチ及び錠を取り付けるなどの措置を行い、戸が開いた時にはエレベーターの動力を切り、動かないようにすること。」としている。 しかし、昇降路の頂部に設置する煙感知器用の点検口については、エレベーターが突き上げても点検口まで到達しない場合（具体的には点検口の下端が頂部すき間寸法より上側に位置する場合）には、昇降路外の人または物が、かごまたは釣合おもりに触れるおそれがないので、スイッチ及び錠の設置を適用除外としてもらいたい。 高所におけるスイッチ及び錠の点検作業は危険を伴うものであり、スイッチ及び錠の設置が適用除外となれば、労働災害発生リスクが軽減される。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
33	10月16日	12月6日	機械室なしエレベーターの昇降路内温度上昇に関する要件の見直し	【要望の具体的内容】 本件告示には、機械室なしエレベーターについて「駆動装置及び制御器（以下駆動装置等）を設ける場所には、換気上有効な開口部、換気設備または空気調和設備を設けること。ただし、機器の発熱により駆動装置等を設けた場所の温度が摂氏7度以上上昇しないことが計算により確かめられた場合においては、この限りでない。」とあるが、この内「摂氏7度以上上昇しない」の部分について「摂氏40度を超えない」に変更すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 エレベーターには機械室を有するものと機械室なしのものがある。 一般的に、機械室を有するエレベーターの機械室は建物屋上に塔屋として設置され、機械室なしエレベーターは、建物内部にある昇降路内に駆動装置が設置される。 換気設備等については、機械室を有するものは、建築基準法施行令第129条の9第三号にて、機械室に「換気上有効な開口部又は換気設備を設けること」とされ、加えて、国交省監修の「建築基準法及び同法関連法令 昇降機技術基準の解説」では機械室の室温は摂氏40度以下に保つこととされている。 一方、機械室なしエレベーターについては、上記のとおり、開口部又は換気設備等の設置を原則としつつも、「計算上摂氏7度以上上昇しない場合」の例外規定が設けられている。 「昇降機技術の解説」では、昇降路の温度上昇の上限を摂氏7度としているのは、機械室を有するエレベーターの機械室と同様に、昇降路内温度の上限を摂氏40度とし、昇降路外温度を摂氏33度（日本の夏の日中の最高温度(平均)）と想定したことによるとされ、上昇温度が摂氏7度以下であっても摂氏40度を超えない措置を講ずる必要があるともされている。 ここで、一般的に機械室なしのエレベーターは機械室を有するエレベーターと比較し以下の特性がある。 ① 外気温度や日射の影響を受けにくい ② 昇降路の容積が大きく、かつ乗場扉開閉による空気の出入りがある このため、駆動装置等の設置場所の温度は相対的に低く保たれる。建物内に空調設備がある場合にはその影響を受けることもできる。 この結果、寒冷地はもとより、寒冷地以外の場所においても、上昇温度が摂氏7度以上となっても、温度自体は摂氏40度に至らないと計算される場合があるが、この場合にも換気設備等の設置が必要となる。 昇降路内の温度を摂氏40度以下に保つという本来の主旨から考えれば、この場合の換気設備の設置は不要であると考えるので、告示内容の変更を要望するものである。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
34	10月16日	12月6日	既存建築物に係る確認申請ならびに完了検査の取得手続きに係る法整備	【要望の具体的内容】 確認済証あるいは検査済証が未交付となっている手続き上の違反建築物について、改めて確認申請ならびに完了検査を取得するための手続きを整備すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 現状、改修・修繕工事時の確認申請未提出、あるいは、完了検査の未受検により、手続き上の違反建築物となっている建築物は少なくない。しかし、こうした建築物については、施工部分を撤去した上で、確認申請を行い、確認済証を交付された後、再施工し、完了検査を受けなければならず、現実的に適法化できない状態になっている。 再施工による是正という方法ではなく、現在の状態にて確認申請、完了検査を行い、建築基準関係規定に適合していれば、確認済証あるいは検査済証の交付を得られるよう、法令等の手続きを整備すべきである。 現状、手続き上の違反建築物が不動産取引における障害となることがあり、改めて確認申請ならびに完了検査を行うことが可能になれば、不動産市場の活性化に寄与するものと考えられる。また、手続き上の違反建築物を減少させることにもつながる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
35	10月16日	12月6日	旧耐震基準マンションの建て替え促進に向けた容積率緩和	【要望の具体的内容】 旧耐震基準のマンションについて、現行耐震基準への適合を目的とする建替え計画について、容積率の緩和を要望する。 【規制の現状と要望理由等】 旧耐震基準のマンションのほとんどが容積率に関して既存不適格の状態であり、建替えを通じて床面積の減少が避けられない。このため、建替えにあたっては、容積率の緩和が可能となる総合設計制度の適用を検討するものの、適用が可能となるものはごく一部にとどまり、多くが公開空地の確保や規模要件を満たせず、総合設計制度を活用することができていない。結果、旧耐震基準のマンションの建替えが進まず、住まいの面から防災・減災を進める上での障害となっている。 容積率が既存不適格となっている旧耐震基準のマンションについて、現行耐震基準に適合する建替えを促進するためには、容積率を緩和することが求められる。 現状、100万戸を超える旧耐震基準のマンションの建替えが進めば、地域の防災力向上につながることが期待される。 なお、2013年6月14日に閣議決定された規制改革実施計画においても、「老朽化マンションについて、建替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整の在り方や建築規制等の在り方、専門家による相談体制等を含め、多角的な観点から総合的な検討を行い、結論を得る。」とされており、建替え促進に向けた諸規制の緩和を検討すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
36	10月16日	12月6日	市街地再開発事業における一団地の総合的設計制度等に係る同意基準の緩和	【要望の具体的内容】 市街地再開発事業を進める場合においては、建築基準法の一団地の総合的設計制度における地権者全員同意基準を緩和すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 市街地再開発事業は、都市機能の低下が見られる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としており、公共の福祉の観点から地権者の3分の2の同意を前提に事業を進めることができる。一方、建築基準法による一団地の総合的設計制度の認定申請に際しては、地権者の財産権保護の観点から地権者全員の同意が必要とされている。 一団地の総合的設計制度は、複数の建築物を有機的に連携させた高度な土地利用の可能性を広げることから、都市計画上も有用な手段であるが、多数の地権者がいる市街地再開発事業においては、地権者全員の同意を得ることは非常に困難であり、一団地の総合的設計制度を活用することができない。 市街地再開発事業では、権利変換計画を行う際、地権者全員の権利が規定されるとともに、行政による認可を経てから権利変換が行われ、結果として、計画に同意した地権者により土地・建物が共有・区分所有されることになる。このプロセスを、一団地の総合的設計制度における地権者全員の同意を得ることとみなし、市街地再開発事業に限っては、地権者全員同意基準を緩和をすべきである。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
37	10月16日	12月6日	再開発等促進区における公開空地申請の柔軟化	【要望の具体的内容】 地区計画の再開発等促進区において、都市計画段階で申請する公開空地の面積について、幅を持たせた申請を認めるなど柔軟に対応すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 現在、再開発等促進区において、容積率の緩和につながる公開空地面積の申請は都市計画段階でのみ認められている。しかし、都市計画段階では精緻な計画が定まっていないうえ、都市計画段階で申請した公開空地の面積は確実に確保される必要があるため、申請面積ではどうしても控えめな数字になってしまう。すなわち、現状、最小限の公開空地しか設けることができていない。 都市計画段階で行う公開空地面積の申請、ならびに、その容積率評価について、建築確認申請時点までに精緻な設計を完了することを前提に、幅を持たせた柔軟な対応を認めてもらいたい。 都市計画段階での公開空地面積が増え、容積率が高まれば、事業者にとって空間の高度利用が可能になる。また、公開空地が増えれば、近隣居住者が自由に通行・利用できるスペースが増え、より良いまちづくりにつながる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省
38	10月16日	12月6日	都市再開発法施行区域要件の見直し	【要望の具体的内容】 都市再開発法第3条で定める施行区域要件を緩和すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 築年数の浅い大規模建築物など都市再開発法第3条に規定する耐火建築物の建築面積または敷地面積が区域内にあるすべての建築面積の3分の1またはすべての宅地の面積の3分の1を超えると、再開発事業として都市再開発法の適用を受けられない。 都心の木密地域など災害に対する脆弱性が懸念される地域における防災・減災対策や、ビルの省エネ化などエリア全体での低炭素化を進めるためには、再開発事業の推進が不可欠であるが、本規制により地域の一体的な再開発が妨げられているケースがある。 再開発事業が促進されれば、防災性能、環境性能の向上が図られ、都市の国際競争力の強化につながる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
39	10月16日	12月6日	都市再開発法における都市計画事業認可手続きと組合設立認可手続きの簡素化	【要望の具体的内容】 市街地再開発事業における行政手続きでは、市街地再開発事業の都市計画決定手続きを開始するのに際し、組合設立の認可申請時に必要とされる地権者の合意形成を図ることまで求められている。このため、都市計画決定および組合設立認可においてそれぞれ実施している手続き（縦覧・公告・意見書の処理等）が、実質的に重複している。事業の都市計画決定と組合設立の認可申請を同時に行える等、手続きを簡素化すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 組合施行の市街地再開発事業を施行するにあたっては、事業の都市計画決定の後、組合設立の認可を得ることが求められている。さらに、都市計画決定の手続きに際しては、あらかじめ再開発事業により影響を受ける地権者の合意形成を図るよう行政から指導されている。このため、都市計画決定の段階で、権利変換を含む地権者の合意形成が概ね完了しているが、これは、本来、組合設立の認可に際して求められるものであり、都市計画決定と組合設立認可において手続きの重複が発生し、工事着手まで多くの時間が必要となっている。具体的には、都市計画決定時に、地権者の同意が既に得られているにもかかわらず、その後の組合設立の認可申請においても、事業計画の縦覧等の手続きが行われている。 現在、都市計画決定後、組合設立の認可申請を行っているが、これらを同時に行うことで、縦覧等の重複する手続きを一本化することが可能となり、事業期間が短縮され、魅力あるまちづくりが推進されることが期待されるとともに、施行区域内の建築物等の建築制限など関係権利者の財産権が制限される期間の短縮につながり、関係権利者の保護も図られる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
40	10月16日	12月6日	都市再開発法組合設立要件の緩和	【要望の具体的内容】 組合設立の法定要件は、宅地所有権者・借地権利者「それぞれ」頭数の3分の2以上かつ宅地総面積と借地総面積の合計の3分の2以上と定められているが、特に「それぞれ」の要件を緩和し、「宅地所有権者と借地権利者の総数」の要件とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 借地権利者数が少数の場合、借地権者の意向が大きく影響し、多くの他の宅地所有権者が再開発事業を推進したいと考えている場合でも、事業がストップしてしまう。（例：宅地所有権者30人が賛成しても、借地権者5人中2人の反対で要件を満たさない。） アジアヘッドクォーター特区エリア等の都心部において帰宅困難者受入施設が不足する中、地域の防災拠点となる施設の早期開設が求められている。耐震性に優れ自家発電設備・通信設備等が備わった防災に優れたビル等の施設は、被災時において地域のためにも必要である。よって、都心部の再開発を促進することは、公共の福祉に資するものであり、都市の防災力向上につながる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
41	10月16日	12月6日	都市再生特別地区における容積率の最高限度の下限の緩和	【要望の具体的内容】 都市再生特別措置法第36条第2項で定める建築物の容積率の最高限度「10分の40以上の数値を定めるものに限る。」を撤廃、あるいは、引き下げるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 都市再生特別措置法では、第36条第2項にて建築物の容積率の最高限度を「10分の40以上の数値を定めるものに限る。」と定め、土地の一律的な高度利用を誘導している。このため、街区をまたがる開発では、高層ビル等の高度利用街区と広場や低層商業施設・公共施設等の低利用街区に分けたメリハリのある開発を行うことができない。 現在、都市開発を進めるにあたっては、周辺の環境や街区ごとの個性に応じた空間設計が求められ、すべての建築物に対して一律に容積率400%以上を設定してしまうと魅力ある都市開発につながらない場合がある。行政機関との協議の中で、高度利用を図る要件として豊かなオープンスペース等の空間整備が求められることもあるが、容積率の最高限度が障害となり、実現することができない。 容積率の最高限度の下限を撤廃、あるいは、引き下げることができれば、高層化等により高度利用する街区と都市の魅力向上に資する施設・空間を整備する低利用の街区を一体的に開発することが可能となり、都市の魅力向上に貢献する。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
42	10月16日	12月6日	区分所有法における建替え決議要件の見直し	【要望の具体的内容】 旧耐震基準のマンションをはじめ老朽化した建物の建替えを促進する観点から、区分所有建物に係る管理組合総会の決議要件等を緩和・見直すべきである。 具体的には、 ・頭数要件の緩和（普通・特別・特殊決議） ・規約で別段定めができる範囲の拡大（特別・特殊決議） ・建物用途毎の決議要件の設定可能化 （商業用・オフィス用について頭数要件を削除等） などを図るべきである。 【規制の現状と要望理由等】 区分所有建物について、管理組合総会の決議要件は以下の通り。 ①普通決議（例：共用部分の軽微変更） 区分所有者および議決権の各過半数の賛成。ただし、規約で別段の定めが可能。 ②特別決議（例：共用部分の重大変更（大規模修繕等）、規約変更） 区分所有者および議決権の各4分の3の賛成。原則、規約で別段の定めはできないが、「共用部分の重大変更」に限り、規約により区分所有者の定数を過半数まで減ずることが可能。 ③特殊決議（建替決議） 区分所有者および議決権者の各5分の4の賛成。規約で別段の定めはできない。 旧耐震基準のマンションをはじめ建物の老朽化が進む一方、建替えの議決要件が厳しく、建替えが進んでいない。建替え要件が緩和されれば、省エネ、防災、高齢化対応等に資する良質な住宅が供給され、不動産市場の活性化にもつながる。 なお、2013年6月14日に閣議決定された規制改革実施計画においても、「老朽化マンションについて、建替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整の在り方や建築規制等の在り方、専門家による相談体制等を含め、多角的な観点から総合的な検討を行い、結論を得る。」（平成25年度検討・結論）とされており、建替え決議要件の緩和を図ってもらいたい。	（一社）日本経済団体連合会	法務省 国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
43	10月16日	12月6日	借地借家法における正当事由制度の見直し	【要望の具体的内容】 建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性、区分所有法に定める建替え決議や法定再開発などの認定等を正当事由とすべきである。 とりわけ、事務所や店舗などの住居用以外の建物賃借契約について、更新拒絶・解約申し入れを行う際の要件を緩和すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 借地借家法では、建物の普通賃貸借契約において、賃貸人の更新拒絶・解約申し入れの正当事由に含まれるのは、建物の使用を必要とする事情のほか、利用状況、従前の経過、現況、財産給付である。明け渡しに関して賃貸人・賃借人の間で争いが生じた場合には、上記正当事由を総合的に考慮したうえで、裁判所等が判断している。 良好なまちづくりのためには、定期的な建物等の更新が不可欠であるが、賃借人との明け渡し交渉の不調がそれを著しく阻害している。建物の老朽化を正当事由にする場合、相当の老朽化が進んでいないと明け渡しが認められず、賃貸人が新たな土地活用をする足かせとなっている。また、良好なまちづくりや周辺環境にも悪影響が出ている。さらには、大規模災害に備えた地域の防災・減災の取組みが求められる中、旧耐震基準で建築され、現行の耐震基準を満たさない建物の改築・建替えは急務であるが、借地借家法の正当事由制度がこれを阻害する一因ともなっている。 賃貸人にとって円滑に明け渡しを受けることができれば、建物の建替え需要を増やし、経済の活性化にもつながる。また、良好なまちづくりは地域住民の生活環境向上にも寄与する。	（一社）日本経済団体連合会	法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
44	10月16日	12月6日	良質な賃貸住宅等の供給促進に関する特措法の見直し	【要望の具体的内容】 居住の用に供する建物の賃貸借が普通建物賃貸借に基づくものであっても、建物の貸主と借主の合意がなされた場合は、当該合意書を公正証書化することを要件として、定期建物賃貸借に切り替えられるようにするべきである。 【規制の現状と要望理由等】 良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法（以下、特措法）附則第3条により、「当事者が、その賃貸借を合意により終了させ、引き続き新たに同一の建物を目的とする賃貸借をする場合には、当分の間、（中略）借地借家法第三十八条の規定は、適用しない」とされ、定期建物賃貸借への切り替えができない。耐震化などを理由に建替え等を行う際、賃借人に明け渡しを求めるには、正当事由を備えるか、これを補完する金員を支払わざるを得ず、特措法附則3条の存在が不動産市場の活性化を阻害する要因となっている。 このため、貸主、借主の間で合意がなされた場合は、当該合意書を公正証書化することを要件として、定期建物賃貸借に切り替えられるようにするべきである。なお、公正証書化に際しては、公証人が賃借人に対し、建物賃貸借の切り替えの法的な意味、リスク等を説明の上、賃借人がこれを了承した旨を公証人の署名捺印ともに付記することで、借主の保護を図ることが可能となる。 また、特措法附則第4条において、「国は、この法律の施行後四年を目途として、居住の用に供する建物の賃貸借の在り方について見直しを行うとともに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とあり、国の早急な対応が求められる。	（一社）日本経済団体連合会	法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
45	10月16日	12月6日	宅建業者間における重要事項説明義務の軽減	【要望の具体的内容】 宅地建物取引業法35条による「重要事項の説明等」の見直しを行い、宅建業者間の売買・交換については同条が適用されないものとすべきである。 重要事項説明においては書面交付に加えて口頭による説明が義務づけられているが、宅建業者が買主または借主となる取引については、少なくとも口頭による重要事項説明は省略できるようにすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 宅建業法が宅建業者に対して重要事項説明義務を課す目的は、不動産取引について知見の乏しい一般消費者を保護する点にあるといえる。さらに、口頭による説明義務まで課しているのは、専門用語の多い重要事項説明書だけでは一般消費者にとって理解が困難であるからだといえる。 とすれば、不動産取引のプロである宅建業者が買主または借主となる不動産取引についてまで、口頭による重要事項説明を行う必要性は低いと考えられる。少なくとも、買主または借主となる宅建業者の承諾がある場合には、口頭による重要事項説明は省略できるようにすべきである。 これにより、重要事項説明に要する人的コストや時間的コストを削減することができ、不動産取引の活性化に資するものと考える。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
46	10月16日	12月6日	宅地建物取引業法における「契約締結等の時期の制限」の要件の見直し	【要望の具体的内容】 宅地建物取引業法第36条による「契約締結等の時期の制限」の要件の見直しを行い、宅建業者間の売買・交換については同条が適用されないものとすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 宅地建物取引業法(以下、「法」)第36条では契約締結時期等の制限を適用する主体を宅地建物取引業者(法第2条第3号、以下「宅建業者」)としており、宅建業者間の取引についても適用は除外されていない(法第78条第2項参照)。本規制により、例えば、宅建業者間であっても、開発造成前の土地について開発許可(都市計画法第29条第1項、同条第2項)を受けた後でなければ、①宅建業者が当事者として売買または交換の契約を締結すること、②宅建業者が当事者を代理して売買または交換の契約を締結すること、③宅建業者が当事者の一方または双方から委託を受けて売買または交換の媒介をすることができない。 このため、宅建業者が販売用の土地を購入するための取引の円滑化が阻害される結果となり、不動産市場の活性化を図ることができない。 他方、宅建業者間の取引の場合、宅建業者に対しては宅地建物取引の専門家として当該取引において許可等の処分を受けられないリスクについて適切に評価をすることが期待でき、宅建業者は評価の結果を契約条件に反映することが可能である。 したがって、本規制はその目的に対して過度の制限を定めるものであり、不動産取引の円滑化、不動産市場の活性化の見地から見直すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
47	10月16日	12月6日	建設業法上の法人の「役員」要件の見直し	【要望の具体的内容】 経営業務の執行に関して取締役会の決議を経て取締役会または代表取締役から具体的な権限委譲を受けていると実質的に認められる場合には、執行役員も建設業法第7条の「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）」の「これらに準ずる者」として認めるとともに、建設業許可基準における役員経験年数の制限を緩和するなど、建設業法上の法人の役員要件を見直すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 現在、法人が建設業の許可を受けるにあたっては、常勤である「役員」の一人が、（イ）許可を受けようとする建設業に関し５年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者、または、（ロ）国土交通大臣に（イ）と同等以上の能力を有すると認定した者であることが求められている（建設業法第7条第1号）。「役員」の範囲の見直しについて、昨年度の規制改革要望に対する国土交通省からの回答では「対応不可」とされているが、近年のコーポレート・ガバナンスの傾向として、会社法の改正に伴い、企業内における取締役の数が大幅に減少しており、実質的にその業務の多くを執行役員が遂行している実態がある。「建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十一号)において、「取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験」を認めており、会社の業務執行に関する意思決定に参画することが法令上担保されている取締役等から権限を移譲され、相応の業務執行経験を有する執行役員であれば、建設業法第7条の「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）」の「これらに準ずる者」として認めても、建設業の適正な経営を確保することは可能である。また、例えば、電気通信工事業や電気工事業等一定の業種においては、３年程度で一通りの業務経験を積むことが可能であり、建設業の適正な経営に必要となる知識や経験を備えているかについては、一律に「取締役」等としての経験年数要件を課すことは適切ではない。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
48	10月16日	12月6日	建築業許可手続きにおける書類提出の緩和	【要望の具体的内容】 建築業許可要件における申請、変更手続きの合理化を図り、現在全ての役員に求められている書類提出を緩和すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 建築業許可を取得する際には、4つの許可要件を備えていること、および欠格要件に該当しないことが必要となっている。許可要件のひとつの「誠実性」や欠格要件に該当しないことの証明として、非常勤を含む役員全ての略歴書や身分証明書、成年被後見人・被補佐人でない旨の登記証明書などの書類をを提出することが求められている。 全ての役員のこれらの書類の提出により法人の誠実性などを担保することは、他業種と比較しても時勢にそぐわないと思料され、また非常勤を含む全ての役員に対して提出を課すことは実態を考慮しても過剰である。 規制をより合理的なものとすることにより、建設業許可手続きの円滑化が図られ、民間事業者の事業の効率化、円滑化に資すると考えられる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省
49	10月16日	12月6日	建設業法上の現場代理人の要件の周知徹底	【要望の具体的内容】 建設業法上、現場代理人の身分に係る規定は無く、現場代理人が正社員であることを要さない旨、周知徹底すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 発注者から現場代理人が正社員であることを求められることが多いが、建設業法では現場代理人の身分に係る規定は無い。正社員の配置が要求される結果、現場代理人要員の人数により入札に参加できる工事件数の制約になり、入札における競争を阻害する要因となっている。現場代理人が正社員であることを要さない旨、周知徹底されることにより、入札参加機会の増大による入札での競争性の確保や震災復興にともなる建設需要への一層の対応が可能となる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
50	10月16日	12月6日	主任技術者および監理技術者の雇用関係の取り扱いの緩和	【要望の具体的内容】 高年齢者雇用安定法に規定する継続雇用制度の適用を受けている者について、雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている者とみなすことにより、建設業者が当該制度の適用を受ける者を建設現場の監理技術者または主任技術者として配置可能とするとともに、親会社およびその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者または監理技術者の直接かつ恒常的な雇用関係の取り扱いについて、親会社が建設業を取得していない場合でも、恒常的雇用契約に準ずる取扱いとするなど、主任技術者及び監理技術者の雇用関係の取り扱いを一層柔軟なものとすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 建設業者が各建設現場に配置する監理技術者等については、当該建設業者との「恒常的な雇用関係」にある者であることが要件化されているが、雇用期間が限定されている高齢者継続雇用制度の適用を受ける者は、当該要件を満たさないことから、監理技術者等として配置することができない。同様に、親会社からの出向社員について、建設工事に関する主任技術者や監理技術者の資格要件を充足していても、現状では、親会社が建設業を取得していない場合は、主任または監理技術者にはなれない。近年、定年延長や雇用機会の65歳までの義務化等により、高齢者継続雇用制度の活用や、子会社への再雇用を前提とした親会社から子会社への出向により、高齢者が建設業に関する業務に従事する機会が増している。これらのケースは、恒常的な雇用関係に準ずるものと考えられ、また、主任技術者ないし監理技術者としての技術的な資格要件を満たしていれば、その能力は担保できることから、雇用関係についての取り扱いを緩和することで、経験豊富かつ国家資格等を有する優秀な技術社員を有効活用し、技術者不足の解消と高年齢者の雇用促進を図るべきである。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
51	10月16日	12月6日	建設業法に基づく技術者設置要件の緩和	【要望の具体的内容】 建設業法上の主任技術者、監理技術者の専任要件について、請負代金の金額を引き上げる等要件を緩和し、震災等に伴う建設需要の増大に迅速に対応すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上の工事を下請施工させる場合は監理技術者を設置しなければならない（建設業法第26条第２項）。また、公共性のある工作物に関する重要な工事で工事１件の請負代金額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上となる場合、工事現場ごとに専任のもの(主任技術者あるいは監理技術者)を設置しなければならない（同第３項）。 現状、建設工事の内容を問わず、請負金額により専任が求められるため、監理技術者等を配置せずとも建設工事の適正な施工を確保できる工事にも関わらず、不足する監理技術者等の確保がままならず、受注することがかなわないケースが生じている。例えば、電気工事・電気通信工事では、機器製作が工事の大部分を占め、現地工事が監理技術者等を必要とする規模にならないことも少なくない。また、平成６年12月14日付施行令改正以降、金額要件の変更がなく、現在の施工技術レベルの向上に即して金額が設定されているとは言い難い。 金額要件について、代金額を引き上げるとともに、建設工事の内容に応じて、柔軟に設定する等により、建設工事の適正な施工を確保しつつ、震災等に伴う建設需要の増大に迅速に対応することが可能となる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
52	10月16日	12月6日	監理技術者制度運用マニュアルの適切な運用の周知徹底	【要望の具体的内容】 　監理技術者制度運用マニュアルの記載事項と異なる運用がなされている自治体に対し、マニュアルの運用を徹底するよう周知すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 　監理技術者制度運用マニュアル（2004年3月１日）では、例えば、請負契約の締結後、現場施工期間に着手するまでの期間は、契約期間中であっても専任を要しないとある。また、監理技術者の途中交代が認められる場合として、監理技術者の死亡・傷病、職により真にやむを得ない場合に加え、①受注者の責によらない延長の場合、②工場から現地へ工事現場が移動する時点③大規模工事で一つの工期が多年に及ぶ場合を挙げている。 　2011年度の当会要望に対する国土交通省の回答では、本マニュアルによる運用につき、様々な機会を通じて自治体職員等に対し説明し周知徹底を図るとされた。その後、例えば、下水道工事では地域差はあるものの徹底が促進されている一方、上水道工事に関しては徹底されていない事例も見られる。また、一部自治体においては、電機工事における機器製作等現場施工が発生しない期間も専任期間としたり、途中交代条件を死亡・傷病、退職のみとするなど、依然としてマニュアルと整合しない運用がみられる。したがって、国土交通省には、改めて文書による周知徹底をお願いしたい。 　マニュアルと整合的な運用が徹底されることで、監理技術者の一層の有効活用が可能となり、震災による建設需要の増大への一層の対応が可能となる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
53	10月16日	12月6日	電気通信工事における監理技術者資格者の要件緩和	【要望の具体的内容】 電気通信工事の監理技術者資格者証取得について、令第5条の3で定めている指導監督的実務経験に必要な請負額を、例えば、2,500万円以上に引き下げるとともに、施工管理技士の対象工事種類に電気通信工事を追加することや、他業種における電気通信設備の業務経験を実務経験として考慮する等、要件を緩和すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 電気通信工事の監理技術者となるためには、3～10年の実務経験のほか、元請で請負額4,500万円以上の工事での指導監督的な実務経験を2年以上必要としている。また、保有資格による取得に関しても「技術士（電気・電子）」のみが認められている。しかしながら、技術革新による据付機器の小型化・低価格化により、請負額4,500万円以上となる工事件名が少なくなり、必要とされる実務経験を積む機会が乏しくなっている。 請負額を、近年の技術革新による低価格化も踏まえ、2,500万円以上に引き下げたとしても、同請負額は建設業法上専任の主任技術者を要する水準となる規模であり、「的確な施工管理」を行うに必要な、工程・品質・安全管理および指導監督に関する知識・技術力は十二分に習得することが可能である。加えて、施工管理技士の検定項目に電気通信工事を追加することや、例えば、プラント設備工事における電気通信設備の業務等、他業種における電気通信設備の業務経験を実務経験として考慮することで、必要な技術を確保しながらも、新たな監理技術者の確保が可能となる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
54	10月16日	12月6日	電気通信工事における主任技術者および監理技術者の設置基準単位の明確化	【要望の具体的内容】 電気通信工事における主任技術者および監理技術者の設置基準の単位（請負代金）を各工事現場ごととし、その旨をガイドライン等で徹底すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 電気通信工事における技術者の配置については、税込請負額が2,500万円以上の場合は現場専任の主任技術者を、さらに下請業者への発注額の総額が税込3,000万円以上となる場合は現場専任の監理技術者の配置が必要とされている（建設業法第26条、建設業法施行令第27条）。 電気通信工事における技術者の設置基準の単位（請負代金）について、同一の発注者から個別の契約で受注した異なる現場の工事を合算し、その金額に基づき技術者を設置するよう指導を行っている地方整備局がある。このため、工事現場あたりの請負代金は数十～数百万円程度であるにも拘わらず、合算した金額が2,500万円、3,000万円を超し、工事現場ごとに専任の主任技術者や監理技術者の設置が求められ、多くの主任技術者や監理技術者が必要となるケースが生じ、人員コストが嵩んでいる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
55	10月16日	12月6日	住宅瑕疵担保履行法上の供託に関する販売戸数の合算	【要望の具体的内容】 ①同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合、請負戸数と分譲販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。 ②住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合、メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしていること等により、メーカーと販売代理店の一体性が確認できる場合には、メーカー傘下の代理店の請負戸数・販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ①同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合 　法律上、同一の主体が建設業と宅建業を兼業する場合を想定していないため、建設業と宅建業を兼業している事業者は、請負と売買の契約形態ごとに戸数を把握して、供託金額を算出の上、両者を合算して供託することが求められている。しかし、同法は契約形態ごとに消費者保護に必要な資力に差を設けておらず、契約形態の違いが消費者保護にあたり、事業者が負うべき資力を決定する重要な要素になるわけではない。責任を負うべき主体が同一である中、契約形態ごとに区別して算出する合理性は見出せない。 ②住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合 　供給事業者（販売代理店）ごとに供託金額を算出して合計するため、販売代理店方式を採用するか否かで、同じ戸数であっても供託金額が変わってしまう。消費者保護とは異なる次元で供託金額が決定される仕組みとなっており、合理性を欠く。メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしている等、メーカーと販売代理店の一体性が認められる場合には、販売代理店の戸数を合算して供託金額を算出したとしても、消費者保護の実効性は担保される。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
56	10月16日	12月6日	建築整備士による建築物の各種申請に係る設備関係規定の適合確認の可能化	【要望の具体的内容】 　建築物における各種申請（確認申請・増築申請・計画変更申請など）における設備関係規定への適合確認において、設備設計一級建築士だけでなく、建築設備士による確認も可能とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 　３階以上かつ床面積5,000㎡超の建築物の設計には設備設計一級建築士による自らの設計か関連法規の適合確認を受ける事になっているが、絶対数が少なく、確認に非常に時間がかかっている。 　建築士法改正により、建築物の法（設備関係規定）適合確認を目的として設備設計一級建築士が制度化されたが、同建築士が確認する内容は、建築整備士の法令試験内容にも含まれていることから、設備設計一級建築士と建築設備士の「法（設備関係規定）適合」確認能力は同等であると考えられる。 　本要望を実現する事で、確認に係る時間短縮が図れるとともに、建築設備士の有効活用にもつながる。 （参考） 　各資格者の絶対数は設備設計一級建築士4,283人（2012年９月30日現在　建築技術教育普及センター）、建築設備士35,142人（2012年３月31日現在　建築技術教育普及センター）であり、建築設備士が約８倍の人数となっている。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
57	10月16日	12月6日	建築物における駐車施設の附置要件の緩和	【要望の具体的内容】 建物への駐車施設の附置について、現状では国土交通省からの通達により、附置が求められる建物規模や台数算定根拠のガイドライン（標準的な数値、目安）が標準駐車場条例として示されているが、その要件を、求められる附置駐車場台数が削減される方向で見直すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 前項記述の標準駐車場条例に基づき、例えば東京都においては、駐車場整備地域・商業地域・近隣商業地域で特定施設用途の床面積1,500㎡以上の建築物については、床面積250㎡ないし300㎡に1台の割合で附置義務駐車場を設ける必要がある旨規定されている。 この標準駐車場条例は、時代の状況に応じて適宜改正されてきてはいるものの（平成24年改正では、附置義務駐車施設の集約、駐車場需要に応じた附置義務の柔軟な対応等の追加）、現在の実情として、特に公共交通網の整備された東京都心部の建築物等においては、附置義務として必要とされて設置した駐車場が実際には低利用となっている事例が多々見られる。そのため、各地条例（特に都心部）やその適用を受けた建築物における駐車場の利用実態を改めて調査した上で標準駐車場条例で示されている標準的な数値が妥当であるかを検証し、ガイドラインを見直すとともに、国から地方公共団体への働きかけを行うべきである。 附置義務駐車場の必要台数や、そもそも附置義務駐車場が必要とされるビル規模の下限が緩和されれば、新築ビルの事業性向上につながり建替え需要の一層の顕在化が期待できるとともに、建築プラン上も自由度が増し、都市の魅力向上に資する新規ビル建設を促進するものと考える。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
58	10月16日	12月6日	道路占用許可対象物の見直し	【要望の具体的内容】 道路法の占用許可対象物として、「自立型エネルギー供給に資する導管等各種施設」（例：熱導管・電気自営線・中水管等）を加えるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 共同溝は、二以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設とされているため、道路法による占用許可対象として、民間が整備する共同溝的な施設の概念が明確にはもうけられていない。このため、例えば、民間が都市地域で自立型のエネルギーネットワークを構築するために、地域冷暖房の導管に、熱導管や電線、中水管等も合わせて整備しようとしても、占用協議に多大な時間がかかるもしくは占用が困難な状況である。 本要望は、環境面では、エリア内のエネルギーの融通による省エネ化並びにエネルギー消費量およびCO2排出量の削減に貢献する。防災面では、災害時の中水融通や事業継続を可能とする電力・熱の供給を可能とするなど、都市のさらなる環境性および防災性向上に資するものである。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
59	10月16日	12月6日	第三種旅行業が取扱う企画旅行の実施範囲の拡大	【要望の具体的内容】 第三種旅行業が取扱う募集型企画旅行（パックツアー）の実施範囲を現在の隣接市町村等から隣接都道府県等まで拡大する。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 現在の旅行業法施行規則では、旅行業の類型を第1種、第2種、第3種、地域限定の4種に分けている。取扱うことができる募集型企画旅行（パックツアー）の実施範囲は、第1種は海外まで、第2種は国内まで、第3種と地域限定はともに国内の営業所のある市町村とその隣接市町村に限定されている。 ＜要望理由＞ 交通網の発達により旅行者の一日の行動範囲が広域化しており、旅行者が求めるいわゆる着地型旅行（地域（着地）側の事業者が主体となって提供する地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラム）も隣接する都道府県にまで広がることがある（例：伊勢（三重県）と熊野（和歌山県）を結ぶ熊野古道伊勢路）。着地型旅行を提供する事業者を増やすため、2013年4月には取り扱う旅行の範囲を全て隣接市町村に限定し、その代わりに必要とされる営業保証金や基準資産の額も第三種より引き下げられた地域限定旅行業が創設されたが、隣接市町村より広い範囲の着地型旅行の提供の機会の充実を図り、また地域限定と第3種との差別化を図るためにも、第3種の提供できる募集型企画旅行の範囲を隣接都道府県まで拡大すべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 観光立国の実現に向け、旅行者が選択できる着地型旅行の幅が拡大するするとともに、地域に根差して魅力的な着地型旅行を提供する事業者の競争力が強化される。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
60	10月16日	12月6日	トラック、トレーラーの車検期間延長	【要望の具体的内容】 ①車両総重量8トン以上のトラック・トレーラーの自動車検査証の有効期間を「初回２年」とすべきである。 ②車両総重量8トン未満のトラックについては、２回目以降の車検有効期間を２年とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 車両総重量8トン以上のトラック、トレーラーにおける自動車検査証の有効期間は初回の車検を含め、一律１年（8トン未満は初回のみ２年間）となっている。 しかし、①技術革新を背景に、営業用トラックの性能や品質が飛躍的に向上していることに加え、国土交通省令の定めにより3カ月毎の定期点検整備が義務化されている。②道路整備の充実に加え、速度規制や拘束時間への対応強化等の時代環境の変化に伴い、従来に比べエンジンへの負荷軽減環境が進んでいる。③労働人口減少と環境問題を背景とした鉄道輸送や船輸送へのモーダルシフトが進む中で、営業用トラックの走行距離が短縮化されている等、トラックの安全性が高まっていることから、車検期間を延長すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省
61	10月16日	12月6日	タグアクスルトラクタの導入促進	【要望の具体的内容】 自動車の連結車両総重量（GCW）は駆動軸重に応じて算出されることとなっているが、これを見直し、タグアクスル（荷重のみ支えて空回りするだけの軸）を装備するトラクタの導入を促進すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 自動車の連結車両総重量（GCW）は、駆動軸重に応じて決定されているが、一つの車軸にかかる荷重は10トン以内と定められている。このため、大きなGCWを確保するためには、複数の駆動軸を装備することが必要となる。 欧州では、タグアクスル（荷重のみ支えて空回りするだけの軸）で一つの車軸にかかる荷重を分担することにより、大きなGCWを確保することが可能な制度となっている。 タグアクスルは、複数の駆動軸を装備する場合と比較し、燃費、車両価格、タイヤ寿命などの面で優位性が認められるため、わが国においても連結車両総重量の考え方を見直し、タグアクスルトラクタの導入を促進すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
62	10月16日	12月6日	ブローバイガス還元装置に関する要件の見直し	【要望の具体的内容】 現在作られているエンジンについては、ブローバイガス還元装置を備えなくても環境に対する影響は変わりないため、一定の要件を満たすエンジンについてはこれを不要とするよう、要件を見直すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 日本ではブローバイガス還元装置を装備することが義務化されているが、諸外国ではこのような要件はない。これは、現在作られている新しいエンジンにおいてはブローバイガス還元装置を装備しなくとも、環境に対して悪影響を与える構造にはなっていないためである。 例えば欧州の事業者が日本へ自動車を輸出する場合、この要件に合わせて本来不要な装置を付加するか、それが困難な場合はクランクケースを作り替える必要が生じるなど、多大なコストを要することになる。これは事実上、日本への輸出を不可能としていることになる。 本要望の実現により、運送事業者やバス事業者が輸入車も含めた多様な車両の利用が可能となるほか、日本の企業についても本来不要である装置を装備する必要がなくなり、コストの削減が可能となる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省 環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
63	10月16日	12月6日	登録自動車のナンバープレート封印に関する資格要件の統一	【要望の具体的内容】 登録自動車のナンバープレート封印制度について、資格要件を簡素化し、全国統一の運用を図るべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ナンバープレートの封印権は、ディーラー、中古車販売店、行政書士に認められており、「売買に関わる業（新規登録など）」と「売買に関わらない業（住所変更など）」で権限が分かれている。かつては「売買に関わる業」はディーラーや中古車販売店に、「売買に関わらない業」は行政書士に限られていたが、通達により、行政書士も「売買に関わる業」においての権限を認められた。しかし、実際の運用は各運輸支局に任されており、行政書士が「売買に関わる業」としての権限を認められないことがあるのが現状である。 こうした状況を踏まえ、自動車の所有・使用者の混乱を回避するためにも、全国統一の運用を行う必要がある。具体的には、一定の条件を満たす自動車販売業者、行政書士に封印権を認め、複雑な資格種別を排して、原則として一資格とすべきである。 要望の実現により、自動車流通の円滑化、自動車所有・使用者の車両管理の効率化が期待される。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省
64	10月16日	12月6日	特殊車両通行許可の期間の延長	【要望の具体的内容】 現行制度では最大2年間とされている特殊車両の通行許可期間について、可能な限り延長すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 一定の規格を超える車両が道路を通行する際に必要な「特殊車両通行許可制度」の許可期間は、最大2年間とされている。 規格を超える車両でも「特殊車両通行許可制度」によって通行許可を得られるが、申請の窓口も道路管理者ごとに異なっているなど、申請に係る手続きが煩雑であり、負担が大きい。 こうした状況を踏まえ、許可期間を例えば最大4年間など、可能な限り延長すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
65	10月16日	12月6日	緊急通行車両への優先給油に係るルールの策定	【要望の具体的内容】 国と地方自治体が協力し、「緊急通行車両」への優先給油に係るルールを策定すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 災害対策基本法では、緊急通行車両認定を受けることにより、通行を禁止または制限された道路の通行が可能となっている。東日本大震災では、これに加え、重点サービスステーションでの給油を優先的に受けられた事例がある。 そこで、今後も有事の際には、迅速な通信インフラの復旧のため、同様の対応が確実に受けられるよう、国と自治体が協力し、緊急通行車両への優先給油に係るルールを策定するよう要望する。 なお、緊急通行車両への優先給油については、「『国民の声』規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」（2012年４月３日閣議決定）において「自家発電設備導入等による災害対応能力を強化したSSの整備を進めつつ、災害の状況等を踏まえ、当該SSに対して災害時に緊急車両への優先給油の要請を、必要に応じて行うことのできる体制の整備を、地方自治体とも連携して行う。（2011年度以降順次措置）」とされている。閣議決定に従い、確実に措置すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	内閣府、警察庁、総務省、経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
66	10月16日	12月6日	限定近海船への船舶料理士の乗船不要化	【要望の具体的内容】 総トン数1,000GT以上の限定近海船（近海区域を航行区域とする船舶のうち本邦の周辺の水域のみを航行する船舶)に限り、船舶料理士資格船員の乗船義務を不要とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 遠洋区域もしくは近海区域を航行する1,000GT以上の船舶については、船舶料理士資格を持つ船員を最低1名以上乗船させることが義務付けられており、限定近海船においても船舶料理士有資格者を乗船させなくてはならない。 海員学校の司厨・事務課が廃止され、また船舶料理士取得のための外部講習会もほとんど開催されなくなるなか、同資格を新たに取得する船員が減少していることから、引きとめ(下船や退社の阻止)に苦慮しているのが現状である。今後は同資格を有する船員の確保がさらに難しくなることが想定される。 限定近海区域は、沿海区域を航行する船舶の大型化、航海設備の進歩等によって、ある程度沿岸から離れて航行しても比較的容易に船舶の安全性を確保することができるようになったことに伴い追加された区分である。航行区域は本邦の周辺の水域のみに限定され、船舶料理士資格者の乗船義務のない沿海船と作業の違いもないことから、近海区域を航行区域とする船舶のうち限定近海船に限り、沿海船と同様に船舶料理士資格者を不要とすべきである。 なお、本件については、規制改革ホットラインに要望を提出し所管省庁からの回答が示され、遠洋区域・近海区域を航行する船舶全般についての資格者必要性から対応不可とされたが、当要望は、船舶料理士資格者の乗船義務のない沿海船と、航行区域や作業内容の面で実態的に近い運用がなされている限定近海船に限った要望であることから、改めて要望を提出するものである。	(一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
67	10月16日	12月6日	操縦士学科試験の受験機会の増加	【要望の具体的内容】 操縦士学科試験について、既に米国や中国で導入されているコンピューター化を図ることなどにより、受験が随時実施できる体制とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 現行、操縦士の学科試験の実施は年6回が原則とされている。また、資格によっては年3回の受験機会に限られるものもある。 学科試験の随時実施により、事業者の事業計画に応じたタイムリーな操縦士養成が図られるとともに、従来よりも短期間での養成が可能となる。また、今後想定される操縦士不足についても、柔軟な対応が可能となる。 本要望については、規制改革ホットラインに提出した要望に対して「諸外国の実状等の調査を行い、課題公平性確保のための問題数、予算、システム開発等の抽出を行ったところです。今後、これらの課題を踏まえ、導入の可能性について検討する予定です。」との回答が示されているところであるが、検討を加速させ、早急に結論を得るべきである。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
68	10月16日	12月6日	航空機登録記号の変更	【要望の具体的内容】 既に国内で登録している航空機の登録記号（JA○○○○）の変更を可能とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 わが国には、航空機の登録記号を変更する制度が存在しない。したがって、一度登録した航空機の登録記号は、海外に輸出し、他国で登録およびその抹消登録をした上で国内に再輸入し、再登録(実際には新規登録)をしない限り変更することができない。 運航会社は、中古航空機を国内取引にて取得し使用するにあたり、自由に登録記号を変更したいニーズがある。しかしながら、上記のとおり現状は、莫大な費用と手間が必要となり、現実的には困難な状況である。 米国では登録記号を変更することが可能であり、日本においても同様の取扱いとすべきである。 機体にもよるが、海外に輸出して登録記号を変更する場合と比較し、1件当り約2,000万円程度の費用削減が可能となる。また、多様な顧客のニーズにも柔軟に対応することができる。 なお、航空機は日本で登録すると、航空局の管理する航空機原簿に記載されるため、登録の内容、抵当権の付加等の情報（経歴）が過去にさかのぼってすべて把握可能となっている。また、過去に登録を抹消した航空機の登記簿も航空局には保管されているため、登録記号の変更が可能となったとしても、管理上の問題は生じないと考えられる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
69	10月16日	12月6日	航空障害灯の設置基準の緩和	【要望の具体的内容】 中光度白色航空障害灯に関する「光源の中心を含む水平面下5度より上方のすべての方向から視認できるもの」との設置基準について、航空機の最低安全高度との関係から運行に支障が生じない場合は、水平面より上方から視認できるものであれば認められるよう、基準を緩和すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 航空法施行規則第127条では、中光度白色航空障害灯の設置基準として、「灯光は、光源の中心を含む水平面下5度より上方のすべての方向から視認できるもの」と規定されている。 送電鉄塔への中光度白色航空障害灯の設置にあたっては、設置個所周辺地域に対する眩しさの検討（グレア検討）を行った上で設置可否を判断することとなっている。その結果、周辺に施設等が存在する場合には中光度白色航空障害灯の設置ができないことがあり、よりコストのかかる昼間障害標識（赤色塗装）等の代替策を講じることが必要となる。 送電鉄塔の設置場所は山間部や平野部など様々であるが、「設置物件の高さ」と航空法施行規則第174条に定める「航空機最低安全高度」を勘案した灯光の視認性を踏まえると、必ずしも水平面下5度より上方から視認できなくとも航空機の運航に支障はないものと考えられる。 したがって、設置物件の状況（高さ、周辺地域の施設状況等）と航空機の最低安全高度に応じて、水平面より上方から視認できるものを認めるよう、基準を緩和すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
70	10月16日	12月6日	無人航空機による管制空域の飛行実現に向けた法体系の整備	【要望の具体的内容】 無人航空機による管制空域の飛行を実現するため、航空法等において無人航空機の定義やその運用に係る法体系を整備すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 無人航空機は、気象観測、災害観測、地形観測、大規模農業（農薬散布等）や防衛など、今後、様々な領域での利活用が期待できる。 例えば、高高度無人航空機の開発を進めるためには、無人航空機による管制空域の飛行が不可欠であるが、現行の航空法では「飛行に影響を及ぼすおそれのある行為」とみなされ、非管制空域を中心に飛行せざるを得ない状況にある。 そのため、無人航空機の種別（機体規模／性能、飛行空域）に応じた定義付けおよび管制空域を飛行する場合においての所要の法整備を行うべきである。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
71	10月16日	12月6日	大規模小売店舗に対する都市計画法による用途規制の緩和	【要望の具体的内容】 　大規模集客施設の立地可能用途地域を現行の3用途地域から6用途地域（第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）に拡充すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 　都市計画法・建築基準法の改正（2006年5月31日公布、2007年11月30日施行）により、床面積1万㎡超の大規模集客施設の立地可能地域が、6地域（第二種住居、準住居、工業、近隣商業、商業、準工業）から3地域（近隣商業、商業、準工業）に限定された。 　都市計画法の改正に際しては、附則第12条において、法施行後、5年を経過した場合において、法改正による状況について、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされている。法施行後、5年以上が経過していることから、当初の目的に適ったまちづくりが行われているかどうかなどの実態調査をしたうえで、大規模集客施設の立地可能用途地域の拡充を含めた制度の見直しが求められる。 　なお、2012年7月10日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」においても、大規模集客施設に対する立地規制の見直しについて、「第二種住居地域、準住居地域および工業地域の3地域（とりわけ工業地域）における大規模集客施設の立地に係る関係者の様々な意見を聴取しつつ、法改正の趣旨も踏まえ、検討を行い、結論を得る。」とされており、用途地域の拡充を検討すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
72	10月16日	12月6日	低層住居専用地域へのコンビニエンスストア出店の可能化	【要望の具体的内容】 用途地域における店舗の建築制限を緩和し、床面積の合計が200㎡以内の店舗を全国一律に、第一種低層住居専用地域内および第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 建築基準法では、第一種低層住居専用地域内および第二種低層住居専用地域内に建築可能な店舗として、それぞれ50㎡、150㎡以内のものしか認めていないため、標準装備（生活用品の販売の他、ATMサービス、トイレ、コピー機等の設置）を施したコンビニエンスストア（約200㎡）の出店はほぼ不可能である。 今後、本格的な高齢社会が到来する中、高齢者にとって自宅から近くにあるコンビニエンスストアは重要な生活インフラであり、買い物難民対策に資するものである。また、コンビニエンスストアは、災害時に生活物資の調達、集合場所としても有効に活用できる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
73	10月16日	12月6日	大規模小売店舗立地法に基づく届出手続の簡素化・迅速化	【要望の具体的内容】 ①新設届出における事前協議や交通協議、道路工事実施協議等を短期化すべきである。 ②新設および変更届出に際して届出書に添付する資料を削減すべきである。 ③変更届出における8カ月制限適用対象項目の運用を柔軟にするとともに、説明会の開催についても極力軽減すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ①大規模小売店舗立地法第5条1項に基づき、大規模小売店舗を新設する場合、都道府県に届出なければならない。しかし、届出までの事前協議や交通協議、道路実施協議等の長期化により、計画段階から開店までに1年半程かかるケースも多く、事業計画の見通しが立たない状況である。よって、事前協議・交通協議に要する期間を短縮すべきである。 ②大規模小売店舗立地法第5条、第6条に基づく届出に際して、届出書に添付する資料が多岐に渡るうえ、運用主体である都道府県において独自の様式が定められており、届出に係る手続きが非常に煩雑である。また、都道府県により提出部数が異なり、相当部数用意する必要がある都道府県もあるなど、出店者側の負担が大きい。よって、届出に際して添付する資料の様式および部数を全国で統一すべきである。 ③大規模小売店舗立地法第6条に基づく変更届出について、大規模小売店舗立地法施行規則第3条第1項が定める項目に係る変更の場合、8カ月制限の適用対象となるが、変更内容の環境への影響度合を勘案した運用とすべきである。例えば、駐輪場の位置を変更する場合、8カ月制限の対象となり、届出後8カ月経過するまで開店できない。法律では、第8条第5項において、4カ月の意見募集を経て、意見が無い旨を届出者に通知したときは、8カ月制限が解除されるとしているが、自治体によっては、本規定を全く活用していないところもあることから、本規定の積極的な活用を指導すべきである。また、駐輪場の位置変更や営業時間・荷捌き時間の変更に関して説明会の開催を求める自治体もあるが、施行規則第11条2項にもある通り、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であることが明らかな場合は説明会開催が不要である旨を徹底すべきである。 ※昨年度も同様の要望を出したが、②③について経済産業省は規制改革ホットラインへの回答の通り徹底すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省 警察庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
74	10月16日	12月6日	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針における必要駐車台数の見直し	【要望の具体的内容】 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」において示されている必要台数の算出式について、店舗の立地条件により採用するピーク率を細分化するなど、実態に即した式とすべきである。 また、届出済の駐車台数を減らす場合、運用主体である自治体によっては、同指針で算出した駐車台数を上回る台数の確保を求めるケースもあるため、こうした運用の見直しを求める。 【規制の現状と要望理由等】 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」において示されている必要台数の算出式で用いられるピーク率は一律14.4%となっているが、店舗の立地条件によりピーク率は異なるものであり、各店舗の実態に即していない。 その結果、必要以上の駐車台数が求められ、駐車場設置の用地取得や立体駐車場の整備など、出店コストの増加を招いている。 したがって、出店地域や規模、業態等により、必要駐車台数の算出にあたって用いるピーク率を細分化し、店舗運営の実態に即した駐車台数の確保で出店が可能となるようにすべきである。 ※「2011年度経団連規制改革要望」において同様の要望を提出したところ、経済産業省から、「各法運用主体が独自の原単位等を定めることが可能である。加えて、設置者も、これらの算出式又は地域の基準によることが適当でない場合は、既存類似店のデータ等その根拠を示して他の方法で算出することができる。したがって、法運用主体および業界を代表する団体等に対して、ピーク率は店舗の実態に即して法運用主体および設置者において設定し届出することが可能となっている旨を適切に情報提供することで対応したい」との回答があった。この旨周知徹底すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
75	10月16日	12月6日	酒類販売業免許における通信販売の取り扱いに関する要件緩和・見直し	【要望の具体的内容】 通信販売酒類小売業免許において全ての酒類の通信販売を可能とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 通信販売において2県以上に跨る酒類販売を行う際、新規参入者は「通信販売酒類小売業免許」を取得する必要があるが、同免許を付与された者が通信販売により販売できる酒類の範囲は、国産中小製造業者（カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、すべて3,000k未満である製造者）が製造、販売する国産酒類または輸入酒類に限られている。一方で、昭和以前に取得した「一般酒類小売業免許」を持つ既存事業者の場合、「小売販売全て」が認められているため、販売商品やチャネル（インターネット含む）を問わず販売が可能である。 このため、通信販売をする際、「リアル店舗の酒売場が取得した昭和以前の一般酒類小売業免許」を使用して事業展開している。結果、受注窓口やカタログを酒類以外の商品と別々に設け、酒類はリアル店舗の酒売場が受注する運用となり、消費者に分かりにくさ・不便さを押し付けている。また、免許取得時期により既得権益が保護されるという、事業者間の不公正な事業環境も生じている。 要望が実現した場合、酒類販売業者間の公正な事業環境が整備され業界が活性化すると共に消費者にとっての利便性が増大することが見込まれる。	（一社）日本経済団体連合会	財務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
76	10月16日	12月6日	たばこ小売販売業の許可基準における距離基準の撤廃	【要望の具体的内容】 たばこ小売販売業の許可基準における距離基準を撤廃すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 予定営業所（たばこ販売を予定している店）と最寄りのたばこ販売店との距離が、たばこ事業法および同法施行規則で定められた基準距離を満たしていない場合、予定営業所に、たばこ小売販売業の許可はされない。 経済的規制の典型である需給調整規制は早急に撤廃すべきであり、むしろ、未成年者喫煙防止取り組みの観点から、対面販売により、販売責任を全うできる店に許可すべきである。 ※昨年度、同様の要望を提出したところ、財務省から「たばこ事業法における小売販売業の許可にかかる距離基準については、たばこ小売店の乱立を抑制することによって、小売業者の経営の安定を図るとともに、未成年者喫煙防止の社会的要請や不正取引防止の観点からも重要な役割を果たしていることから、引き続き必要な措置である」との回答があった。 しかし、たばこ販売のみの小売業者では安定した収益は困難であり、距離基準を撤廃した場合に小売業者が激増・乱立するとは考えにくい。また、未成年者喫煙防止やたばこの不正取引防止を図るためには、距離基準よりも寧ろ、対面販売により、販売責任を全うできる店に許可した方が効果的と考える。	（一社）日本経済団体連合会	財務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
77	10月16日	12月6日	企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の容認	【要望の具体的内容】 産業廃棄物の処理を、親会社・連結子会社間および親会社・持分法適用会社間で委託する場合には、排出者の「自ら処理」と位置付け、処理側は産業廃棄物の処理業の許可を得なくてもよいこととすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 排出事業者が産業廃棄物の処理を自ら行う場合、処理業の許可は不要である一方、処理を他に委託する場合、委託先は処理業の許可が必要となる。グループ会社に委託した場合は、別法人であるため「自ら処理」とは見なされず、当該グループ会社は処理業の許可が必要となる。 経営効率化の観点から企業の分社化が進む中、生産工程で発生した産業廃棄物について、親会社に処理を委託し、原料として利用してもらいたいが、当該親会社が処理業の許可を持たないため別の業者に処理を委託している等の非効率な事態が生じており、3Rが阻害されている。 そこで、企業グループでの処理を排出者の「自ら処理」とみなし、委託先に処理業の許可を不要とすれば、企業グループ内での産業廃棄物の再生利用が促進され、資源の有効利用につながる。 「企業グループといえども、各企業は業務内容の異なる別法人であるため、適正処理を担保できない」との指摘もあるが、親会社・連結子会社または持分法適用会社間で、排出者の「自ら処理」とみなし、委託するのであれば、(1)適正処理など「自ら処理」に伴う排出者の義務・責任は引き続き排出者が負う、(2)グループ会社であるので、委託先の処理能力を委託者は十分判断できる、(3)親会社からの委託の場合には、委託先の業務の管理も可能である、ことから、適正処理を担保することができる。 本要望は、「日本再生加速プログラム」(2012年11月30日閣議決定)において、2013年度中に検討を行い結論を得ることとされており、上記の方向でとりまとめを行うことが求められる。	(一社)日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
78	10月16日	12月6日	建設工事における発注者による資源の有効利用	【要望の具体的内容】 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、元請業者が排出事業者としての責任を負うという原則は変えずに、発注者の同一事業場内で再利用されることが確実であると認められる場合については、発注者が再利用等をしようとする対象物を明確にし、その旨を工事請負契約において明示させた上で、発注者が元請業者に代わって排出者責任を負うことができる例外を設けるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 建設工事に伴い生ずる廃棄物については、2010年の廃棄物処理法の改正により、元請業者に処理責任が一元化された。これにより、元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し、事業形態が多層化・複雑化している建設工事において、個々の廃棄物について処理責任を有する者が明確になったので、資源の有効利用、適正処理が進むことが期待されている。 しかしながら、大規模な工場内での建設工事では、工事の発注者が自らの工場の中で再利用等を行ったほうが効率的な場合もある。同様に、施工区間を区切って発注される大規模な道路工事やシールド工事等の公共工事等も、発注者が廃棄物を自らの所有物として同一工事の施工区間を越えて再利用等を行うことにより、現場で発生するすべての廃棄物の有効利用・効率的処理が進む。また、資源の運搬も最小限に抑えられる。 このため、排出事業者責任は工事を受注する元請業者が負う原則は変えずに、発注者が再利用等をしようとする対象物を明確にし、その旨を工事請負契約において明示させることなどにより、発注者が排出事業者責任を一部分担できる例外を設けるべきである。元請業者と発注者の適切な役割分担により、副産物の資源としての有効利用が効率的に進む。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
79	10月16日	12月6日	建設汚泥の自ら利用の促進	【要望の具体的内容】 環廃産発第050725002号「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針」の周知徹底を図るべきである。 【規制の現状と要望理由等】 建設廃棄物について、現行制度（環廃産第110329004号）では、原則として、有償譲渡できるものでなければ、排出事業者は自ら使用（「自ら利用」）することはできない。他方、建設廃棄物の最終処分量の多くを占める建設汚泥は、掘削工事に伴って大量に排出される土砂等との競合により、有償譲渡できない場合が多いため、このままでは「自ら利用」の道が閉ざされてしまう。そこで、国は、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針」（環廃産第050725002号）を定め、建設汚泥について、有償譲渡できないものであっても「自ら利用」できる場合を示している。すなわち、この指針に基づき、排出事業者が建設汚泥を適正に利用できる品質にした上で、汚泥が発生した工事現場、または、排出事業者の他の工事において再度建設資材として利用する場合に限っては、他人に有償譲渡できなくても「自ら利用」を可能とする取扱いが行われている。 しかしながら、自治体レベルや自治体の担当者レベルでは、建設汚泥について、「有償譲渡できるものであることを自ら利用の条件としている」ケースや、「民間工事においては一律に自ら利用を認めない」あるいは「一定規模以下の民間工事については自ら利用を認めない」等の独自の運用をしているケースがある。こうした運用により、建設汚泥の「自ら利用」が進まず、廃棄物として最終処分されているケースも多い。そこで、国は、自治体が上記の独自運用を撤廃するよう、「判断指針」の周知徹底を図るべきである。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
80	10月16日	12月6日	県外産業廃棄物流入規制の見直し	【要望の具体的内容】 都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制の見直しを図るべきである。 最低でも、事前協議の運用にあたっては、都道府県等ごとに異なる協議内容の統一を図るとともに、電子化を進めるなど手続きの簡素化に努めるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬出先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容（対象産業廃棄物、提出書類等）が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。 環境省は「必要な見直しを行うことにより適切に対応していただくよう、都道府県等に働きかけている」とのことだが、環産対発第060927002号の通知（2006年）を受けても、都道府県等における流入規制は依然として見直されていない。環境省においては、通知の発出以外にも適切な手段を講じ、引き続き都道府県等に働きかけを行うことが求められる。 なお、中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性」（2010年1月25日）において、国は、地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策についてその内容及び運用を継続的に把握し、地方自治体と対話し撤廃又は緩和を働きかけるべきであることが意見具申されている。これを受けた環境省の具体的な取り組みについて、積極的に情報公開することが求められる。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
81	10月16日	12月6日	優良産廃処理業者認定の増加に向けた実地確認の簡素化	【要望の具体的内容】 優良産廃処理業者認定制度の推進という観点から、環境省は「事業者に産業廃棄物の処理委託先の実施確認を条例で義務付けるとしても、優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に処理を委託している場合は、実地確認を免除あるいは簡素化することが望ましい」といった主旨の通知を自治体に送付すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 廃棄物処理法の規定により、事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、当該産業廃棄物の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。その必要な措置の手段の例として、環廃産発第110204002号では、事業者による実地確認が挙げられているほか、優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に処理を委託している場合は、産業廃棄物の処理状況等が情報公開されており、これをもって適正処理を確認したとみなすということも挙げられている。 こうしたなか、事業者による実地確認を条例で義務づけている自治体が多く存在する。しかし、優良産廃処理業者認定制度の推進という観点からは、仮に実施確認を条例で義務付けるとしても、優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に処理を委託している場合は、実地確認を免除あるいは簡素化すべきである。実地確認が免除等されるならば、事業者は優良産廃業者に処理を委託する方向に、より傾く。これにより、産業廃棄物処理業者に優良産廃処理業者認定制度の認定を受けようというインセンティブが生まれ、結果として不適正処理・不法投棄の抑制につながると考えられる。こうした考え方は、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（2010年1月25日中央環境審議会）にも記載されているところである。 環境省においては、以上を踏まえ、「実施確認を条例で義務付けるとしても、優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に処理を委託している場合は、実地確認を免除あるいは簡素化することが望ましい」といった主旨の通知を自治体に送付すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
82	10月16日	12月6日	バイオマス発電の普及に向けた再生利用認定制度の対象範囲拡充	【要望の具体的内容】 再生利用認定制度で認められた再生利用方法として、「燃料としての使用」、「燃料として使用される再生品の生産」も対象とするべきである。 【規制の現状と要望理由等】 廃棄物処理法では、他人から廃棄物処理法上の「廃棄物」を受け入れて処理する場合、原則、廃棄物処理業の許可や廃棄物処理施設の設置許可が必要になる。そのため、①「廃棄物」を受け入れてバイオマス発電を行う場合、②「廃棄物」を受け入れてバイオマス発電の燃料（「廃棄物」に該当しない）を生産する場合、ともに処理業の許可や施設設置許可が必要となる。 しかし、こうした許可の取得には非常に長い年月がかかる。これでは、資源の有効利用および温暖化対策等の観点から重要なバイオマス発電の普及拡大がなかなか進まない。 一方、廃棄物処理法には、一定の要件に該当する再生利用を行う場合は、上記の許可を不要とする特例（再生利用認定制度）が設けられている。ただし、現在の再生利用認定制度では、熱回収以外の再生利用を優先する観点から、「燃料としての使用」、「燃料として使用される再生品の生産」は制度の対象となっていない。 そこで、他の処理方法よりも、経済的でありかつ環境への負荷も少ない場合に限り、上記を再生利用認定制度の対象とし、認定を受けた業者については処理業の許可や施設設置許可を取得せずとも、①や②を行うことができるようにすべきである。そうすることで、例えば、バイオマス発電燃料の効率的な生産が可能となり、その結果バイオマス発電が推進され、資源の有効利用と地球温暖化対策等に資することとなる。 なお、バイオマス発電の普及促進にあたっては、再生利用認定制度の拡充に留まらず、①や②について、一定の条件のもと（自社・グループ会社から発生した「廃棄物」を受け入れてバイオマス発電を行う場合等）、処理業の許可や設置許可を不要とする制度を構築することが求められる。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
83	10月16日	12月6日	広域認定制度における廃棄物収集運搬会社等の活用	【要望の具体的内容】 広域認定制度において、廃棄物の収集運搬を行う者として、自社製品を納入した車両の帰り便以外に、廃棄物収集運搬会社等の業者も認めるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 広域認定制度は、国が廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者（製造事業者）を認定することにより、廃棄物処理業（収集運搬業、処分業）に関する自治体ごとの許可を不要（委託先も含む）とする特例制度である。製品の性状、構造を熟知している製造事業者等に広域的な廃棄物処理を行わせることで資源の有効利用を目指している本制度を充実させれば、いっそうの資源循環が期待できる。 しかし、本制度においては、運用上、自社製品を納入した車両以外の業者に廃棄物の収集運搬を行わせることがほとんど認められていない。例えば、建築物は一品生産で工程ごとに使用建材が変化することから、一般の製造事業者のように納品時の帰り便を利用するよりも、廃棄物収集運搬会社等が運搬する方が効率的な場合もあるが、本制度では運用上ほとんど認められていない。 そこで、広域認定制度において、収集運搬を行う者として、自社製品を納入した車両以外に、収集運搬業の許可を持つ廃棄物収集運搬会社等の業者も認めるべきである。これにより、広域認定制度が利用しやすい制度となり、一層効率的な廃棄物処理が進むことになる。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
84	10月16日	12月6日	容器包装リサイクル法における量・比率等算出のための調査方法の見直し	【要望の具体的内容】 容器包装利用・製造等実態調査（経済産業省・農林水産省実施）にあたっては、各事業者に調査票記入を求めるのではなく、（公益財団法人）日本容器包装リサイクル協会が把握する各事業者の実績値（排出量等）を確認すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 容器包装リサイクル法に基づく特定事業者は、毎年（公益財団法人）日本容器包装リサイクル協会に対して、用途ごとの容器包装使用想定量を基に再商品化の委託申請を行い、実績値確定後、精算を行っている。 さらに、毎年7月を目途に、所管省庁合同で行われる「容器包装利用・製造等実態調査」において、再度用途ごとの容器包装使用量を報告している。 ＜要望理由＞ 特定事業者にとっては、日本容器包装リサイクル協会への委託申請・精算ならびに容器包装利用・製造等実態調査への回答、という形で手続き上重複が発生している。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 日本容器包装リサイクル協会への委託申請時に、「量・比率等決定のため、国へ使用量等のデータを共有する」旨の項目を新たに設けて、各事業者に確認すれば、調査自体が不要となる。 これにより、国・事業者とも手間・コストを削減することが可能となる。	（一社）日本経済団体連合会	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省
85	10月16日	12月6日	PCB廃棄物の届出頻度の見直し	【要望の具体的内容】 保管および処理の状況の都道府県への届出は、変化があった年度に行うように変更すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 保管および処理の状況の都道府県への届出は、「毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管および処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。」と定められ実施しているが、同じ数字を届け出るだけの年が多い。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
86	10月16日	12月6日	微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入	【要望の具体的内容】 微量PCB汚染廃電気機器等について、安全性の確保を大前提としつつ、PCB含有絶縁油と抜油後の容器等に関して、規制対象を区分して取り扱うEUや米国等と同様の規制の仕組みを導入すべきである。 併せて、抜油後の容器等に由来するPCBのリスク（PCBの総量・含有濃度に応じた環境や人体等への影響等）に即した処理対象のあり方、資源の効率的利用を勘案した処理促進策を、PCB廃棄物の保管事業者をはじめ、民間事業者等との連携のもと策定すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 微量PCB汚染廃電気機器等に関しては、絶縁油、抜油後の容器等ならびに汚染された使用中機器の処理が、同法ではなく、行政通達のもと、PCB絶縁油に関する処理目標基準(PCB濃度0.5mg/kg)に準拠してなされている状況である。 しかしながら、当該規制は他の先進諸国における規制実態とは著しく乖離している。例えば、米国では、絶縁油の処理対象基準はストックホルム条約で廃絶が求められる50mg/kgである一方、抜油後の容器等については500mg/kg以上の絶縁油が封入・付着していたものが処理対象とされている。PCBを含む絶縁油を抜油した後の容器等に関しては、PCB総量の殆ど（約97%）が除去されているため、漏洩等に起因するリスクは大幅に低下しているのが、PCB処理現場の実態である。 また、現行規制を前提とした場合、高濃度PCB廃棄物（PCB総量約2万トン）の処理に必要な費用が約6,000億円であるのに対し、PCB総量約7トンの微量PCB汚染廃電気機器等の処理に数兆円規模が必要と試算される。さらに、この大半が、0.2トンの付着等により残存する抜油後の容器等の処理費用である。わが国独自の著しく厳しい規制が、過重な負担を事業者に課し、円滑な微量PCB汚染廃電気機器等の処理を阻害する要因となっている。 わが国が、ストックホルム条約で定められている年限（2028年）までに全量のPCB廃棄物処理を完了できるか、見通しは立っていない。以上を踏まえ、中小企業を含む国民負担の低減、諸外国との競争条件(規制による追加的コスト負担)のイコールフッティングを通じたわが国産業の競争力強化、さらには成長戦略の実現という観点から、安全かつ確実な処理を大前提としつつ、微量PCB汚染廃電気機器等のリスクに応じた合理的・効率的な処理を可能とする仕組みを導入することが求められる。 とりわけ、先進諸外国の取組みに比しても、リスクに見合わない莫大な費用が求められる「抜油後の容器等」の処理については、使用中の機器が大半を占めることに留意しつつ、絶縁油と抜油後の容器等は別途のPCB濃度で規制するとともに、安全と合理的・効率的処理を両立させる方策の実現に向けて官民が一体となって検討すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省 環境省
87	10月16日	12月6日	瀬戸内海環境保全特別措置法上の手続きの簡素化	【要望の具体的内容】 特定施設について、施設番号や名称を変更する場合でも、使用方法や周辺の汚染の状況が変わらない場合は、軽微な変更に含め、許可ではなく届出で足りることとすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 瀬戸内海環境保全特別措置法上の特定施設を設置するには府県知事の許可が必要であるが、同法第８条および施行規則第７条により、軽微な変更であれば届出でよいとされている。 しかし、軽微な変更に該当するものは「許可申請様式１の別紙１から別紙3までのその他参考となるべき事項の欄に記載した事項の変更」に限定されており、工場内の施設番号や名称の変更はこれに該当しない。このため、工場に特定施設ではない設備を追加して、許可済みの特定施設の使用方法を変えず、工場周辺の汚水の状況に変更がなくても、工場内の施設番号や名称を変更するのであれば、許可が必要となる。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
88	10月16日	12月6日	瀬戸内海環境保全特別措置法許可申請手続きの簡素化	【要望の具体的内容】 特定施設を設置する場合、設置前と排水量や汚染状態に変更がないと証明できれば、事前評価書は不要とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 瀬戸内海環境保全特別措置法上、特定施設の設備の新設にあたっては、事前評価書をはじめ多くの書類を作成することが求められている。 また、特定施設を更新するためには、施設の廃止と新設の手続を行う必要がある。 このため、施設更新の前後で汚染水・排出水の量や汚染状態に変更がなく、周辺水域の状態が変化しない場合であっても、事前評価書を作成しなければならず、非常に多くの事務作業を強いられている。 事前評価を不要とすることが難しければ、事前評価において、多様な評価方法を認めるべきである。	（一社）日本経済団体連合会	環境省
89	10月16日	12月6日	設備投資の促進に向けた土壌汚染対策法の届出要件の緩和	【要望の具体的内容】 3,000㎡以上の土地の形質変更（建物の解体を含む）を行う際に、該当土壌を敷地外に搬出しない場合は、届出を不要とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 土壌汚染対策法第４条により、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際は、都道府県知事に届け出なければならず、このための調査や届出に多くの手間とコストと時間が必要となる。 調査や届出に多くの手間とコストと時間が必要となるため、工場や建物のスクラップ・アンド・ビルドが躊躇され、企業の設備投資意欲を減退させている。該当土壌を敷地外に搬出しない、との条件つきで対象外とすることで、工場の解体や遊休地の有効活用が図られ、企業の設備投資意欲を下支えすることができる。 一律に不要とすることが難しければ、少なくても工業専用地域に関しては、届出を不要とすべきである。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
90	10月16日	12月6日	工事の作業路網の整備に関する土壌汚染対策法の届出の廃止	【要望の具体的内容】 架空送電線を含む工事の作業路網を整備する際に、該当土壌を敷地外に搬出しない場合は、林業の用に供する作業路網の整備と同様、届出を不要とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 3000㎡以上の土地の形質変更を行う場合でも、林業の作業路網で、該当土壌を敷地外に搬出しない場合は、届出は不要とされている。 林業の用に供する作業路網に関しては、土壌汚染法に関するQ＆A(平成25年３月21日）で「①通常、土地の形質の変更を伴うものであったとしても、木材の搬出時期や労務の投入時期等により30日前に着手する日が決まるものではないこと、②当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出を伴わないこと、③そのための掘削が通常帯水層に接しないと考えられることから、その行為の都度届出をすることの合理性が認められず」届出を不要としている。 架空送電線を含む工事の作業路網の深さは林道の作業路網と同程度であり、上記③を満たす。また、上記①は汚染の拡散の危険とは無関係である。 このため、架空送電線を含む工事の作業路網であって、当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出を伴わないものであれば、届出は不要とすべきである。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
91	10月16日	12月6日	舗装を行う際の土壌汚染対策法の届出の廃止	【要望の具体的内容】 　3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際に、盛土に加えて舗装を行う場合、届出は不要とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 　土壌汚染対策法により、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際は、都道府県知事に届け出なければならず、このための調査や届出に多くの手間とコストと時間が必要となる。 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」では「土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合には当該盛土が行われた土地が汚染されていたとしても、当該土地から汚染が拡散することはないことから、届出は不要としている」とされているが、盛土に加えて舗装を行う場合は届出が必要となる。 　舗装により清浄な土・砕石等により土壌表面を覆うことは、汚染の拡散の防止に資するものであるため、届出は不要とすべきである。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
92	10月16日	12月6日	土壌汚染対策法の届出対象の見直し・明確化	【要望の具体的内容】 ①同一の事業や計画のもとで行われる工事であっても、個々の工事が3,000㎡未満であれば、届出を不要とすべきである。 ②上記が対応不可の場合は、「まとめて一の土地の形質の変更の行為」と見なす要件を、科学的な根拠に基づき明示すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインでは、「同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、（中略）土壌汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000㎡以上となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい」としている。 このため現在は、個々の工事が3,000㎡未満で、数百メートル離れた工事であっても、合計3,000㎡以上で「まとめて一の土地の形質の変更の行為」と見なされる場合には、届出が必要となる。 本来は届出が不要である3,000㎡未満の工事について、行政が「まとめて一の土地の形質の変更の行為」として見なして届出を求めるならば、科学的なデータに基づいて必要性を示すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
93	10月16日	12月6日	土地の形質変更時の土壌汚染対策法の届出の簡素化	【要望の具体的内容】 形質変更時要届出区域において、経年劣化等により埋設配管等の突発的な工事が必要となった場合、それが非常災害によるものでない場合でも迅速に対応できるよう、汚染等の拡散を防止する手段などを含む工事内容を前もって届け出る制度を設けるか、もしくは対応後に事後的に届け出ることを認めるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 形質変更時要届出区域に指定されると、土地の形質の変更を行う場合、工事着工14日前までに都道府県等に届け出る必要がある。ただし、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの」や「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」などは対象外とされている。 このため、経年劣化など非常災害以外の理由で埋設配管等の突発的な工事等が必要になった場合であっても、迅速に工事に着手することができない。 本年6月の規制改革ホットラインの回答では、「通常の管理行為、軽易な行為等（法第12条第1項ただし書の1）については届出を要しないため、埋設配管等の突発的な工事等がこれに該当する場合は届出を要しない場合があります。」とされているが、同法施行規則50条では、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」に該当するものとして、土地の面積が10㎡未満・深さが50cm未満であること等があげられている。 こうした要件を満たさない場合であっても、汚染等の拡散を防止する手段などを含む工事内容を前もって届け出る制度を設けるか、もしくは事後に届け出ることを認められれば、早急に対策工事を実施することができる。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
94	10月16日	12月6日	土壌汚染対策法の要措置区域・形質変更時届区域の指定の迅速化	【要望の具体的内容】 都道府県に対して、要措置区域・形質変更時要届出区域の指定の手続において、調査結果の報告受理後、１～２週間以内に指定を行うよう、周知すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 自主的な土壌汚染状況調査によって土壌汚染が判明した場合、土地の所有者等は都道府県知事に要措置区域・形質変更時届出区域の申請を行うことができる。申請後、対応が早い自治体は10日以内に指定を行っているが、対応が遅い自治体は指定を行うまでに7～8週間かかっている。 指定までに長い時間がかかると、工事期間の延長などによる費用負担が発生するのみならず、地域住民にも影響が生ずる可能性もある。こうした事態を避けるために、都道府県に対して、１～２週間以内に指定を行うよう周知すべきである。 対応が早い自治体は実際に10日以内に指定を行っているため、2週間以内に指定を行うことは過剰な負担とはならないはずである。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
95	10月16日	12月6日	土壌汚染対策法における自然由来の物質の対象除外	【要望の具体的内容】 法令上の根拠なく、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象とみなすこととした「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について（平成22年３月５日　環水大土発第100305002号、改正：平成23年7月８日　環水大土発第110706001号）」を廃止し、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象外とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 土壌汚染対策法上の有害物質で自然由来のものは、元々は対象外であったが、上記局長通知により、法令上の根拠なく対象とされた。 このため事業者は、自然由来の物質が原因であっても、土壌汚染対策法施行規則で定められた基準値を上回る場合には、対応処置を行わなければならない。特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、土壌汚染状況調査に係る特例等が認められているが、自然由来の物質であることを行政に証明するためにも、非常に多くのコストと時間がかかっている。 上記局長通知は、地方自治法第245条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であり、同通知をもって事業者に多くのコストと時間がかかる作業を強要すべきではない。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
96	10月16日	12月6日	土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域内における杭施工方法の追加	【要望の具体的内容】 形質変更時要届出区域内における杭の施工方法に関して、ガイドライン参考資料Appendix12で示されているケーシングを設置する方法に加え、汚染物質の拡散を防止するように工夫したアースドリル工法等も認められるよう、ガイドラインに加筆するとともに、都道府県に周知すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 形質変更時要届出区域の土地の形質の変更届出は、同法施行規則第53条に定める基準を満たせば受理されるべきである。しかし、同条第2項「基準不適合土壌が帯水層に接しないようにすること」の解釈として、要措置区域内における施行方法の基準である「平成23年環境省告示第53号」に則り施行すること、とされているため、ガイドラインの参考資料Appendix12に「代表的なケース」として記載されている、ケーシングを設置する施行方法以外の方法を認めない自治体が多い。 しかし実際には、ガイドラインに記載されている工法を採用しようとしても、準不透水層の深さや土質の条件により、ケーシングを準不透水層まで設置することが相当に困難な場合がある。 また、ケーシングを設置できる場合においても、ガイドラインに記載されている、ケーシング内の準不透水層を“遮水材”に置換し杭を築造する方法は、特定の建設会社が保有する特許工法を侵害する恐れが高いため、広く施工を行うことが困難である。 建築工事で広く採用されているアースドリル工法でも、掘削作業時に安定液を地盤の土質構成に基づいて適切に配合し、性状管理を適切に行うことで、安定液の造壁機構と孔壁安定化作用により汚染拡散防止を図ることが可能である。これは、施行規則第53条2項で求められている「基準不適合土壌が帯水層に接しないようにすること」を満たしている。 こうした方法も認めるよう、ガイドラインに加筆するとともに、都道府県に周知すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
97	10月16日	12月6日	洗浄施設（流し台など）の設置、変更の水質汚濁防止法の許可申請期限の短縮	【要望の具体的内容】 特定施設のうち、小規模な洗浄施設（流し台など）の設置や使用方法の変更に関しては、実施までの制限期間を短縮（例えば30日）すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 水質汚濁防止法上の特定施設の設置や使用方法の変更を行うためには、60日前に届け出る必要がある。この期間は、特定施設に該当する限り、研究所の洗浄施設などでも大型の施設でも同じであり、また使用する化学物質を変更する場合も同じ期間が必要となる。 同法第９条第２項では、都道府県知事がこの「期間を短縮することができる」としており、また環境省は平成９年９月２４日付環大規大232号・環水規大309号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」において、「水質汚濁防止法の特定施設の設置・構造変更等の届出の審査を行い、排出基準・敷地境界基準または排水基準等に適合すると認められるときには、速やかに工事実施制限期間の短縮措置を講じ、その旨を届出者に通知するよう努めること」と都道府県に通知している。しかし、研究所の洗浄施設の新設や新たな化学物質を使用するための使用方法の変更に関しては、期間が短縮されていない。 こうした制約のため、企業は様々な研究開発に迅速に取り組むことができていない。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
98	10月16日	12月6日	JIS6種 シリコーン油使用電気設備の特殊消火設備省略の特例化	【要望の具体的内容】 　消防法施行令第13条第1項に規定する発電機、変圧器その他これらに類する電気設備のうち、当該設備の冷却または絶縁のためにJIS C 2320に規定される電気絶縁油のうち第6種絶縁油のシリコーン油（一例、第6種1号油　低粘度シリコーン油）を使用するものについては、「電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて」（昭和51年7月20日消防予令第37号）第1、1(2)または3(5)の「冷却又は絶縁のため、油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの」とし、特殊消火設備を省略して簡易な大型消火器のみの設置で足りることとすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 　冷却・絶縁媒体として鉱油（消防法上の危険物）を用いた油入変圧器を防火対象物内に設置する場合には、消防法施行法令第13条第1項より、特殊消火設備（全域消火設備）の設置が求められる。冷却・絶縁媒体としてSF6（不燃性）を用いたガス絶縁変圧器の場合には、消防予令37号（昭和51年7月20日）の「冷却または絶縁のため、油類を使用せず、かつ、水素ガスを発生するおそれのないもの」に該当するとされ、消防法施行令第32条の特例として、特殊消火設備の設置を省略でき、大型消火器の設置で足りる。 　近年、不燃性ではないが鉱油よりも難燃性であるシリコーン油を冷却・絶縁媒体として用いた難燃性絶縁油使用変圧器が製品化されている。シリコーン油は、燃焼点300℃以上で燃焼時に油面上にシリカの膜が形成され、酸素の供給を遮断し、燃焼が抑制される自己消炎性が期待できる。 　このようなシリコーン油を用いた難燃性絶縁油使用変圧器を防火対象物内に設置しようとした場合、現行法では明示的な規定がないため、実質的には、ガス絶縁変圧器を設置する場合と同等以上の消火設備の設置を求められる。具体的には、大型消火器および感知器の設置等によって消火体制を確保しているが、屋内変電所にシリコーン油を用いた難燃性絶縁油使用変圧器を実際に設置しようとすると、消防用設備等の登録検定機関である日本消防設備安全センターの「性能評価および消防設備システム評価の手引」を踏まえ、（変圧器をショートさせて火災を起こし、順調に消火されるかどうかを確認する）実験を形式試験として複数件行うこと（例：10件程度）が要求される。このため、非常にコストがかかり、シリコーン油を用いた難燃性絶縁油使用変圧器の導入が実質的に妨げられている。 ＜要望理由＞ 　海外においては、全米防火協会(NFPA)等が、変電所（室）の消火設備の軽減条件を定めている。例えば、NFPAの定める米国電気工事規程は、シリコーン油など、燃焼点が300℃以上（容易に着火・燃焼継続しないことを意味する）の冷却・絶縁媒体を用いた変圧器であれば、変電所（室）の消火設備の軽減を認めている。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 　要望が実現した場合、屋内変電所に変圧器を設置するにあたり、地球温暖化係数の高いSF6ではなく、リサイクル可能なシリコーン油入変圧器の使用を促進することになり、地球温暖化防止および循環型社会形成に寄与する。	（一社）日本経済団体連合会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
99	10月16日	12月6日	公有水面埋め立ての緩和	【要望の具体的内容】 　南海トラフ巨大地震など大規模災害（特に地震）の発生時には、企業の保有する岸壁、護岸等が損傷、または液状化して浸水する等の被害が想定される。そこで、耐震化等安全対策に目的を限定して、民間による公有水面の埋め立てを認めていくべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 　民間に対する埋め立ての免許は、都道府県知事に先立ち、国土交通大臣が認可を行うこととされるが、認められるケースは希少である。 ＜要望理由＞ 　南海トラフ巨大地震等大規模災害の発生時には、企業の保有する岸壁、護岸等が損傷、または液状化して浸水する等の被害が想定される。企業としては、人命尊重や、事業継続の観点から対策が必要であるが、現在稼働中の港湾設備・施設に対して、陸上側から補修・補強を施すことは、技術的に非常に困難であり、かつコストも巨大なものとなる。逆に海側からの対策は非常に安価でかつ短工期で実施が可能である。したがって、防災・減災効果を発揮することのできる、およそ2メートルの埋立法線の前出しに範囲を限定して、民間による公有水面の埋め立てを認めることを求める。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 　民間による岸壁・護岸の耐震化が行われることで、財政規律を守りつつ、国全体としての防災・減災対策が一層前進する。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
100	10月16日	12月6日	河川管理施設等の設置基準の明確化	【要望の具体的内容】 地域の防災力強化の観点から、水位計や雨量計などの河川管理施設等の設置基準を明確にし、同施設の設置を推進すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、河川管理施設等の維持または修繕の義務の明確化がなされ、その基準の策定が進められている（公布の日：2013年6月12日から6月以内に施行）。 近年、ゲリラ豪雨の頻発で、住民も経験したことがないほど水位が短時間に上がり避難を余儀なくされたり洪水被害に至ることも増えたりすることに鑑みると、災害の予見可能性を高めることが重要であり、そのためには水位計や雨量計など河川管理施設等の適切な配置と一級・二級・準用河川の流域全体を通じたネットワーク化が重要である。 現在、国が管理する一級河川では水位計や水量計の設置も進んでおり、その情報も公開されているのに対し、自治体が管理する中小河川では単独での予算措置が困難なことから、水位監視を主に人手に頼っているのが実情である。 そこで、流域全体の防災力強化の観点から水位計や雨量計などの水害を除却・軽減する河川管理施設等の設置基準を定めるとともに、各種施策により、同施設の設置を推進する仕組みを整備すべきである。これにより、河川の流域全体での面的・線的な水位情報収集や管理、開示が可能になり、水害を未然に防ぐことも期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
101	10月16日	12月6日	環境アセスメントの迅速化	【要望の具体的内容】 風力・地熱発電に係る環境影響評価の手続期間の短縮化のため、例えば、以下の措置を求める。 ①調査の実施期間を前倒し、他の手続と同時並行で進める。 ②調査結果の審査は、国と自治体が合同または並行して実施し、さらに、住民への縦覧・意見集約も並行して実施する（地熱の場合、工事等の申請・審査を、環境省、自治体及び森林管理局（署）で並行して実施する）等の合理化を行う。 ③配慮書は、最適案のみの提示も容認する。 ④数値シミュレーションにより風洞実験を不要とする。 ⑤モデル事業を含む既存データのデータベースを整備し、審査の迅速化とともに、過去の調査と重複する内容は再調査を不要とする。 【規制の現状と要望理由等】 現状の規制では環境影響調査に3～4年要する。長期間に及ぶ手続は事業者に大きな負担を強いており、風力・地熱発電の導入を阻害する要因となっている。また、行政効率の観点からも不合理である。この点、以下の理由で合理化・迅速化が可能であるため、要望の通り見直すべきである。 ①現状は環境影響調査と同時並行での手続（配慮書手続、試験井掘削/試験の実施等）が認められていない。しかし、調査は手続開始前に着手し、手続と同時並行で進めることが可能である。 ②調査結果の審査の流れは、例えば、縦覧等→行政機関が審査開始→国と自治体が審査会を別々に開催→知事の意見聴取→環境大臣の意見聴取が順次行われる。また、地熱発電の工事等の申請・審査は、規模によっては、森林管理局（署）の手続ごとに自治体の同意が必要となる。このような手続きの一部については、合同または並行して実施可能である。 ③配慮書は、発電所建設について複数案の提示が要求される。しかし、特に地熱発電の場合、もともと地理上の理由で建設可能な場所が限られるため、複数の案を提示すること自体が現実的でないケースが多い。こうした場合には複数案よりも最適案を提示することが合理的と考える。 ④地熱開発の要件である硫化水素の拡散予測評価は、現在は風洞実験により評価している。この点、排出ガスの大気拡散シミュレーション技術が確立され、規定の趣旨を満たす精度で予測可能と認められる場合には、風洞実験を省略し得る。 ⑤調査評価項目及び範囲の設定に、過去の調査と重複する内容が認められる場合であっても再調査を実施している。例えば、モデル事業等のデータ活用や既存データのデータベース化などで効率的にデータが利用できれば、審査の迅速化や、本来は不要である重複調査の省略が可能であると考える。	（一社）日本経済団体連合会	農林水産省 経済産業省 環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
102	10月16日	12月6日	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化	【要望の具体的内容】 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続の対象外とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 環境影響評価法施行令第１条の別表第１の5「ヘ」では、環境影響評価の対象となる火力発電所について、一律に、「第一種事業で15万kW以上、第二種事業で11.25万kW以上15万kW未満」と単純に定めている。そのため、火力発電所のリプレースであっても、新規に火力発電所を建設する場合と同様の環境影響評価手続が必要になる。しかし、これでは環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に進めることができない。 そこで、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては、環境影響評価手続の全部又は一部を行わなくてもよいこととすべきである。 これにより、環境負荷を低減させるような火力発電所の稼働を早期に行うことができ、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始させることができるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。 2012年度の政府回答では、「環境負荷の低減が図られる火力発電所のリプレースであっても、希少動植物や騒音等の工事に係る影響に関して適切な配慮が必要」、「火力発電所はかつて公害を経験した地域に立地している場合が多く、地域住民や関係自治体の意見を十分に聴取しながら、計画を進める必要」を理由に対応不可としている。しかし、リプレースの場合、基本的には新たに土地を切り開くわけではなく、既存の土地を利用するものであり、また、その事業も環境負荷を低減させるような火力発電所の建設であり、工事も含め、今まで以上に環境負荷が大きくなるとは考えられず、上記の指摘には当たらない。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
103	10月16日	12月6日	火力発電所をリプレースする場合の配慮書手続の簡素化	【要望の具体的内容】 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、配慮書手続を簡素化すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 環境影響評価法は、一定規模以上の火力発電所を建設する際、その事業者に対し、環境影響評価手続（配慮書手続、方法書手続、準備書手続、評価書手続等）を行うことを求めている。配慮書手続については、事業計画の検討の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図るものである。 環境影響評価法は、環境負荷を低減（温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量を削減等）させるような火力発電へのリプレースについても、一律同様の環境影響評価手続を行うことを求めている。そのため、環境負荷を低減させるような火力発電へのリプレースを迅速に進めることができない。 リプレースの場合、基本的には新たに土地を切り開くのではなく、既存の土地を利用するものであり、また、その事業も環境負荷を低減させるような火力発電所の建設であり、工事も含め、今まで以上に環境負荷が大きくなるとは考えられない。 特に、配慮書手続については、事業計画の検討の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図るものであるが、環境負荷を低減させるような火力発電のリプレースの場合、①他の立地の検討が現実的ではないリプレースであること、②環境負荷を低減させるものであり回避・低減すべき環境影響が追加的には生じないことから、通常の配慮書手続を行う意義は乏しい。 したがって、本来環境影響評価手続そのものを不要とすべきであるが、何らかの理由でそれが困難でただちに実現できないとしても、少なくとも配慮書手続については配慮書を上記関係者に送付することで足りることとし、意見聴取は不要とするよう、まず改善すべきである。意見の聴取については、リプレース前の段階から事業について住民とコミュニケーションをとっており、また、方法書手続においても、意見聴取が可能である。 これにより、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。 なお、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」（平成24年11月27日）では、「平成25年4月より施行・導入される配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図る」とされているが、その具体的方策までは示されていない。	（一社）日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
104	10月16日	12月6日	主任技術者制度の解釈及び運用（内規）で定める外部委託時の点検内容の見直し	【要望の具体的内容】 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）3.（4）③で定める年次点検について、一般電気事業者と同等の設備および保安水準に達している場合、停電を伴う点検を省略してもよいこととすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 現行の主任技術者制度の解釈及び運用（内規）は、保安管理業務を受託する一部の事業者に不適切事例があったため、保安管理業務の質の向上を目的に2009年に改正されたものである。その結果、適切に保安管理業務を行なっている事業者も含め、一律に過剰な点検項目が義務付けられている。 また、その後、マンション高圧一括受電サービスの普及促進を目的の1つとして2012年3月に内規の改正が行われたものの、普及の最大の障害となっている停電を伴う点検について見直しが行われておらず、高圧一括受電サービスを受ける居住者にとっても不便な状態が続いている。 そこで、安全性の高い、高性能な受変電設備機器の採用や常時遠隔監視等、一般電気事業者と同等以上の設備及び保安水準に達している場合に、停電に伴う点検内容を省略できるよう見直すべきである。 なお、「規制改革実施計画」（2013年6月14日閣議決定）では、需要家の利便性向上の観点から、高圧一括受電するマンションの停電を伴わない点検方法を認めるなど必要な措置について、2013年度に検討・結論を得ることとされている。経済産業省においては、本要望に沿った結論を得るよう求めたい。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
105	10月16日	12月6日	一般電気工作物工事に従事できる者の要件の見直し	【要望の具体的内容】 一般用電気工作物（戸建住宅、小規模店舗など低圧で受電する建物の電気設備。実務経験のない第二種電気工事士であっても従事可能なもの）に限り、第一種電気工事士の筆記・技能試験に合格すれば、実務経験がなくとも、同工作物の工事に従事することを可能とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 一般用電気工作物（戸建住宅、小規模店舗など低圧で受電する建物の電気設備）の工事は、免状を有した第一種電気工事士および第二種電気工事士が従事できる。 この免状の交付については、第二種電気工事士の場合、筆記・技能試験合格のみが要件であるため、速やかに上記工事に従事できる。他方、第一種電気工事士の場合、第二種よりも高度な筆記・技能試験合格に加え、最低でも3年以上の実務経験が必要となる。 ＜要望理由＞ こうしたことから、実務経験のない第二種の筆記・技能試験合格者が従事できる上記の工事に、実務経験要件を満たしていない第一種の筆記・技能試験合格者は従事できないという不合理が生じている。両者の違いは、筆記・技能試験の難易度のみであり、より簡易な第二種の合格者ですら従事可能であるので、第一種の合格者は、当然に従事可能とすべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 上記の工事に従事できる者の要件を合理化することで、電気設備の保安業務に係る人材の拡充を図ることができる。これにより、保安業務の質の向上や遅延等のリスクの低減につながることが期待される。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
106	10月16日	12月6日	電気事業法等エネルギー三法における引用規格に関する運用の見直し	【要望の具体的内容】 電気事業法をはじめとするエネルギー三法の法の「技術基準の解釈」等で引用されている「年度が付されたJIS規格」等は、あくまで例示に過ぎず、例示されていないものでも、十分な安全水準が確保できる技術的根拠があれば認められる旨を周知徹底すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 電気事業法をはじめとするエネルギー三法は、省令において、設備が満たすべき技術基準を定め、別途、「技術基準の解釈」において、当該省令が満たすべき技術的内容を、年度を付したJIS規格を用い具体的に例示している。このJIS規格には何世代も前の過去の規格のまま改正されていないものもある。 「技術基準の解釈」では、前文において、「省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容は、この解釈に限定されるべきものではなく、省令に照らして十分な安全水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである」とされている。また、資源エネルギー庁監修の『発電用火力設備の技術基準 省令・告示及び解釈〔解説〕』においても、「解釈によらないものについては、省令に適合するものであるか否かの技術的検討を設置者の責任において行うこととし、国は技術的基準に適合しないものであることが客観的に明白である場合を除き、「技術基準に適合しないもの」でないことをもって、届出された工事計画が適合すると判断することとなる」とされている。 それにも関わらず、「技術基準の解釈」で示された規格に拘泥した運用が行われる場合があり、何世代も前の過去の規格を使用するか、または膨大な説明が求められる、という事例が生じている。例えば、JPI-7S-15-99と表記されるフランジ規格は、対応する米国規格ASME B16.5の改正に合わせ、これまでに2005年、2011年に改正されてきた。これは、技術の進歩等によるものであり、2011版は1999版のフランジに比べより合理的な設計基準となっている（同じ設計条件でもより軽量・安価とできる）。既に海外では最新ASMEに適合した安価な製品が広く普及して実績を得ているが、日本ではJPI-7S-15-2011の採用が認められないという不合理が生じている。 「技術基準の解釈」の弾力的な運用が図られれば、技術の進歩を踏まえ、より高性能な設備の採用が可能となり、安全性の向上・コストの抑制に資することとなる。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
107	10月16日	12月6日	保安管理業務に関する各産業保安監督部の見解の統一	【要望の具体的内容】 経済産業省および産業保安監督部等（北海道産業保安監督部、関東東北産業保安監督部、関東東北産業保安監督部東北支部、中部近畿産業保安監督部、中部近畿産業保安監督部近畿支部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、九州産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所）における、保安管理業務に関する申請方法、届出書の記載内容、見解の統一を求める。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、主務大臣に届け出なければならない（電気事業法第42条）。また、保安の監督等をさせるため、主任技術者を選任しなければならない（同法第43条）。ただし、一定の基準を満たして承認を受ければ、上記にかかわらず、主任技術者を選任しないことができる（電気事業法施行規則第52条第2項）。その基準のうち、無停電年次点検については、法令に基づいた同一の保安管理業務にも関わらず、届出方法、申請書（保安管理業務外部委託承認申請書等）の記載内容、内規の解釈等が10カ所の産業保安監督部（支部等を含む）で異なっており、手続の統一性を欠いている。 ＜要望理由＞ このため、書類改定などの手続の都度、各産業保安監督部の解釈に応じた個別の対応をとる必要性があるため不合理であり、事業者に無用な負担がかかっている。 具体例としては、内規4.③(ロ)では「接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈17条に規定された値以下であること」を年次点検で確認する旨の規定がある。この解釈が各産業保安監督部で異なっており、「規定値以下」で足りる場合の他、「規定値の70%以下」を求められる場合がある。このような手続きの対応のため、作業の非効率化・遅延、事業所あるいは店舗の出店計画の遅延につながる場合がある。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 本要望が実現すると解釈の確認は1カ所で済み、書面の統一等、申請作業の効率化が図れ、迅速な顧客サービスが提供できるようになる。 また、地域間の是正によって、全国展開を行っている事業者においては、設備保守予算管理計画の画一化や契約書および申請書等の管理運用の作業等の内部事務の効率化が図れる。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
108	10月16日	12月6日	電気保安管理業務の外部委託に係る主任技術者の選任義務要件の緩和	【要望の具体的内容】 受電設備の容量が大きい場合であっても、保安管理の作業内容が簡易で安全性が高いものについては、主任技術者の選任義務要件を緩和すべきである。 具体的には、告示3条の換算表を、主遮断装置の種類ごとの構成とし、保安管理の作業内容が簡易で安全性が高いものについては、低い系数値が適用されるよう見直すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 事業用電気工作物を設置する者は、原則として主任技術者を選任する必要がある（電気事業法43条）。ただし、一定の要件を満たす場合、同規定にかかわらず選任しないことができる（施行規則52条２項）。この要件については、別の告示で定める計算・評価方法に基づいて判断される。 この換算表は受電設備の容量のみに着目して、係数が与えられている(例えば、容量が150kVA以上350kVA未満の区分には、用いられている主遮断装置の種類に関わらず、一律に0.8という係数が規定されている（告示3条）)。 この結果、容量が150kVA以上350kVA未満の区分では、300kVAを上限として用いられる「PF・S型」と、それ以上でも用いることができる「CB型」の２種類の型式の主遮断装置が存在することとなっている（高圧受電設備規則1110−5条(受電設備容量の制限1110−1表)）。 しかし、受電設備の保安管理の作業内容は、主遮断装置の違いによって異なるのが実態である。そこで、保安管理の作業内容が簡易で安全性が高い型式の遮断装置を用いた受電設備については、低い係数が適用されることとし、主任技術者の選任義務要件を緩和すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
109	10月16日	12月6日	非常電源専用受電設備（認定キュービクル）に係る改造の定義の見直し・明確化	【要望の具体的内容】 告示に規定される「改造」の定義を、具体的かつ現実的なものに見直すことを要望する。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 学校、病院、工場等のうち消防法令で定める防火対象物には消防用設備等（電源を必要とする設備には非常電源）の設置を義務付けるとともに、それらの設備を技術上の基準にしたがって設置し、維持することが消防法で義務付けられている（第17条）。キュービクル式非常電源専用受電設備については、この消防法上の技術基準に適合していることの認定を登録認定機関より受けているが、既存の認定キュービクル式非常電源専用受電設備は、原則として認定時の状態からの電力負荷の追加・変更となる改造ができない。また、禁止されている「改造」の定義が不明確であるため、事業者は個々の改造にあたり、禁止されていない改造にあたらないことを、消防署に確認することを余儀なくされている。 ＜要望理由＞ 近年の技術の発展等の理由により、受電設備へ接続される機器の変更・増設の必要が生じる、認定当時には存在しなかった電気機器を接続したいというニーズが生じる、という場合がある。例えば、非常時の電源として有用と考えられる太陽光発電設備を、既存の認定キュービクルに接続したい、電力量計等の継電器類を増設したい、という場合もある。これらの電気機器の受電設備への接続は、安全性の観点から何ら問題はない。太陽光発電設備の規模は受電設備の容量等を考慮して設定され、継電器類については出力負荷がほとんど無いためである。 しかし、このような改造であっても、消防署の判断により認められないというケースが生じている。 そこで、認定キュービクルの改造の定義を緩和および明確化し、安全性の観点から問題がない改造については、認められるようにするとともに、どのような改造であれば認められるかについて事業者が予測できる制度とすべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 例えば、太陽光発電設備および電力消費量が極めて少ない継電器類（電力量計、OVGRおよびRPR等）について、認定キュービクル式非常電源専用受電設備への増設を、一定の具体的な要件の下で可能とすることができれば、非常時の安全・安定な電力供給に資することができる。	（一社）日本経済団体連合会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
110	10月16日	12月6日	電気主任技術者兼任要件の明確化	【要望の具体的内容】 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）4.に記載の兼任承認基準を見直し、その要件を明確化すべきである。明確化の案としては、例えば、「隣接する同一資本の事業場であれば主任技術者の兼任を認める」等にすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）4.には「兼任させせようとする事業場等の最大電力が2,000kW以上または設備数が6つ以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。」と記載されている。 しかし、同規制の「特に慎重を期する」についての解釈が曖昧なため、兼任承認申請の際、個別に当局が判断している状況である。例えば、「前例が無く認められない」との解釈をされた件もある。このような状態は事業者の予測可能性を害し、無用な負担をかけることになる。 そこで、予め申請者が要件に該当するか否かを判断できるように、要件を明確化すべきである。 明確化の案として、例えば、「隣接する同一資本の事業場であれば主任技術者の兼任を認める」といった兼任要件にすべきである。なぜならば、隣接する事業場において、同一資本の下に主任技術者と工事・保安の従事者が属する体制であれば、主任技術者の従事者に対する指示・命令が実質的に一事業場と同一とできるため、主任技術者の負担は変わらず、保安業務の遂行上の支障とはならないと考えられるためである。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
111	10月16日	12月6日	小水力発電所、風力発電所、太陽光発電所などにおける電気主任技術者等の選任要件の緩和	【要望の具体的内容】 小水力発電所、風力発電所、太陽光発電所などにおいては、遠隔監視や設備機能により無人運転を可能とする場合、電気主任技術者等が発電所または発電所を管理する事務所に常駐する必要がないこととすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 事業用電気工作物の電気主任技術者（管理等を設置者が行う場合）および保安業務担当者（管理等を外部に委託する場合）は、発電所または発電所を管理する事務所に常駐しなければならない。 しかし、小水力発電所、風力発電所、太陽光発電所などの大きな事故等が想定されない発電所についても、電気主任技術者等が発電所または発電所を管理する事務所に常駐するよう求められている。そのため、大きな事務負担がかかっている。 そこで、小水力発電所、風力発電所、太陽光発電所などにおいては、遠隔監視や設備機能により無人運転を可能とする場合に限って、電気主任技術者等が発電所または発電所を管理する事務所に常駐する必要がないこととすべきである。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
112	10月16日	12月6日	発電所の工事に必要な専任技術者の選任要件の緩和	【要望の具体的内容】 電気工事としてのタービン等の機械品の据付作業、機外配線未接続で無通電状態の発電機の据付作業、配管作業、その他機械類据付作業の施工管理業務経験を、電気工事施工管理技術検定試験の受験に必要な実務経験、もしくは機械器具設置工事等に関する実務経験として認めるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 建設業法では、発電所の工事に必要な専任技術者として、原則、(1)電気工事として行う場合は、電気工事施工管理技術検定試験に合格した者、もしくは(2)機械器具工事等として行う場合は、機械器具設置工事等に関する実務経験を要する者がいなければならない。 現在、電気工事としてのタービン等の機械品の据付作業、機外配線未接続で無通電状態の発電機の据付作業、配管作業、その他機械類据付作業の施工管理業務経験は、電気工事施工管理技術検定試験の受験に必要な実務経験として認められない。なお、上記の経験と比べて遜色のない構内電気設備工事、発電設備工事、変電設備工事等は、実務経験として認められている。 また、電気工事としての上記の経験は、機械器具設置工事等に関する実務経験としても認められない。 そのため、現在、電気工事としての上記の経験を有する者は、発電所の工事に必要な施工管理等の能力を有しているのもかかわらず、工事の専任技術者となれない不合理な状況になっている。 そこで、電気工事としての上記の経験を、電気工事施工管理技術検定試験の受験に必要な実務経験、もしくは機械器具設置工事等に関する実務経験として認めるべきである。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
113	10月16日	12月6日	多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し	【要望の具体的内容】 多目的ダムにおいて、発電事業者に管理権限のない共同施設については、電気事業法上の電気工作物に該当しないこととすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 河川法では、多目的ダムにおける河川管理施設とその他工作物（発電所等）の管理の方法について、それらの所有者である自治体、発電事業者、用水関係者等が協議して決めることとしている。協議の結果、洪水吐ゲートによる治水操作等については、発電事業者以外が権限を持ち、河川管理者の指示のもと、維持・管理を行っており、発電事業者は、その管理権限を持っていないのが実態である。 しかし、電気事業法では、洪水吐ゲート等の共同施設も電気工作物と見なされる。そのため、発電事業者には、洪水吐ゲート等の共同施設について、その管理権限がなくても、電気事業法上の工事計画の届出や安全管理審査等が求められており、管理実態にあった法制度になっていない。 なお、特定多目的ダム（国土交通大臣が管理）では、洪水吐ゲート等の共同施設は、管理実態が上記の多目的ダムと変わらないにもかかわらず、電気工作物と見なされない。また、これにより特段の支障も生じていない。 そこで、発電も目的の一部としている多目的ダムにおいて、発電事業者に管理権限のない共同施設については、電気事業法上の電気工作物に該当しないこととすべきである。これにより、管理実態にあった法制度になると同時に、発電事業者の事務負担等も軽減される。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
114	10月16日	12月6日	圧縮天然ガス自動車の検査の合理化	【要望の具体的内容】 圧縮天然ガス自動車の自動車継続検査と容器再検査を、同一の場所・タイミングで実施する制度を構築すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 現在、圧縮天然ガス自動車の自動車継続検査は、道路運送車両法に基づき、民間車検工場等において、初回は3年、2回目以降は2年ごとに行なう等、車種ごとに期間が定められている。 一方、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器再検査は、高圧ガス保安法の容器保安規則に基づき、容器再検査場において、初回は4年、経過年数4年を超えたものについては2年1月の間ごとに行うよう期間が定められている。 そのため、同じ自動車に関する検査であるにもかかわらず、自動車継続検査と容器再検査は、その実施場所・タイミングが異なるという不合理な状況になっている。 そこで、圧縮天然ガス自動車の自動車継続検査と容器再検査を、同一の場所・時期に実施する制度を構築すべきである。 こうした制度が構築されることで、(1)一度に二つの検査を行うことができ、費用・時間を節約できる、(2)容器再検査と自動車継続検査の期間が異なることによる容器再検査の失念を防止でき、安全性の向上に資する、といった効果が期待できる。 なお、欧米では、車両と高圧ガス容器をひとつの法律で規制することが通常となっており、わが国のように、道路運送車両法と高圧ガス保安法が、それぞれ、車両と高圧ガス容器を別々に規制することは一般的ではない。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省 経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
115	10月16日	12月6日	地下水の熱利用に向けた揚水規制の改善	【要望の具体的内容】 都市部等において、地下水を採取し熱利用することを認めるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 現在の制度では、都市部等において地下水を採取し利用する場合、技術上の基準（地下水を汲み上げるパイプの断面積が一定の基準であること等）を満たさなければならない。地盤沈下の防止等の観点から、この技術上の基準が厳しく設定されており、都市部等で地下水を採取し熱利用することが困難な（事実上不可能な）状態になっている。 他方、都市部等の地下には20℃前後の地下水があることから、これをヒートポンプの熱源、あるいは蓄熱に利用することで、冷暖房需要の大きい都市部等において大幅な省エネルギーと負荷平準化が期待できる。こうした取組みはオランダ等の海外では多数存在するところである。 そこで、大幅な省エネルギー・電力負荷平準化が期待できる地下水の熱利用については、採取した地下水を同一の帯水層に還水するといった代替措置を講じ地盤沈下等を確実に防止することを前提に、技術上の基準を改善するべきである。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省 環境省
116	10月16日	12月6日	下水道管内への熱交換器の設置の容認	【要望の具体的内容】 下水熱利用において、熱源システムの簡素化を図るため、下水道管内への熱交換機器の設置を可能にすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 現状の下水道法では、法令で定める場合を除き、下水道管内にいかなる施設も設けることができない。そのため、下水熱を利用する場合、下水道から一旦取水し、その後熱交換を行うという方法が採られる。 他方、下水道管内に熱交換器を設置できれば（道管内熱交換方式等）、現状の方式に比べ、抽水ポンプ等が不要となり、熱源システムの簡素化と効率化を図ることができる。その結果、都市部等での省エネが進むこととなる。 そこで、水質保全の確保等を前提に、下水道管内への熱交換機器の設置を可能にすべきである。なお、法令では認定電気通信事業者等が光ファイバー等を設置することは認められているところである。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
117	10月16日	12月6日	省エネ法の届出・報告制度の合理化	【要望の具体的内容】 　一定の床面積（300㎡）以上の建築物に課せられている「建築物の維持保全の状況に係る3年に1回の定期報告」を廃止し、改修・更新時の「省エネルギー措置の届出」のみとする。 【規制の現状と要望理由等】 　省エネ法では、第一種特定建築物（床面積2,000㎡以上）および第二種特定建築物（床面積300㎡以上2,000㎡未満）における新築、増改築の際には、「省エネルギー措置の届出」を行うことが規定されている（第75条第１項および第75条の2第１項）。 　また、同法では別途、当該建築物の維持保全の状況について、最初の届出後3年毎に定期報告することも定められている（第75条第5項および第75条の2第3項）。 　しかし、報告対象となる増改築を行わない限り、建築物の維持保全の状況に変更は生じない。また、増改築の際の上記届出には設備全体の維持保全状況の内容が含まれている。よって、3年毎の定期報告を廃止し、改修・更新時の「省エネルギー措置の届出」のみとすることが可能である。 　これにより、事業者の事務負担が軽減され、行政効率の向上にも資することができる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
118	10月16日	12月6日	省エネ法の消費電力量測定条件の見直し	【要望の具体的内容】 上記の省エネに関する各法令（以下省エネ法）における測定温湿度条件を、国際エネルギースタープログラム（以下国際エナスタ）に合わせるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 「国際エナスタ」とはOA機器の省エネルギーのための国際的な環境ラベリング制度であり、経済産業省がアメリカ環境保護庁（EPA）との相互承認の元で運営している。 省エネ法における「週間の消費電力量の算定方法」等については、国際エナスタが引用され、同じ規定となっている。 他方、省エネ法における「測定温湿度条件（告示36号3-2、告示37号3-2）」については、以下の通り、国際エナスタと比較して過度な要求が設定されている。 ・省エネ法（23℃±2℃/55～75%） ・国際エナスタ：23℃±5℃/10～80%） ＜要望理由＞ 国内で販売する製品については、省エネ法を順守する必要があるが、海外への流通を視野に入れる場合、国際エナスタにも適合させる必要がある。このため、同じ製品であっても2通りのデータ測定・試験を行う必要がある。また、2種類の消費電力量が示されるため、ユーザーが混乱する可能性がある。 国際基準との整合性確保の観点からも、測定温湿度条件について、他の条件や計算方法と同様に、国際エナスタに統一化すべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 国際エナスタと省エネ法の内容が一致すれば、メーカーはデータ測定等を合理化できる。また、国際的なユーザーへの環境情報提供において混乱を防止できる。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
119	10月16日	12月6日	省エネ法のエネルギー使用量定期報告における対象の見直し	【要望の具体的内容】 有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームと通所系の事業所を併設している場合、いずれについても、省エネ法におけるエネルギー使用量報告の対象外とするべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 資源エネルギー庁による省エネ法の解釈としては、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームといった施設については、専ら入所（居）者の生活のためにエネルギーを使用していることから、エネルギー使用量報告の対象外となっている。 他方、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームと通所系の事業所等（日帰り利用ができるデイサービスを提供する事業所）を併設している場合は、通所系の事業所にかかるエネルギー使用量は報告の対象となる（平成20年度省エネ法改正にかかるQ&A: Q1−25）。 ＜要望理由＞ 医療事業や通所は、有料老人ホームの入居者の生活のために不可欠なものであるため、介護事業と一体不可分的に運営されている。よって、それらの施設についても、「入居者の生活のためにエネルギーを使用している」と理解できるため、解釈の趣旨に照らしても、それらが併設されている場合には報告対象外としても問題がないと解する。 また、上記の実態により、検針メーターが明確に分離されていない物件が多い。このように、検針メーターの実測が物理的に不可能な場合は、延床面積に対する該当面積で全体使用量を按分し、その数値を申告使用量としているため、事務処理が煩雑になっており、規定と実態が整合していない。 そこで、一定の要件の下、制度の適用範囲を拡大するべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 今後需要が高まることが予想される高齢者向け住宅の整備促進につながる。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
120	10月16日	12月6日	省エネ法に基づく主務大臣への報告と、地方自治体の地球温暖化対策条例等に基づく首長への報告の一元化	【要望の具体的内容】 省エネ法が特定事業者に毎年度、報告を求める事項と、地方自治体が条例に基づいて事業者に対して毎年度、報告を求める事項には重複するものが多いことから、書式・内容を全国的に統一し、提出窓口を一本化すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。また、各地方自治体も地球環境条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。これらの文書に記載する事項は、ほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。文書の様式や記載項目を統一するとともに、提出先を一元化すれば、事業者の事務コストが大幅に縮減されるとともに、効率的な行政の実現にも資すると考える。 なお、「規制・制度改革に係る方針」（2011年４月８日　閣議決定）では、「事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行う」とあり、経済産業省と環境省から地方自治体に対し、温室効果ガス排出量等の報告に関して条例の制定や改正を行う際には、既存の法体系との整合性に留意するよう、会議や面談の場で要請文を発出することとなっているが、依然として事業者の負担は重い。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省 環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
121	10月16日	12月6日	各種法定図書等の二次利用可能な形態での電子化の義務付けと要件緩和・見直し	【要望の具体的内容】 準天頂衛星の打上げによりカーナビなどの位置情報サービスの高度化・高精度化が期待されている。高精度な位置情報サービスには準天頂衛星の測位精度に対応した高精度な地図が必要となり、対応する地図には道路法に基づく道路台帳附図などの行政が整備している法定図書の活用が考えられる。行政が日常で維持管理する情報を官民で最大限活用することで、社会情報インフラを整備するだけでなく、高精度位置情報サービスの活用に寄与することが可能となる。6月14日に公表された「日本再興戦略」p.43でも「公共データの民間開放」を言及しており、実現に向け、法定図書の電子的な整備強化と二次利用をすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 行政が整備する法定台帳等は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」第6条において電磁的記録による作成が可能となっているものの、電子化は進んでいない。電子データがあまり存在しないため、行政内・民間市場により利用ができない状況（例えば市町村の道路台帳の電子化率は、総務省H24 年地方自治情報管理概要によると50.1%）。また、行政が保有する高精度な地図情報の一つである地番現況図や家屋図は、通常税業務で作成されることから、地方税法第22条の税業務目的で作成された資料の目的外使用の禁止の条項により、行政内の利用であっても、他の背景図等で利用することができない。 ＜要望理由＞ 高精度な位置情報サービスを実現する上で必要となる高精度な地図情報を効率的に整備するため、法定図書の電磁的記録による作成を義務付けるべき。一見、行政に対する規制強化と見えるが、サービスを提供する民間にとって市場活性化につながるものである。また、地番現況図や家屋図に関しては行政内でのG空間情報の積極活用を行っている先進自治体（千葉県浦安市など）では、これらを税業務以外で作成することによりこの条項をクリアしているが、大半の自治体は従前のまま税業務での整備を行っており、利用ができない状況にある。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 法定図書の電子化の促進、地番現況図や家屋図の規制を緩和することで、高精度なG空間情報が整備されやすくなり、位置情報サービス市場の活性化と、住民生活の利便性の向上が期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	内閣官房 総務省 国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
122	10月16日	12月6日	デジタル教科書の普及に向けた規制緩和	【要望の具体的内容】 当該法律第2条の「教科書」の定義に、「図書」に加え「図書相当のデジタル情報」を追加する。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 現在、デジタル化された教材は教科書として認められていない。そのため、著作権法第33条で示される教科書への著作物の取り扱いがデジタル教材には適応されず、教科書作成に必要な写真や資料などのデータ使用の権利処理に大きな手間とコストが必要となる。これが、デジタル教科書の普及の阻害要因となっている。 ＜要望理由＞ 政府の成長戦略、文科省「教育の情報化ビジョン」等で2010年代中に、児童生徒一人に対し一台の端末機器を配布することが想定されている。しかしながら、教科書等コンテンツの充実が図られなければ、端末配布の効果は薄れる。そこでまず、デジタル教科書を法的に認め、図書同様の著作権の取り扱いを許すことが必要である。 ＜要望が実現した場合の効果＞ デジタル教科書による教育効果の向上が見込めるとともに、デジタル教材市場の成長が見込まれる。また、日本の教科書・教材は図書としては世界的にみて高い評価を得ており、教材のデジタル化のノウハウや技術は海外へ展開できる可能性がある。	（一社）日本経済団体連合会	文部科学省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
123	10月16日	12月6日	教育目的に利用するデジタル教材等の活用に向けた関連法制度の整備	【要望の具体的内容】 教育の質向上に向けて、適切な著作権保護の仕組み構築等を前提として、児童・生徒がどこからでもアクセスして、デジタル化された教材を活用できるよう、デジタル化された教材を教育機関内サーバに蓄積し、利活用することを国として認めるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 授業の過程において使用することを目的とする場合には、必要な範囲において、公表された著作物を複製することは認められている（著作権法35条1項）。また、同時授業が行われる遠隔地の副会場向けに、公表された著作物を上演/演奏/上映/口述して利用する場合には、著作権者の許諾を得ずに公衆送信することが可能である（同35条2項）。 ＜要望理由＞ 授業時間外に教育機関内のサーバに生徒がアクセスして学習するような教育環境の整備が進んでいない。また教員が授業用のコンテンツを作成しても、サーバへ蓄積すること躊躇してしまい、教員のIT活用意欲の低下や、スキル向上を阻害する要因の一つとなっており、結果として教育現場におけるITの活用が進んでいない。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 授業時間外でも生徒が教育機関内のサーバにアクセスすることが可能になることにより、教育機関と家庭におけるシームレスな学習環境が整備される。また教員による授業用のコンテンツの作成や活用が活性化し、教員のIT活用意欲・スキル向上につながり、結果として生徒の学習能力の向上につながる。	（一社）日本経済団体連合会	文部科学省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
124	10月16日	12月6日	戸籍システムのクラウド化推進	【要望の具体的内容】 　現状民間データセンターに戸籍メインサーバおよびバックアップサーバを設置することについては差し支えないとされ、戸籍正本の遠隔地保存についても戸籍法第8条の解釈により法改正の必要なく認められているが、今後地方自治体の業務において導入が進むと見込まれるクラウドサービスは、この先例だけでは導入が進まない。 地方自治体の共同利用（コンピュータ資産はベンダー保有・運用、地方自治体が利用料を支払う形態）についても、必要なセキュリティ/運用基準・ガイドライン等必要な法制度の整備を進めるべきである。 　また、既に示されている回答等でクラウドサービスが認容されているのであれば、それを地方自治体含め広く周知すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 　過去の規制改革要望における法務省回答等を踏まえると、戸籍システムのクラウド化においては現状、下記のような規制・制約がある。 ①データセンターの場所を公開することが前提。 ②作業は原則、職員が立ち会うことが前提（保守・点検含む）。 ③データセンターの一区画を区切って自治体が専用利用するのが前提。 ④常時カメラでモニタリングするのが前提。 ＜要望理由＞ 　現状の規制により、クラウドサービスの導入が進まないので、下記の点について検討すべきである。 ①データセンターの仕様を示せばよいというところまで緩和すべきである。 （セキュリティ上、一般的にデータセンターの設置場所は広く公開しない） ②保守作業の迅速化、効率化を図るためデータセンター（事業者）側に任せるべきである。 ③「直接データをアクセスすることができないこと」とすれば同一サーバで共同利用してもよいというところまで緩和すべきである。 ④映像の24時間記録ではなく、台帳上の管理（必要ならばアクセス記録の提示）レベルの内容にすべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 　自治体はクラウド利用によりコンピュータ利用コストの低減が図れるとともに、職員の運用・保守負担の軽減も図ることが出来る。 　また、災害時の安全・確実な行政サービスの提供にも寄与する。	（一社）日本経済団体連合会	法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
125	10月16日	12月6日	生活保護受給資格問い合わせフォームの標準化	【要望の具体的内容】 　生活保護法第29条に基づく、福祉事務所等が金融機関に対して行う資産状況に関する照会の様式を、全国統一のフォームに策定すべきである。また電子的に調査の照会および返答が可能とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ ・生活保護法第29条に基づく、福祉事務所等が金融機関に対して行う資産状況に関する照会の様式は、各自治体が生活保護法施行細則において定めているものの、一様ではなく、各自治体ごとの様式となっている。また紙媒体による回答となっている。 ＜要望理由＞ ・各金融機関では、自治体ごとに照会に対する回答様式が異なることから、照会元ごとへの様式に合わせて報告しなければならず、大きな負担となっている。 ＜要望が実現した場合の効果＞ ・照会を標準的かつ電子的に行うことで、各自治体から、金融機関に照会をかけることができ、より正確な資格照会を実施できる。 ・照会に係る民間事業者の負担を軽減できる。 　なお、電子的照会に関しては、将来、社会保障・税番号制度の情報提供ネットワークシステムを活用して福祉事務所等が金融機関に生活保護法第29条に基づく照会を行えるようにすることも考えられる。	（一社）日本経済団体連合会	内閣官房 金融庁 厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
126	10月16日	12月6日	法人の電子申告フォームの簡素化	【要望の具体的内容】 法人税に関わる財務諸表等の申告フォーマットについて、現行のXBRL対応のフォーマットだけではなく、企業規模に応じて、csv形式等より簡易なフォーマットでも対応できるようにし、中小企業の電子申告を促すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ ・企業の電子申告で、財務諸表等についてはXBRLフォーマット（2.1）で提出することとされている。 ＜要望理由＞ ・XBRLフォーマットの小項目等への対応は、各企業で行う必要があるが、中小企業等では自社に関わる情報をXBRLフォーマット化する事務負担が大きく、結果として、電子申告は申告書および別表などの部分に限定され、決算書等を電子的に提出していない中小企業が多いのが現状である。 ＜要望が実現した場合の効果＞ ・中小企業が決算書等のレベルも含めて、電子申告でデータ提出が可能となるため、中小企業事務の効率化が図られる。 ・国税庁においても、中小企業からの申告の詳細データが電子化されることから、多角的・効率的な調査業務に資する。 ・中小企業の決算書等の詳細なデータが電子化されることにより、金融機関においても、投融資等の評価が効率的かつ迅速的に行いやすくなるため、円滑な中小企業金融に資する。	（一社）日本経済団体連合会	財務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
127	10月16日	12月6日	地方自治体に対する入札参加資格申請手続きの簡素化	【要望の具体的内容】 地方自治体に対する入札参加資格手続きに必要な書類に関し、国・政府または県レベルで標準化・電子化を更に進め、統一書式でオンライン申請を行えるようにすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 地方自治体の公共工事参加に必要な入札参加資格申請手続きは、国土交通省統一様式の採用など一定の標準化された書類での申請が認められているものの、各自治体によって書類・書式が異なることも多く、また紙ベースでの申請が中心となっている。 ＜要望理由＞ 上記状況から全国ベースで営業している建設会社は、同じ書類や内容はほぼ同じだが微妙に異なる書類を全国各地の自治体に提出しなければならず、さらなる効率化の余地があると考える。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 国レベルでの書類の標準化と地方自治体の資格認定基準を連動させること、および申請をオンライン化することにより、審査側・申請者側共に業務効率化が期待できると共に、書類作成に要する資源（紙類）を減らし、かついずれ発生する廃棄物の抑制に繋がる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省 総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
128	10月16日	12月6日	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化および窓口の一本化	【要望の具体的内容】 住民税特別徴収に係る全ての手続きは、eLTAXをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。これにより、①給与支払報告書の電子データ提出の窓口の一本化、②企業に対する課税通知書の電子化（1企業に対して1つの電子データでの提供）、③個人への課税額通知方法の統一（データを1本化し、各納税者が専用HPへアクセスすることにより参照できる仕組みの構築等）、④各種異動手続きのオンライン化、⑤各種書類のフォーマットの全国統一を実現すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 eLTAXについては、市町村に対する地方財政措置や政府による働きかけがなされた結果、未導入の市町村は減少しているもののまだまだ多い現状にあり、より強力な手法等を用いながら、早期に全自治体への導入を実現すべきである。その他項目ごとの理由は以下の通り。 ①総務省により地方税の電子化（eLTAX）が進められてはいるが、市区町村単位の対応となっている。（2013年4月現在 約300市町村が未導入）。現状では、電子納付の利用は現実的ではなく、結果大量の紙を各市町村へ郵送せざるを得ない。早急に全国展開を実現し、全市町村分の電子データを一括で受け取れる窓口を構築し、市町村番号等で各市町村に振り分けるべきである。 ②課税通知書・総括表・税額変更通知書のフォーマットが市町村ごとに異なることにより、管理が困難かつ非効率な状態であるため。 ③インプットミスによる誤徴収防止のため。 ④上記③と同様。 ⑤上記②と同様。 なお、①⑤については、上記理由に加えて、自然環境保護（紙の削減）や個人情報流出リスクの削減等の効果も見込まれる。	（一社）日本経済団体連合会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
129	10月16日	12月6日	全地方自治体における償却資産税の電子申告・届出（eLTAX）の可能化	【要望の具体的内容】 　償却資産税の電子申告・届出（eLTAX）サービスに対応できている地方自治体が限られている。全地方自治体で展開すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 　電子申告・届出（eLTAX）にサービスに対応できている自治体が限られている。 ＜要望理由＞ ①申告市区町村が多数あり電子申告・届出（eLTAX)とそれ以外の申告で分けるには、事務手続き上困難である。 ②電子申告に統一すべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ ①「申告書、明細書の紙の削減」「発送作業」を削減することができる。 ②自治体側では、紙での保管が不要となり、データベースで明細の管理ができる。 ③自治体側で申告している会社のデータベース作成が容易にできる。	（一社）日本経済団体連合会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
130	10月16日	12月6日	自治体から金融機関への決済データのオンライン化推進	【要望の具体的内容】 自治体と金融機関の間でやりとりされる「総合振込」や「口座振替」のデータ授受は、現状FD、MT、MO、CMTなどにより行われている。事務の効率化、コスト削減、紛失リスク低減のため、オンライン化を推進する施策を政府として実施すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 各自治体の「口座振替収納事務取扱要綱」などでフロッピーディスク等の電子記録媒体で実施するよう規定しているケースがあり、FD等の媒体の運用が継続されている。また多くの自治体および金融機関が足並みを揃える必要があるが、主導する組織が無い。 ＜要望理由＞ 【電子記録媒体紛失のリスク】電子記録媒体は郵送・搬送に加え、自治体内でも人手を介して取回されているため、紛失や盗難のリスクが高い。 【事務負担】媒体の保管・持ち出し管理や、複数媒体の郵送・搬送のための仕分処理など、事務手続きの負荷が大きい。 【時間的ロス】郵送・搬送に時間がかかるため、依頼時限が制限される。また依頼結果の取得にも日数を要する。 【媒体入手困難】オンラインが当然となりつつあり、メーカが媒体を製造・販売しなくなっている。 一部の自治体のみがオンライン化する状況が続く場合、金融機関は、オンライン化しない他の自治体向けの従来手段への対応も求められることで、事務負担が二重となり過重な社会コストが発生する。これを回避するため、国として、全ての地方自治体を対象としてオンライン化するよう施策を実施すべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 全国の自治体におけるサービスレベルの向上、トータルコストの削減、運用フローの標準化による事務負担の軽減、紛失、情報漏えいリスクの低減、システムセキュリティの向上（データのオンライン送信によるデータ改ざんリスク等の減少）	（一社）日本経済団体連合会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
131	10月16日	12月6日	地方自治体の歳入に用いる証券の範囲の見直し	【要望の具体的内容】 地方自治体への納付を行いやすくし、国民や民間事業者の手続きの利便性を向上させるため、指定金融機関に対して、当該金融機関の口座を有しない人が、地方自治法に定める歳入に用いる証券以外にも、指定金融機関口座に対する振込及び資金決済法に定める手段（前払式証票（プリペイドカード等）やサーバ型前払式手段等）等も認め、納付の電子化の環境をより整備する等を行うべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ ・地方自治法等においては、歳入の収入の方法等を定めており、現金以外の方法としては、小切手、地方債、国債、ゆうちょ銀行の発行する振替払出証書・為替証書等の方法がある。戸籍・住民票の謄抄本等を郵送で交付請求する場合、交付手数料の納付手段として「定額小為替」が指定されていることが多い。 なお、クレジットカードによる納付は、現状認められており（地方自治法第20条の6）、ネット上の支払は、クレジットカードを保有している者については、特定の自治体において行えるようになっている(地方自治法第231条の2第6項、地方自治法施行令第157条の2)。 ＜要望理由＞ ・「振込」は、送金手段としてもっとも一般的でありインフラも整っている。 ・資金決済法では、金融機関その他の事業者による電子決済の確実性が担保されるためのスキームを構築している。 ＜要望が実現した場合の効果＞ ・遠隔地からの歳入の納付に用いることのできる方法として、地方自治法施行令第156条に定める「総務大臣の指定する」持参人払式の小切手等以外にも、指定金融機関口座に対する振込および資金決済法に定める手段等を認めることにより、交付手数料納付にかかる国民の利便性が向上する。 ・自治体業務においても、納付確認業務や換金業務等の負担（定額小為替の金額過不足の調整や換金の事務負担）が軽減され、より効率的な業務を行うことができる。	（一社）日本経済団体連合会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
132	10月16日	12月6日	電気通信事業法の適用範囲に関する有権解釈の変更	【要望の具体的内容】 国内の利用者向けに提供されている電気通信サービスについては、電気通信設備の位置や提供事業者の設立国に関わらず、電気通信事業法にかかる同一の規制を変えるべく、有権解釈を変更して戴きたい。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 国内の利用者向け電気通信サービスであっても、国内に設置された電気通信設備を用いて提供されているか、「国内に事業を営む拠点を置く者が、国外に設置した電気通信設備（サーバ等）を用いて、インターネットを通じて国内の利用者向けに提供」（電気通信事業参入マニュアル[追補版]—届出等の要否に関する考え方及び事例—25頁参照）されるものでない限り、電気通信事業法の適用を受けないとされており、司法解釈はなく総務省の専権解釈に依っている。 ＜要望理由＞ インターネットサービスはボーダレスであり、利用者は海外事業者が提供していることを意識せず、サービスを利用している。サービスの提供態様に差異はないが、有権解釈の要件に該当した場合、電気通信事業法の適用を受け、通信の秘密の遵守や総務省への事故報告など、広範な規制の適用を受け1)、2)の問題がある。 1)多くの国内利用者が受けているサービスであっても、電気通信事業法の適用を受けていないことを利用者は意識しておらず、同法の規制の目的が達されていないが、支障が生じていないのであれば立法事実が残置しているかの検討が必要。 2)電気通信事業法の適用を受ける事業者にとって、提供するサービスが同法の適用を受けないサービスを提供する事業者と変わらないにもかかわらず負担を負うこととなり、海外事業者に対して競争上ビハインド。 ＜要望が実現した場合の効果＞ ①国内利用者が利用者保護を享受でき、②事業者に適用される規制水準が平準化され、規制環境が整備される。	（一社）日本経済団体連合会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
133	10月16日	12月6日	国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減	【要望の具体的内容】 ①新規契約締結時の事前承認の廃止または認可期間の短縮 ②以下の場合の認可手続きの廃止または認可期間の短縮 (1) 既に協定等を締結している外国事業者と精算料金変更に伴う当該協定等の変更する場合、同一の特定対地内で既に協定等を締結している他の事業者よりも精算料金が高くならないことが明らかなとき (2) 既に音声通話機能について協定等を締結している外国事業者とテレビ電話機能の精算料金を追加または変更する場合の当該協定等の変更 ③外国政府等との協定の契約及び変更に関する年度報告の廃止または報告内容、報告基準の簡素化 【規制の現状と要望理由等】 電気通信事業法施行規則一部の改正により（平成19年6月5日）、外国政府等との協定等の締結・変更等の認可対象範囲を縮減する規制緩和措置が講じられた。（※既に音声通話の協定を締結している事業者とのTV電話の追加するときに精算料金が音声電話を上回らない場合、また既に協定を締結している事業者が提供事業者を追加するときに精算料金が増加しない場合が認可対象外となった）しかし、事業者における負荷が少なくなってきているものの、未だ、ユーザへの早期サービス提供が十分に実現できない状況にある。以下の理由から規制緩和を要望する。 -ユーザへの早期サービス提供の実現 認可までに約2週間を要しており、準備期間を含めて1ヶ月サービス提供が遅れる場合がある。認可の対象外となれば、協定締結等までの時間が大幅に短縮が期待できるため、サービスの柔軟な提供が可能となる。また、認可廃止が困難である場合は、さらなる認可期間の短縮や行政手続きの簡素化を実施すべきである。 -ユーザの利益保護の要件を充足 日本国内のアクセス・チャージについては指定事業者以外は届出していない現状に鑑みると、海外事業者へのアクセス・チャージも同様の視点から、不要と考える。 -事業者における負担軽減（例えば、約1人月の人的リソースが軽減される見込み）	（一社）日本経済団体連合会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
134	10月16日	12月6日	PFI法の対象事業への情報システムおよびデータベース整備・運用事業の追加	【要望の具体的内容】 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 （以後、「PFI法」）で定める「公共施設等」に、新たに、「情報システム」「データベース（データの取得、正規化、管理、運用を含む）」を追加すべきである。 また、現行法制度において対象施設に含まれると解釈して良い場合には、その旨を明確に示すべきである。 なお、ここで示す「情報システム」「データベース」は必ずしも施設を含むものではなく、現行法に示されている「情報通信施設」とは異なるものである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ PFI法は、「民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的」とし、400件以上の実績がある。本目的に合致する公共事業のひとつに道路や上下水道等の公共施設台帳を含む地理空間情報整備・運営事業があるが、地理空間情報を含む「情報、データ」は重要な社会資本のひとつであるにもかかわらず、PFI法の対象になっていない。 ＜規制の現状＞ 国や地方公共団体は、地理空間情報を含む情報システムやデータベースを効果的に活用した効率的で質の高い行政サービスの提供が求められているが、単年度での予算措置や一律の予算カットなどにより、中長期的な視野で適切なデータの整備・運用が出来ているとは言い難い。また、現状では、橋梁、建物等の公共施設と異なり、地理空間情報は資産登録や権利設定がされておらず、民間事業者にとって参入しにくい状況にある。一方、地理空間情報を含む情報システム、データベースの技術やノウハウは民間側に多く蓄積されており、この分野において民間の資金、技術、ノウハウを活用することで、中長期的に適切な整備・運用が実現すると考える。以上より、PFI法への対象事業の追加を要望する。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 民間事業者は、自らの創意工夫によりコストを削減しながら品質の確保が可能となり、収益率の向上が期待できる。公共機関は、これまで十分に活用できているとは言えない地理空間情報を含む情報システム、データベースの一層の活用が期待できる。また、民間事業者にこれらの情報、データを活用した付帯事業を認めることで、情報システム、データベースに関わる財政負担を軽減できる。	（一社）日本経済団体連合会	内閣府

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
135	10月16日	12月6日	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	【要望の具体的内容】 株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置すること。 【規制の現状と要望理由等】 現在、保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。 ただし、厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められている。 企業サイドには、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズに加え、企業間の株式の持合を市場に悪影響を与えずに解消したいというニーズがある。 現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。 現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。 信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。 本要望の実現により、顧客の利便性が向上するとともに、市場の活性化が期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
136	10月16日	12月6日	外国の子会社対象会社の買収、外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の特例・緩和	【要望の具体的内容】 保険会社が将来にわたり保険金等を確実に支払う観点から、外国の資産運用会社等の買収により収益力の強化や運用リスクの分散を図ることは重要な選択肢である。 保険会社が外国の子会社対象会社を買収する際、国内と海外の保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の差異から生じる競争条件の不平等およびそれによる買収機会の喪失を解消する観点から、子会社等に係る業務範囲規制の特例措置を認めるべきである。加えて、外国の関連法人等の子会社等について業務範囲規制の緩和を認めるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 外国の子会社対象会社の買収において、当該外国会社の子会社等に子会社対象会社以外の会社が存在することがあるが、欧米と異なり、わが国保険会社の子会社等の業務範囲は法令や監督指針で一定の会社に限定されているため、わが国の保険会社は欧米の保険会社に比して交渉上著しく不利な立場に置かれる。 銀行については、国際展開を容易にする環境を整備するために、2013年の銀行法一部改正にて①銀行業、有価証券関連業、保険業、信託業を営む外国会社、②従属業務または金融関連業務を専ら営む外国会社等を買収する際の子会社等に係る業務範囲規制について特例措置が設けられたが、保険会社については保険業を営む外国会社の買収の場合に限定されている。 保険会社においても、国際展開のニーズは高く、また、本業へのリスク・影響を遮断するという子会社業務範囲規制の趣旨は銀行法と保険業法とで同様であり、「保険会社のグループ経営に関する規制の見直しについて」（平成23年12月）における「現行の子会社業務範囲規制の枠組みは維持しつつ、外国保険会社の買収において障害となっている規制に限定して、必要な見直しを行うことが適当」との方向性にしたがって、外国子会社買収における子会社の業務範囲の緩和について具体的に検討すべきである。 具体的には、外国会社を買収する際の子会社等に係る業務範囲規制について銀行と同様の範囲で特例措置を認めるべきである。加えて、分社化等により、子会社対象会社の業務の一部と見なせる従属的な業務については、業務範囲内であることを明確化すべきである。 また、保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがありうること等から、外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めるべきである。	（一社）日本経済団体連合会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
137	10月16日	12月6日	保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	【要望の具体的内容】 ①業法施行規則56条5項各号の10%超投資可能先の要件に関し、中小企業新事業活動促進法の「新規中小企業者」の概念を導入し、設立5年未満の会社で現行の要件を撤廃、または、同法「特定新規中小企業者」の定義に係る新規事業活動従事者数が一定以上の会社などを、要件に追加すべきである。又は、「その他ベンチャーキャピタル投資の趣旨から逸脱しない会社」等を要件に追加すべきである。 ②投資先企業が成長し、資本金や従業員数等の中小企業の要件から外れても、初回投資時に要件を満たしていた企業は10%超となる追加投資を可能とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ①に関して、現状の規制では、保険会社本体は子会社と合算して国内の会社の10%を超える議決権の取得または保有ができないが、例外的に、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが「新規事業分野開拓会社」（いわゆるベンチャー企業）に投資する場合は、10年以内に限り、その合算対象から除かれる。 新規事業分野開拓会社には、非上場の中小企業のうち、設立10年以内でかつ試験研究費等の割合が総収入額の3%超などの要件があり、現状の規制の枠組みでは10%超の投資可能先を限定列挙的に認めていることから、今後も新たな投資可能先を順次追加する方法も考えられる。 一方、情報技術をはじめ目まぐるしい技術革新を背景に、法令が予定していない新たな業種・産業が登場してきた場合、機動的な投資を可能とする観点からは、新たな事業分野を開拓する会社の支援というベンチャーキャピタル投資の趣旨から逸脱しない範囲内において、都度の法令改正を待たずとも投資可能先として当てはめることができるようなバスケット条項の追加が有効であると思われる。 また②に関して、近年ベンチャーキャピタルの投資段階が、企業のより初期の段階へと広がる動きもあるが、このような企業の投資については、リードベンチャーキャピタルとしてガバナンスの観点から相当シェアを維持しつつ、成長に合わせた段階的な投資を行うケースもある。 今後もますますこうした様々な事業の成長や投資形態が見込まれる中、より多くの企業に対し柔軟に投資ができるような規制が必要だと思われる。当要望の実現によって、より多くの優良なベンチャー企業に対しての資金供給を通じた、新しい産業の創出や企業成長の促進、経済活性化に貢献することができると考えられる。	（一社）日本経済団体連合会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
138	10月16日	12月6日	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和	【要望の具体的内容】 　保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約（以下「当該保険契約」という。）の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、相手方の同意があった場合に、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるよう要望する。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 　当該保険契約の保険募集に際して解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法としては、現状、「書面の交付」のみに限定されている。 ＜要望理由＞ 　一方、昨今のインターネット環境の普及に伴い、インターネットを活用した保険契約申込手段の提供を通じて、消費者の利便性に大きく貢献しているものと思料する。 　しかしながら、当該保険契約においては書面交付が必須であることから、例えば、インターネットによる保険募集を行う場合であっても、インターネットのみでは申込みが完結せず、郵送等による書面のやり取りが一定発生することから、現在の規制はインターネット申し込みの利便性を阻害する要因となっている。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 　当該説明の必要性を法的に措置しておくことを否定するものではないが、その方法を「書面の交付」に限定せず、この規制を緩和して、相手方の同意があった場合には、電磁的方法による提供を可能とし、消費者利便の向上を図りたい。	（一社）日本経済団体連合会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
139	10月16日	12月6日	少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止	【要望の具体的内容】 少額短期保険主要株主承認申請において、保険持株会社および保険会社が株主となる場合、取締役等の住民票の提出を不要とする。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 少額短期保険事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者に関する承認申請にあたって、その者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与および監査役の履歴書について、住民票の抄本の提出が必要とされ、また個人である場合の当該者の氏名、住所または居所および職業を記載した書類についても住民票の抄本の提出が必要となっている。 ＜要望理由＞ そもそも保険持株会社および保険会社は保険業法の管下におかれた存在であり、同法施行規則85条においても取締役等の就任、退任は届出の対象となっているため、少額短期保険主要株主承認申請にあたって、ことさらに取締役等の住民票の提出を求める必要はないものと考えられる。	（一社）日本経済団体連合会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
140	10月16日	12月6日	外部委託先の監督についての明確化	【要望の具体的内容】 　金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制を明確化すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 　金融機関が顧客情報を外部に委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督、適切な委託先の選定と安全管理措置の確保が求められ、さらに「外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報が適切に行われていることを確認しているか」が監督上の着眼点とされている（主要行等向け監督指針III—3-3-4-2(1)⑤）。金融機関がクラウドサービス上に顧客情報を保存する場合は、クラウドサービス事業者も外部委託先として金融機関の監督を受けるものと考えられている。 　しかし、これらの指針においては、外部委託先の「必要かつ適切な監督」として、具体的にどのような方法でどの程度の行為が要求されているかは明確ではない。平成24年5月31日付の「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正案において、「重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか」という新たな着眼点が追加されたものの、「監査」の内容は必ずしも明らかではない。 　特に、クラウドサービスは、従前から利用されている金融機関向けにカスタマイズしたシステムと異なり、複数の利用者が共通のインフラを使い、汎用的なサービスを受ける比較的新しいサービスであり、適切な監査、監督方法が確立されていないため、利用者である金融機関もクラウドサービス事業者も手探りの状態である。そのため、「必要かつ適切な監督」「監査」を保守的にとらえる金融機関がデータセンターへの随時の立ち入り監査も可能とする強力な監査権限を要求し、セキュリティ確保のため第三者のデータセンターへの立ち入りを制限しようとするクラウド事業者はかかる要求にこたえられず、サービス提供が困難になるという事態が生じている。利用者が多数に及ぶクラウドサービスにおいて、監査名目で多数の者がデータセンターに立ち入ることはセキュリティ問題を生じさせるものであり、適切な外部の監査機関による認証の取得と、金融機関による当該認証の確認で足りる場合もあると思われる。このような実態を踏まえ、クラウドサービスという新しいサービスの実態に即して、必要となる「監査」を明確にすべきである。それにより、金融機関によるクラウドサービスの活用が促進され、システム運用の効率化に資する。	（一社）日本経済団体連合会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
141	10月16日	12月6日	投資法人の計算書類等の投資主への電磁的提供制度の緩和	【要望の具体的内容】 投資法人による計算書類等の投資主への提供に関して、その全部または一部につき書面によらず電磁的な方法によって提供することを実務上可能とする制度を導入されたい。 【規制の現状と要望理由等】 投資信託の活用を一層促進するためには、個人投資家を含めた多くの投資家に資産の運用状況等に関する情報を理解し易く提供することが課題となる。 投資法人の計算書類等については、電磁的方法による提供が投信法上認められてはいるものの、投資主の個別の承諾を得ることが義務付けられており、電磁的方法による提供が実務上著しく困難となっている。そのため、投資家に大部にわたる書面が交付され、投資家が適切に投資判断を行う上での障害となっている。 一方、投資信託の運用報告書については平成25年6月19日公布の金融商品取引法等の一部を改正する法律において二段階化（重要事項を記載した書面の交付を義務付けその他の事項は電磁的方法による提供を可能とする改正）がなされている。また、株式会社については計算書類等の一部についてウェブサイト上への掲載を以て株主への提供とみなす制度があり、上場投資信託については運用報告書の受益者への交付義務が免除されている。 そこで、例えば、投資法人の計算書類等について、ウェブサイト上に掲載・開示する措置により、投資家への書面での交付義務を軽減する制度等、計算書類等の交付簡便化を実務上可能にする方策の導入が望まれる。	（一社）日本経済団体連合会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
142	10月16日	12月6日	貸金業法の規制対象の明確化	【要望の具体的内容】 親会社と会社法上の「実質子会社」との間の資金の貸し借りについて、貸金業法の規制の対象とすべきではない。 【規制の現状と要望理由等】 貸金業法第2条に定める貸金業については、同法第3条の登録を要することとされているが、旧商法上の親子関係（一方が他方の総議決権数の過半数を保有する関係）にある会社間における資金の貸し借りについてはこの適用がないものとの回答が示されている（平成18年7月21日付「金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）」）。 他方、親会社と会社法上の「実質子会社（会社法施行規則3条3項2号に基づき子会社とされるもの）」との間の資金の貸し借りについては、貸金業法が適用されることとされている（平成24年7月９日付「金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）」）。 貸金業法が貸金業者に対し登録を義務付けている趣旨は、高利貸し、過剰融資、過酷な取立行為等を防止し、「貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る」（貸金業法第１条）点にあるところ、実質親子会社間においてこれらの行為が行われることは想定しがたい。 連結会計上、旧商法上の子会社と会社法上の実質子会社とが取扱いにおいて全く区別されていないことに照らしても、旧商法上の親子会社関係と法令の適用を区別する理由はない。よって、親会社と会社法上の「実質子会社」との資金の貸し借りについても、貸金業法の規制の対象とならないこととすべきである。 共通の完全親会社の傘下にある兄弟会社間の貸付についても、過剰貸付け等の懸念はないと考えられることから、貸金業法の対象とならないことを明らかにすべきである。	（一社）日本経済団体連合会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
143	10月16日	12月6日	債権管理回収会社の取扱い債権の拡大	【要望の具体的内容】 SPC法上の特定社債、会社法上の社債や、いわゆる信託ABLにおける対象資産である金銭債権をサービサーが取扱うことができる金銭債権としていただきたい。 【規制の現状と要望理由等】 サービサーが取扱うことができる金銭債権については、1998年の債権管理回収業に関する特別措置法の制定時には、不良債権処理の迅速化のため金融機関等が有する貸付債権を幅広く対象とするとともに、当時、流動化の対象となっている債権を対象とすることとされた。 その後、不良債権処理および資産流動化の一層の促進の観点から取扱い債権の範囲拡大のための法律改正が行われ、現行法は、債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項第10号ないし14号において流動化対象の金銭債権を特定金銭債権としている。 しかし、SPC法上の特定社債、会社法上の社債やいわゆる信託ABL（オリジネーターが受託者に対し証券化対象資産を信託譲渡し、これに対し受託者がオリジネーターに対し信託受益権を発行し、受託者が信託財産である証券化対象資産を引当てとして投資家から借り入れを行い、かかる借入金をもってオリジネーターが取得した信託受益権の一部を償還することにより当該信託受益権の償還金をもってオリジネーターの資金調達を図るというスキーム）における流動化対象の金銭債権は対象とされていない。 債権の機動的かつ確実な回収を図ることにより、わが国における金融機能全体の強化を図るため、特定金銭債権としてサービサーが回収することを可能とすべきである。	（一社）日本経済団体連合会	法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
144	10月16日	12月6日	貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大	【要望の具体的内容】 貿易保険法第57条は､｢政府は､会計年度ごとに､日本貿易保険を相手方として､日本貿易保険が輸出手形保険以外の貿易保険を引き受けることにより､当該貿易保険の種類ごとにその保険金額の総額が一定の金額に達するまで､当該引受けによって日本貿易保険が負う保険責任について､政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。｣と規定されている。この政府による再保険を民間保険会社にも開放すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 民間が参入している短期貿易保険分野において､民間再保険マーケットでは引受けできないリスクがあり(仕向国が紛争地域である場合など)､現状の制度のもとでは､保険の提供ができない場合がある。このような場合､政府の再保険を利用できることにより､民間保険会社の業務範囲の拡大を図ることが可能となる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
145	10月16日	12月6日	独占禁止法9条（一般集中規制）の廃止等	【要望の具体的内容】 ①独占禁止法9条（一般集中規制）を廃止すべきである。 ②仮に、独占禁止法9条が維持される場合でも、同条4項に基づく報告のうち、報告対象となる子会社及び実質子会社について、独禁法9条ガイドラインにおける「大規模な会社」又は「有力な会社」に該当する会社に限定し、報告内容の簡素化を図るべきである。 ③独占禁止法9条について、2009年に公正取引委員会においてなされた評価・検討結果およびその後のフォローアップ状況の詳細について公表を求める。 【規制の現状と要望理由等】 ①企業の経済活動がグローバル化し、市場規模が巨大化する中で、競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的に規制を課す規制は、企業活動を不当に制限するだけであり、既に存在意義を失っている。 　また、企業による事業環境の変化に応じた柔軟な営業展開、資本政策、設備投資等を萎縮させるのみならず、国際的にも例がない過剰な規制と考えられ、同条による規制自体、企業による異分野への新規参入の障害となる。 　こうした企業努力に対する各種の制約が消費者の利便性、企業の国際競争力、ひいては経済発展の阻害要因となるから廃止を要望する。 ②9条4項に基づく報告は、同条1項違反（またはそのおそれ）に該当する事実を探知することがその趣旨であると思われるが、現行では全ての子会社及び実質子会社を報告対象としており、特に大規模な企業グループにおいては、報告書作成にあたって多大な業務負担を強いられている。最近の企業結合規制の見直しにおいて、届出会社の負担に配慮し、株式取得に関する届出基準及び様式が簡素化されていることも踏まえ、9条4項に基づく報告対象についても、独禁法9条ガイドラインにおける「大規模な会社」（単体総資産3,000億円超の会社）又は「有力な会社」（当該事業分野における売上高のシェアが10%以上の会社）に限定するよう要望するものである。 ③昨年度の同様の要望について、公正取引委員会は、「平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、『引き続き実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である』との結論」を得て、「引き続き施行状況のフォローアップを行う」との回答であったが、検討結果及びその後のフォローアップ状況の詳細が明らかでないため公表を求める。	（一社）日本経済団体連合会	公正取引委員会

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
146	10月16日	12月6日	独禁法9条ガイドラインの見直し	【要望の具体的内容】 独禁法9条ガイドラインについて ①主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類3桁分類は競争政策の観点から評価すべき市場実態を反映しておらず2桁分類を原則とすべきである。 ②「大規模な会社」の該当判断の基準を一律的な総資産額から事業分野ごとの実態に適した基準とすべきである。 ③分社化した会社が上場等により議決権比率が低下した場合であっても「事業支配力が過度に集中することとならない会社」として扱うべきである。 ④独占禁止法9条について、平成21年度に公正取引委員会においてなされた評価・検討結果およびその後のフォローアップ状況の詳細について公表を求める。 【規制の現状と要望理由等】 ①現ガイドラインが事業分野の画定に利用している日本産業分類は、そもそも競争政策における事業分野の画定の指針となることを目的としたものではない。また、事業分野を過度に細分化して捉えており、企業が新規事業分野へ参入しようとした際に、容易に法が規制する事業分野数を越えてしまうリスクを企業に強いている。そこで企業が新規事業分野へ参入することにより市場競争を活性化し、我が国経済の発展を目指す観点から、本来は9条規制自体廃止するべきであるが、仮に規制を残すにしても対象となる事業分野の画定はできるだけ大括りにすべきである。 ②現ガイドラインは、事業支配力の過度の集中を認定する一要素として「大規模な会社」であることを挙げ、さらに一律的に総資産規模のみで該当性を判断している。しかし、重工業やインフラ事業をはじめとしたいわゆる装置産業では、企業の資産規模は、その事業支配力の大小に関わらず、大きくなりやすい。そこで、こうした事業分野毎の特性を踏まえ、「大規模な会社」基準を細分化する等より実態に即したものにすべきである。 ③現ガイドラインは事業支配力が過度に集中する場合の例外である「分社化」について、自社が現に営む事業部門を子会社化し、かつ設立当初からその全株式を保有し続けている場合と厳格に解している。しかし分社化した会社が上場等により当該親会社の議決権比率が低下したとしても、それにより事業支配力の集中が進む訳ではなく、寧ろ当該会社を通じた相対的な事業支配力は低下すると考えられる。そこで「分社化」の要件のうち全株式継続保有の要件はなくすべきである。 ④昨年度の同様の要望について、公正取引委員会は、「平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、『引き続き実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である』との結論」を得て、「引き続き施行状況のフォローアップを行う」との回答であったが、検討結果及びその後のフォローアップ状況の詳細が明らかでないため公表を求める。	（一社）日本経済団体連合会	公正取引委員会

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
147	10月16日	12月6日	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	【要望の具体的内容】 信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、独占禁止法第11条の適用対象から除外すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ①受託者の地位を利用した産業支配の恐れがないこと 信託銀行は、信託業法第28条により忠実義務等を負い、信託銀行が受託者として議決権を行使するにあたっては、信託の目的に従い受益者のために当該議決権を行使しなければならない。信託銀行は、信託会社等に関する総合的な監督指針や、信託検査マニュアルの規定の趣旨を踏まえ、信託財産の運用部門と銀行勘定の運用部門とを分離し、信託財産の運用部門から独立した部門が、信託財産の運用部門が議決権行使を含む運用の判断プロセスの適切性を含め信託財産を信託約款等に則り適切に運用しているかについて定期的に検証する体制を整備している。したがって、信託銀行が受託者という地位を利用し、自己の目的のために議決権を行使することはできず、産業支配の懸念はない。 ②市場の競争を歪める行為が行われないこと 銀行は、銀行法第13条の2、第13条の3等の規定により、銀行の特定関係者または特定関係者の顧客に対して通常一般的な取引条件から優遇した条件で取引を行うことや、優越的地位を濫用して顧客に不利益を与える行為等が禁止されている。受託者は、信託業法第29条により、信託財産に関する情報を利用して自己や受益者以外の者の利益を図る目的をもって取引を行うこと等が禁止されている。したがって、信託銀行は、銀行としても、受託者としても市場での競争を歪める行為を行うことが禁止されていることから、市場での競争原理は確保される。 ③投資が制限されること 信託銀行が、銀行法第16条の3、第52条の24に基づき、銀行勘定および信託勘定を合算して基準議決権数以下に抑えようとする場合、受託者責任の観点から、信託勘定で保有する株式を売却するという選択肢は取り難く、銀行勘定で保有する株式を売却する必要性に迫られ、信託銀行の投資行動が制限される。 ④事務負荷が重いこと 信託銀行にとって、銀行勘定と信託勘定を合算した結果が株式等の保有に関する法規制に抵触することを防止するための体制構築コストやシステム構築コストは、非常に大きな負荷となっている。 なお、銀行法の出資規制は、改正金商法等の公布(2013年6月19日）から1年以内に見直されることとなっており、これにあわせて独占禁止法の規定についても、速やかに手当すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	公正取引委員会

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
148	10月16日	12月6日	兄弟会社間の取引についての下請法適用除外の明確化	【要望の具体的内容】 　兄弟会社間取引について、「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」には、下請法の適用除外とされる旨を、Ｑ＆Ａの形でも良いので、明らかにすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 　公取委は「下請法取引適正化推進講習会テキスト」において、親子会社間取引が「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」には下請法の運用上問題としないことを明らかにしているが、兄弟会社については言及がなされていない。 ＜要望理由＞ 　公取委が親子会社を一定の場合に適用除外としている理由は、連結会社を一つの事業体として捉えているものと考えられるが、その点では親子会社間取引と兄弟会社間取引について本質的な差異はなく、両者で取扱いを変えるのは合理的でない。兄弟会社間の取引についても、「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」には、下請法の適用除外となることを、同テキストのＱ＆Ａの形で良いので明確にすべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 　グループ内取引の円滑化	（一社）日本経済団体連合会	公正取引委員会

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
149	10月16日	12月6日	郵便・信書便制度の抜本的な見直し	【要望の具体的内容】 信書の定義を、現状の内容基準から外形基準に改めるとともに、利用者に対する罰則規定を廃止すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 郵便法により、信書の送達は日本郵便の独占事業とされており、同法の定義に基づき総務省が信書の解釈指針を定めている。しかしながら、定義が、「意思もしくは事実を伝達するもの」という非常にあいまいな内容基準によるため、信書の範囲が過度に広範となるだけでなく、同じ文書が送り方次第で信書に該当したりしなかったりするなど利用者にとって分かり難い制度となっている。また、信書を郵便もしくは信書便以外で輸送した場合、郵便法により、輸送事業者だけでなく輸送を委託した利用者も懲役または罰金が課せられ、現実に、一般輸送事業者が文書の荷受けの都度、利用者の内容物の確認等を行っても、利用者が書類送検されるケースも発生している。そのため、文書輸送サービスの利用につき、利用者が委縮するのみならず、サービスの利便性も損なわれる状況にあり、公平かつ公正な競争環境が阻害されている。 諸外国では信書の定義を客観的な外形基準に基づき定めることが一般的であることから、現在の信書の定義を外形基準により定めることとし、必要最小限のユニバーサルサービスは確保する観点から、はがきなど一般の私人が多く通信に利用するものを信書とする。これにより、利用者の利便性向上と多様な事業者の創意工夫による新サービスの創出、コストの削減、ひいては文書輸送市場の活性化が期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名（タイトル）	提案の具体的内容等	提案主体名（会社名・団体名）	制度の所管官庁
150	10月16日	12月6日	武器等製造法の手続き緩和	【要望の具体的内容】 　契約（工事）毎の届出を省略し、年度毎に会社（事業所）単位で届出を出す制度とすべきである。修理などの緊急処置においても、届出を簡略化すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 　武器の製造請負・受託契約を締結しようとする者は、あらかじめ、請負・受託の報酬等経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。このため、現状は契約（工事）の都度届出を行い初めて着工できることとなっているが、手続を簡略化し、年度毎に会社（事業所）単位で計画されている工事についてまとめて届出を出すことができるようにすべきである。 　修理などの緊急処置における届出については、事後的な届出を認めることにし、作業に支障をきたさず緊急工事へのスムーズな対応を可能とすべきである。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省